

第百二十一回国 参議院 厚生委員会 會議録 第八号

平成三年九月二十六日(木曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

九月二十五日

岩崎 純三君

藤崎 年子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

田代由紀男君

菅野 壽君

補欠選任

田淵 勲二君

西田 吉宏君

前島英三郎君

竹村 泰子君

高桑 栄松君

小野 清子君

尾辻 秀久君

木暮 山人君

清水嘉子君

田代由紀男君

田中 正巳君

宮崎 秀樹君

菅野 壽君

日下部禮代子君

浜本 万三君

木庭健太郎君

沓脱タケ子君

栗森 喬君

勝木 健司君

國務大臣

厚生大臣

下条進一郎君

政府委員

厚生省生活衛生局水道環境部長

厚生省業務局長

常任委員会専門員

警視庁交通局長

通指導課長

環境庁水質保全

局海洋汚染・廃棄物対策室長

外務省経済局海洋課長

大蔵省主計局主計官

文部省初等中等教育局中学校課長

文部省初等中等教育局教科書課長

通商産業省立地公害局環境政策課公害防止指導室長

通商産業省生活産業局紙業印刷業課長

労働省労働基準局安全衛生部安全課長

自治省行政局公務員部能率安全推進室長

自治省財政局調整室長

小林 康彦君

川崎 幸雄君

滝澤 朗君

人見 信男君

木下 正明君

斎賀富美子君

渡辺 裕泰君

福島 忠彦君

矢野 重典君

湯本 登君

増田 達夫君

大関 親君

石橋 孝雄君

香山 充弘君

○ 処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付)

○ 連合審査会に関する件

○ 議案の撤回に関する件

○ 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付)

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付)

○ 委員長(田淵勲二君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十五日、岩崎純三君が委員を辞任され、その補欠として田代由紀男君が選任されました。

○ 委員長(田淵勲二君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○ 日下部禮代子君 まず最初に、清掃職場の安全衛生につきまして御質問をさせていただきます。

清掃事業を進める上で清掃現場において労働災害の発生率が非常に高いということは、二十四日本委員会における浜本先生の御質疑におきましても明らかにされたところでございます。

例えば、私自身実際に調査に加わりました事故がかなりございますけれども、その中の一つで、昨年の十月、仙台市の今泉工場での爆発事故とい

うのは、五人重傷、一人死亡、そして今なお二人が入院していらっしゃるという事故がございました。実際に現場に調査に参りましたが、真っ黒に焦げたというよりも溶けてしまった洋服の破片などが壁にこびりついているというふうな、大変な状況でございました。また、昨年兵庫県香住におきまして、焼却炉に作業員が落ちてしまったという事故もございました。

清掃事業というのは日進月歩で進んでいるにもかかわらず、標準的な作業方法などについて示している清掃事業における安全衛生管理要綱というのは昭和五十七年につくられたものでござい

ます。廃棄物の内容も生活様式、消費パターンなどの変化によって常に変化しております。さらに、今後、廃棄物処理法が成立するとすれば、分別収集、リサイクルなどの新しい作業が加わることになり

ます。今述べました仙台の今泉工場の爆発災害は、施設を施工した業者ですら予想できなかったというふうな言っております。したがって防

装置も全然ついていない工場でございました。安全対策が後手後手に回っているのではないかと

いうことを、私その現場を拝見いたしまして非常に感じたわけでございしますが、清掃施設の構造基準の見直しというものをこの際本格的に見直す

というふうなことはお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○ 政府委員(小林康彦君) お答えいたします。廃棄物処理事業におきます労働安全衛生対策につきま

しては、労働安全衛生法により必要な規制がなされているところでございますが、厚生省といたしましても、従来から地方公共団体に対して通知を行

いまして安全衛生対策の徹底を図ってきたところでござい

ます。また、お話しございましたように、施設の構造に関

しまして、ごみ処理施設構造指針及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

処理事業における事故防止マニュアルを策定いたしました。それに基き必要な措置を講ずるよう指導しているところでございます。特に、ごみ処理施設に特有な安全対策の一つとして防塵対策がございまして、その防塵対策にも配慮し、例えばメタンガス等の爆発性ガスについての酸欠場所に準ずる換気、検知器の設置などの対策を講ずることとしております。今後ともこの構造指針及び事故防止マニュアルの周知徹底を図り、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○日下部権代子君 現場をごらんになりますと、大変な災害が起きているなということを本当に実感なさると思えます。ぜひともこれから抜本的にその構造的な面での改善ということをよろしくお願いしたいと思います。

次に、ことしの七月でございますが、板橋区で、これは民間の清掃業者でございますが、収集車に巻き込まれて死亡するという事故がございました。これも御存じと思いますが、ごみ収集車に巻き込まれるという災害が相変わらず発生しております。昭和六十二年につくられました機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準というのが今の程度守られているのか。具体的に、いわゆる緊急停止装置、赤外線ランプなどの緊急停止装置を備えた収集車というのは、これは台数を明らかにいたしますよりも、収集車の何%ぐらいがそういう緊急停止装置を備えているのかということをお尋ねしてみたいと思えます。

○政府委員(小林康彦君) ごみ収集車の労働安全衛生に對しまして、お話のような状況もございまして、事故防止対策として六十二年二月に地方公共団体あてに安全指導基準を通知いたしました。その充実を図るよう指導しているところでございます。市町村では、その通知を受けまして、緊急停止装置が整備されました収集車の整備を行う等事故防止対策を講じているところでございます。

一般的にごみ収集車の耐用年数は五年程度でございまして、現在稼働しております収集車両

はほとんどこの緊急停止装置が整備をされているものと考えております。

○日下部権代子君 それでは、今例に挙げました板橋区の事件の場合は、これは緊急停止装置が備わっていたものというふうにご覧になってよろしいかと。

○政府委員(小林康彦君) お尋ねの件につきましては、私、今確認できる状況にございませぬので、調べまして先生の方に御報告したいと思えます。○日下部権代子君 それでは、ぜひともその点を明らかにして、後でお知らせいただきたいと思えます。

次に、厚生省の廃棄物処理事業における事故防止対策マニュアルについてお尋ねしたいと思います。

このマニュアルというのは、清掃職場の安全体制を確立するための最低条件を備えているというふうにとらえられております。ところが、収集作業というのは、先日の二十四日の浜本議員の御質問にもございまして、積み込み作業というのは通常二人以上で行うことになっていてお聞きしております。また、運転手も手伝うことができるというふうな御答弁がその際あったように思えます。

ところが、道路交通法の第七十一条を見ますと、そこには「車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つための必要な措置を講ずること」というふうな述べられておりますけれども、実際に収集車が作業いたしましたときには、ほとんどが機械式であり、原動機を運転しながら作業しているというところでございまして、そういう積み込み作業を運転手が原動機をそのままにして、積み込み作業を手伝うというふうなことは、これは道路交通法第七十一条に違反するということにはならないかと。

○説明員(人見信男君) お答え申し上げます。ただいま先生が御指摘ございましたように、道路交通法の七十一条の第五号は、車両等の運転者

が「車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つための必要な措置を講ずること」と規定されておるところであります。車両から離れたときに当たるのか、あるいは車両を停止の状態に保つために必要な措置を講じていると云えるか否かは、ごみ収集作業の具体的な状況等を勘案しまして個別、具体的に判断する必要があります。ごみ収集作業中にエンジンをかけたまま運転席を離れたことをもって直ちに道路交通法七十一条五号に違反すると解することはできないものと考えております。

以上でございます。○日下部権代子君 これは私、調べてきてはおりませんけれども、ブレーキをかけてはいたけれどもエンジンがかけたままで、収集車が後退をして、そして後ろで作業をしている作業員をひき殺した、そういう事故もあつたかに記憶がございまして、けれども、そういう場合も明らかにあるわけでございまして、いかがでございませうか。

○説明員(人見信男君) 私、先ほどお答え申し上げましたように、運転席から離れてエンジンを切らなかつたということだけをもって直ちに違反とは言えないというだけで、いろいろ個別、具体的な場合に於いて七十一条五号が適用される場合もあろうと思えます。

○日下部権代子君 それでは違反にはならない、ケース・バイ・ケースである、だから違反になることもあるというふうにとらえてよろしいのから。○説明員(人見信男君) 法の適用に当たりますれば、個別、具体的に考えさせていただきますと思えます。

○日下部権代子君 わかりました。どうもありがとうございます。それでは、厚生省にお伺いいたしますけれども、運転手が一人で作業員が一人ということ、エンジンをかけたまま作業を手伝うということ、そういうことも今の作業員の配置基準によりますと起き得るということでございますか。

○政府委員(小林康彦君) 厚生省に設けました市町村あるいは作業従事者、学識経験者から成ります廃棄物処理事業における事故防止対策検討委員会の報告書におきまして、事故防止の観点から、廃棄物処理事業の運営管理上留意すべき事項の一つといたしまして、「収集作業は二人以上で行う。」との事項が明記されているところでございます。それぞれの市町村におきましてごみ収集にかかわります実際の乗車体制は、労働安全衛生面の確保を前提にいたしまして、住民サービスの確保、収集、運搬の効率的運用等の観点から、それぞれ市町村の実情に即して総合的に決められるべきこととございますので、一概には言えませんが、一般的に運転手が収集作業に加わる場合には運転手を兼ね二人以上、加わらない場合には三人以上の乗車となるものでございます。

厚生省では、この委員会の報告に基づきまして労働安全衛生対策の充実を図られますよう、地方公共団体の指導に努めているところでございまして、今後とも必要な指導を行ひまして、廃棄物処理事業に伴います事故防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○日下部権代子君 そうしますと、運転手はそのまま座席にいて、そのほかには作業員二人、そういうケースもあるということだと思ひます。そういういたしますと、最初に述べましたような運転手一人、作業員一人であるというふうな場合と、それから運転手さんは運転席にいて、そして作業員が二人でやる、つまり三人でございませぬ。そういう二つのケース、いわゆる最初のAのケース、それからBのケースというふうに分けますと、その両方のケースともマニュアルにおいては二人以上という意味でとらえてよろしいのでございませうか。

○政府委員(小林康彦君) そのとおりでございます。二人以上、二人と言っておりますのは、まず「重量物は、二人で慎重に積み込む。」という規定を置かしまして、それから「収集作業は二人以上で行う。」、その収集作業に従事をいたします人が運

転手であるかどうかという事は、ここは問うておりませんので、運転手が収集作業に従事をしたとしますときはさらにプラス一人計二人、運転手が加わらない場合には収集作業そのみに携わる方が二人、こういうことで二人あるいは三人のケースがあらうと思っております。

○日下部補代子君 そういたしました場合には、運転手さんが一人で作業員一人、二人というふうな形と、それから運転手さんは座席について作業員が二人という場合、どちらが労働災害という観点あるいは安全ということから考えましたならばよりよい方法であるのか、方法というのはおかしいですね、よりベターであるかということになります、これはもう明らかだと思えます。その点いかがでございますか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の排出の形態でございまして、その地域の交通事情でございまして、か、廃棄物を集積してあります条件でございまして、それらの条件を考えた判断でございまして、労働安全衛生の確保を前提にしながら、そうした地域の事情に応じて市町村長が適切に判断をされるべき事柄というふうに考えております。

○日下部補代子君 さまざまな状況によってというふうにはおっしゃいましたけれども、基本的に考えて、運転手は運転席にいて、そしてそのほかには作業員が二人、合計で三人ということがより安全だというのはどうか考えても常識的に考えることだと思えますが、その点もう一度お聞きいたします。

○政府委員(小林康彦君) 安全確保という点では、お話のように運転手が運転席に居るのは、これがいかなる場合にも対応ができるという点で安全性は高いものと思えますが、その地域の事情によりまして、運転手が運転席を離れても労働安全衛生が確保できるという状況もございまして、それぞれの市町村の判断で安全が確保できるものと考

○日下部補代子君 先ほど申し上げましたよう

に、安全であるというふうな考えられていても、収集車というのは原動機をとめないで収集作業をするということが前提である以上、やはり危険率は非常に高いということがあると思えます。全く安全であり得るということはないわけでございまして、その点を考えて、それは地域別、状況によりけりというふうなただし書きを取り除いて、運転手は運転手、その他に二人以上ということ、これからは厚生省としてはその方向で進めるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 具体的にどういう職員の従事体制をとるかといえますのは、労働安全衛生を前提としながら、やはりいろいろの条件がございまして、市町村長の判断を尊重すべきもの、安全確保が最重点な案件であることは御指摘のとおりと考えます。

○日下部補代子君 それでは、今のお言葉、それ以上をなかなかお聞きすることは難しいと思えますけれども、実際にさまざま事故が起きてからは遅いのでございまして。したがって、安全対策というのは、予防ということを考えますと、万全の人員配置がきちんと確保されねばならないということをつけ加えまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、今回審議されております廃棄物の処理及び清掃に関する法律案に關します質問に移らせていただきます。まず最初に、大臣にお尋ねしたいというふうに思っています。

現在、日本はいわゆる使い捨て社会というふうな言われております。大量消費、大量廃棄型の社会の仕組みになっておまして、いわば世界のあらゆる資源を日本が食いつぶしているというふうなことも言われております。膨大な資源の採掘や採取とともに、廃棄物の投棄などによって地球環境に日本は大きな悪影響を及ぼしていると言われております。また、多くの発展途上国の貧困と環境破壊の原因が日本を含めた先進国の利益に偏った国際経済の構造にあるというふうにも言わ

れております。

このような悪循環を断ち切つて、また国際的に貢献していくためにも、国の経済政策における環境保全が最優先のことはもちろんのこと、企業の責任による廃棄物の減量化、再資源化の徹底、リサイクル型の消費生活そのものの推進を図っていくべきですが、グローバルな見地から廃棄物の問題を厚生大臣はどのようにとらえていらっしゃるのか、厚生大臣のいわば哲学というふうなものをお聞きしておきたいと思えます。

○国務大臣(下条進一郎君) 委員御指摘のように、廃棄物を取り巻く環境はまさに厳しいものがあるわけにございまして。そういう状況に対応するためには、出てきた廃棄物を単に燃やして埋めるといった従来の方法から、排出量をまず減らす、そしてできる限り再生利用をしようという考え方に立って、それでもなお残ったものの処分にもまた配慮してまいらなければならない、幾つかの段階において少くとも考え方を突き詰めて取り組んでまいりたい、こういうことではございませぬ。

今回お願いしております廃棄物処理法の改正は、こういうような方向に向けての第一歩である、このように認識しておるわけでございまして。今後、このように認識してまいらねばならないように、改正法が真に実りあるものとなりますように、廃棄物問題の解決に必要不可欠な国民の理解と協力を得ながら、新しい廃棄物行政の積極的な推進に努めていく考えであります。

また、経済活動と環境の関係について御指摘でございまして、この点は人類の将来の発展基盤である環境を損なうことなく開発を進めることが重要であるという考え方に立ちまして、経済政策と環境政策との連携の強化等を通じ、環境保全と経済発展の両立を図っていくことが必要である、このように考えております。

○日下部補代子君 どうもありがとうございます。ところで、今回の廃棄物処理法の改正案というのは、昨年十二月十日の生活環境審議会の答申が

下敷きになっているというふうに理解しております。生活環境審議会の答申は、国民運動の展開によって再資源化によるごみの減量化、また、大型家電製品等の処理困難物を指定自治体が製造業者にその製品の引き取りを求める、あるいは処理費用を負担させる、また、最終処分場周辺の環境整備を図る、オフィスの紙ごみ等を産業廃棄物とする、産業廃棄物の最終処分場建設には自治体も積極的に関与するというような柱を立てて、リサイクル社会の構築によってごみの減量化を提言しているものと理解しておりますが、この答申を貫いている考え方について、厚生省はどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) 昨年十二月の生活環境審議会の答申におきましては、廃棄物の発生抑制や資源化、再生利用の推進、中間処理の徹底などを図ることが必要であり、生産、流通、消費に至る経済活動のそれぞれの段階において廃棄物を減量化することが述べられておるのであります。したがって、改正法案におきましても、答申の趣旨を踏まえ、廃棄物の減量化にはリサイクルの一層の推進が重要という観点から、法の目的といたしまして廃棄物の分別、減量化、再生を明記することにいたしました。また、市町村の一般廃棄物処理計画に排出の抑制、減量化、分別収集に関する事項を定めておりますし、また優良な廃棄物再生事業者を知事登録いたしました。再生に協力させること等を盛り込んでおるところでございます。

○日下部補代子君 ありがとうございます。ただいまリサイクル社会の構築ということをおっしゃりましたけれども、リサイクルというのは、個人的な消費過程を終了した製品、つまり廃棄物をごみとして捨てるのではなくて再び生産過程に戻す、そして原料として再利用するということではないかと。しかしながら、生産過程ではいわゆる処女資源とか国外から輸入される再生資源と価格の面で競争というものが次第に激しくなっている、そういう現状に今なっているのではないかと

いうふうにとらえておられますけれども、そういうことの結果、例えばちり紙交換というのでも町から姿を消してしまつておられます。回収しても価格の点で処女資源や輸入された再生資源と太刀打ちできないという点も現実としてあるように思えるのでございますが、この点について厚生省としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物のリサイクルに当たりまして、市場の安定した確保というのは極めて重要な案件であると考えております。お話がございましたように、古紙などの資源ごみの再生利用につきましては、市況が円高等の経済情勢に大きく左右され、不安定な状態にありますが、再生品の販路が十分に確立されていないことなどによりまして、停滞をされている状態にあることは御指摘いただいております。

○政府委員(小林康彦君) 別途再生資源利用促進法も制定されておりますので、企業内部あるいは企業活動内部でのリサイクルの促進のほか、今回の廃棄物処理法におきましては、再生事業者の知事への登録制を設けて、この分野での活動の活性化を図るなど、あるいは市町村によりましては、市町村ごとの市場安定のための努力もされておりますので、それら全体を含めまして厚生省としての支援策を強化してまいりたいと考えております。

○日下部禮代子君 今お言葉にございました廃棄物再生事業者の育成というのに対して、どのような育成措置を講じていらっしゃいますか。  
○政府委員(小林康彦君) 今回、廃棄物再生事業者の登録制度を設けておられるわけでございますが、廃棄物再生事業者による資源ごみの回収は、住民団体などが行います集回収及び市町村の行います分別収集と密接な関係を持っておりまして、ごみの減量化、資源の有効利用に大切な役割を果たしているものと考えています。

ただ、昨今の再生事業の不振からその支援措置を講ずる必要が生じておりました。このため、例えば一部の市町村におきまして分別収集等に協力を行つていただける事業者に対して、廃棄物のストックヤード、保管場所をお貸しするなどの措置を講じている市町村がございます。今回の改正法におきまして、再生事業者の知事への登録制度を設けて、一般廃棄物の再生に關して市町村との連携が一層密になるよう図つたところでございますが、この登録業者に対しまして、その保有するストックヤードの特別土地保有税における非課税措置を講ずることとしておるところでございます。

また、平成四年度の予算要求におきましても、地方公共団体に対する再生事業者に関する情報システムあるいは育成、研修のための補助金を新たに要求しているところでございまして、今後とも廃棄物再生事業者の支援のために必要な努力を払ってまいりたいと考えております。

○日下部禮代子君 今、予算措置というふうにお話されましたけれども、それはどの程度の子算措置で、具体的にはどのようなことになるわけでございますか。

○政府委員(小林康彦君) 市町村の普及啓蒙活動及び都道府県のこの面での活動及びハード面、施設整備等全体を含めまして、廃棄物処理総合対策事業費といたしまして八十四億円を要求しております。○日下部禮代子君 それでは次に、リサイクルの問題についても少しお伺いしてみたいと思えます。いわゆる再資源化促進法、これは通産省によりましてございますが、その再資源化促進法に

おける「国民の責務」というものと廃棄物法における「国民の責務」というものではどのように違いがあるのか、再資源化促進法では市民の参加というものが位置づけられていると思えますけれども、両方の法案におきますいわゆる市民の参加の位置づけ、国民の責務というのにも関わらず、厚生省と通産省にそれぞれ伺いたいと思えます。○政府委員(小林康彦君) 今回の改正法におきまして、その「目的」に「廃棄物の排出を抑制し、さらに「廃棄物の適正な分別」、「再生」という言葉を加えまして、廃棄物の抑制及び再生を図るという方向を明示したところでございます。

そして「国民の責務」といたしまして、「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に關し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」ということで、国民みずから減量化に取り組むとともに、市町村が講じます廃棄物処理計画、この中には減量化の計画も含んでおりますので、その減量化の計画あるいは資源として回収するための分別収集の施策、これらに対する国民の協力の規定を置いたところでございます。

○説明員(湯本登君) 再生資源利用促進法第五条におきまして、「消費者は、再生資源の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする」という規定を置いておられるところでございます。

具体的な内容としては、再生資源の利用促進という観点から、再生資源を原材料として用いた製品、例えば古紙を利用した再生紙の使用に努めること、あるいはリターナブル飲料容器についてできるだけ傷つけずに大切に使用することにより、容器の回収利用が円滑に行われるよう消費者として協力すること、さらに、市町村や地域単位

で実施する古紙、瓶、アルミ缶、スチール缶等の分別回収の取り組みに協力すること、そういったものを念頭に置いているものでございます。○日下部禮代子君 それでは、再資源化促進法あるいはただいま審議しております廃棄物法案におきましても、やはり市民の参加というのは同じような位置づけというふうにとらえてよろしいのでしょうか。厚生省と通産省にお伺いいたします。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法におきましては、国民の立場及び市町村の廃棄物処理行政の立場を立脚点としておりまして、国民みずから、あるいは地域ぐるみでの活動、あるいは市町村におきます廃棄物の再生、減量化への施策、これらを軸としておるものでございます。再生資源利用促進法とは法律の目的観点が多少違いますので、一部重なるところがございまして、私どもは廃棄物処理法の観点からの取り組みを中心としておるところでございます。

○説明員(湯本登君) リサイクルの促進という観点につきましては、基本的には廃棄物処理法と再生資源利用促進法における考え方は同様というふうにお話しております。

○日下部禮代子君 いずれにいたしまして、廃棄物の問題におきましては、一番底辺、一番基本的なところには市民の参加ということがなければ、幾ら法律をつくりましても、これはなかなか具体的には日本全体を巻き込んでいくということにはならないと思えます。そういう点で、どちらの法律がどうということにかかわらず、市民参加の位置づけというのはきちんとしておかねばならないと思えます。その点を重ねて申し上げまして、次の質問に移させていただきます。

次に、いわゆる業者が行う回収とボランティアが行うリサイクル活動というものの、これは分担があるというふうにお考えなのでしょうか。業者というのは、プロというのは営利を目的に行っておりまして、一方はいわゆる奉仕活動ということではございますが、この調整というものをどのようにお考えになつていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物のリサイクルにつきましては、いろいろの形態がございまして、企業を中心に行われますもの、あるいは学校等の地域単位で行われますもの、市町村が積極的に首領をとりまして再生事業者等が市町村と協力をして回収いたしますもの、あるいは市町村みずから直営方式で資源になります廃棄物を回収いたしますもの、あるいは収集をいたしました後に処理の過程から廃棄物の中から有価物を抽出してまいりますような作業、いろいろの形態がござい

ます。これら全体を考慮しながら、市町村では一般廃棄物処理計画を策定することにしておりまして、今回一般廃棄物処理計画にこのような再生に関します視点、事項を入れまして、全体的な基本的な計画を市町村が取りまとめ、整合性のある形でリサイクルが推進されるようにということと法律の規定を整備したところでございます。

○日下部禮代子君 同じ質問を通産省にもお願いいたします。

○説明員(湯本登君) 再生資源の利用の促進という観点で、そういった回収業者の果たす役割というのは非常に重要な役割を果たしているというふうにお認めしております。また同様に、地域地域におけるボランティアのさまざまな活動というののも大変重要な役割を果たしているというところで認識をしております。両者の関係につきましては、それぞれ持ち場持ち場で適切にリサイクルの促進に同じ方向に向けて一層の努力をされるということが適当ではないかというふうにお考えのところでございます。

○日下部禮代子君 それでは次に、再資源化法におきますリサイクルの率につきまして、厚生省の側としましてはどのようにコミットしていくというふうにお考えいらっしゃるのでしょうか。例えばアルミ缶とかお酒の瓶等、そういった具体的な例でお示しただけであればと思います。

○政府委員(小林康彦君) 再生資源利用促進法に基づきまして、製造業者等の事業者が再生資源の有効利用を図ることは、廃棄物の減量化、再生利用を推進する上でも重要であると私どもも認識をしております。

このような観点から、再生資源利用促進法と廃棄物処理法とがいわゆる車の両輪として相互に補完するよう、今回の改正案におきまして、厚生大臣が事業所管大臣に対しまして製品、容器等の材質またはその処理方法を表示させることを初め、必要な措置を講ずるよう求めることができることとしております。この規定を適切に運用することなどによりまして、再生資源利用促進法に基づきます事業者の取り組みについて、厚生省としても廃棄物処理の観点から必要に応じて関与していくこととしております。

廃棄物処理法が成立をいたしましたら、例えば御指摘のありましたものにつきましても、厚生省としての考えをまとめていきたいというふうにお考えをしております。

○日下部禮代子君 次に、いわゆる再資源化促進法における回収業者と廃棄物処理法における処分業者との関係がどうなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

今回提出されております廃棄物処理法では、廃棄物の運搬業者と処理業者が分かれて規定されるというふうになっておりますけれども、その中で、処理業者としての回収業者は、その中間処理を行う際には有価物として回収に適する物が出てくるというふうには考えられますが、再資源化促進法では、この回収業者との関係をどのようにとらえればよろしいのでしょうか。処理業者と回収業者との連携というものがございませうればあるほ

ど、再資源化ということもより一層促進されるのではないかと思います。これも両省にお聞きしたいと思っております。

○政府委員(小林康彦君) 今回、廃棄物処理業につきましては、御指摘のような区分を行ったわけでございますが、これは排出事業者が委託をいたします場合に適切な委託ができるように、かつそれぞれの業が健全に育成、活躍できるようにという観点からでございます。

したがって、廃棄物として収集、運搬あるいは中間処理、最終処分を業として行います場合には、それぞれの許可が必要でございまして、その処理の過程から有価なものが出てまいります場合も、廃棄物として処理をすることが前提であります。廃棄物処理法の規制がかかるわけでございまして、再生資源利用促進法の観点から制度がございませう場合は、そこから再生資源利用促進法の制度もかかってくるというふうにお考えをしております。

○説明員(湯本登君) 再生資源利用促進法におきましては、「資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資する」ことを目的としておりまして、このような観点から再生資源の原材料としての利用確保を図ること、取り扱われる製品が再生資源として利用されやすくすること、副産物が利用されやすくすることとを具体的に法律において規定しているところでございます。これらの措置はいずれも製品の製造、加工、販売等の事業者を主として対象としたものでございまして、再生資源利用促進法におきましては、御指摘の回収業者につきまして特段の規定を設けておられないところでございます。

以上でございます。

○日下部禮代子君 それでは、処理業者と回収業者とは連携が得られるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。両省にお伺いいたします。

○政府委員(小林康彦君) その業の形態によりまして、十分連携ができるものと考えております。

○説明員(湯本登君) 処理業者と回収業者が連携してリサイクルに取り組むことは大変好ましいことというふうにお考えをしております。

○日下部禮代子君 それでは、厚生省にお伺いいたします。

いわゆる企業に対するリサイクル協力依頼について、厚生省というのはどのような具体的なことをお考えになつていらっしゃるのでしょうか。具体的に言うと、例えば厚生大臣が直接企業のトップにお会いになつて協力要請をなさるとか、そういうふうなことは考え得ることなんでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 現在の廃棄物処理法におきまして、既に事業者の責務といたしまして、事業活動に伴って生じます廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量等に努めることが定められており、これに基づき、使い捨て製品の自衛等について企業に対して必要な要請を今までも行ってきたところでございます。

今回の改正法案では、新たに「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」との規定が追加されておまして、現行法の事業者の責務規定と相まらまして、リサイクルを含む適正処理の推進について今までも以上に協力を求めやすくなったと考えております。

さらに、改正法案におきまして、廃棄物行政を所管いたします厚生大臣から、物の製造、加工、販売等の事業所管大臣に対し、その所管にかかわります製造業者等に表示その他の必要な措置を講じさせるよう求めることができることとしております。したがって、今後は企業に対して廃棄物の減量化等について、従来どおり直接要請を行いますとともに、必要な場合には事業所管大臣に要請することによりまして、より効果的な企業の指導を行つてまいりたいと考えております。

○日下部禮代子君 今のお言葉にございましたが、所管大臣を通じてということもございませうけれども

も、所管大臣を通じて直接企業のトップと厚生大臣がお話し合いになるというふうなことは考えられないこととごましますか。

○政府委員(小林康彦君) 厚生大臣が直接要請を行うというのは今までも行ってまいりましたし、その方向、やり方というのは改正法においてもそのまま継続しておるところでございます。その上にさらに実効を高めるため、それぞれの事業所管大臣に対します要請の規定を入れていただきたところでございます。

○日下部博代子君 それでは、次の質問に移らせていただきます。

ことし四月の十六日の再生資源の利用の促進に関する法律案の連合審査会におきまして、私質問をさせていただきますが、その際、再生資源ではなく廃棄物と行って再生資源利用促進法から逃れて、一方また再生資源であるからと言って廃棄物処理法から逃れる、そういう合法的に言い抜ける根拠を提供するような懸念はないかというふうな御質問をさせていただきます。なかなか納得のいくお答えをいただかないで、どうもわかりませんというふうな私の言葉で次に移っているのをごましますが、そこで、きょう改めて廃棄物の定義について伺いさせていただきますかと思ひます。

厚生省の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」という環境衛生局環境整備課長通知というのを拝見いたしますと、「廃棄物とは、占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になつた物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に判断すべきものであつて、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」というふうな定義がなされております。

これが現在の廃棄物に関する政府の定義というふうにとらえてよろしいでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の定義に関するお尋ねでございますが、廃棄物処理法におきまして、「廃棄物」とは、こみ、粗大こみ、燃えがら、

汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。」と定義をされておるところでございますが、その後、社会的な状況等もございまして、お話しのような通知をしておるところでございます。

具体的には、客観的には廃棄物とは言えないようなものでございしても、環境保全上支障がある方法で廃棄されて問題となりまして、逆に客観的に見れば廃棄物でございしても、有償で購入され、環境保全上支障がない方法で再生利用される場合が出てきた、こんなような状況もございまして、昭和五十二年にたゞいまお読みいただきましたような考え方を示し、それに沿って取り扱われることとさせていただきます。

廃棄物を適正に処理いたしますためには、今後とも廃棄物であるか否かの判断の確に行う必要がございますが、廃棄物につきましては、その性格上、特に最近のように社会活動が複雑になり、かつ経済活動が盛んだ、こういう状況のもとでは、画一的な定義が困難な場合がございますので、その範囲につきましては、事例を積み重ねていくべきものと考へております。今後、必要に応じて個別事例について明確にいたしますとともに、地方公共団体の担当者等への周知徹底について十分配慮してまいることとしております。

○日下部博代子君 今読みましたのは、現在の定義でございますが、その前には廃棄物の定義というのには、同じ厚生省の環境衛生局長の通知によりまして、「廃棄物とは、こみ、粗大こみ、汚でい、廃油、ふん尿その他の汚物又はその排出実態等からみて客観的に不要物として把握することができるといふふうになつております。それが、客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」というふうになつてきております。これがいわゆる主観説と客観説というふうになつてきたらうと思ひますが、この廃棄物の定義というものが客観説から主観説と言われるものになつたその最大の理由

由というのはどういふところとございますか。

○政府委員(小林康彦君) わかりやすい例で申し上げますと、例えば新品のワイシャツがごみ置き場にあるといふと、かつてはこれは遺失物というふうな形で、廃棄物ではないだらうという目でまず扱つたものでございますが、近年の経済活動の活発化に伴ひまして、新品がそのまま廃棄物として市町村のステーションに出まされたり、処分場に持ち込まれたり、こんな事例も多くなつてきておるわけでございます。したがって、物を見ただけではそれが廃棄物なのか廃棄物でないものなのかの識別が非常に困難になつたという状況がございまして、それから先ほど申し上げました処理についての問題のある実態等もございまして、五十二年の通知になつたものと理解をしております。

○日下部博代子君 再生資源の利用の促進に関する法律では、再生資源というのには次のように定義されております。「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事に伴ひ副次的に得られた物品のうち有用なものであつて、原材料として利用することができるといふ又はその可能性のあるものをいう。これも何かちよつとよくわからないんですが、というふうになつております。

廃棄物と再生資源というのには、競合している部分というのがあるということがわかりますけれども、つまり一つの物が廃棄物になったり、再生資源になったりするわけでございます。また、有価物であつても、原材料として利用することができないもの、またその可能性のないものは再生資源ではないというふうなことになるわけでございます。廃棄物、有価物、そして再生資源。この三者の関係をもう少しわかりやすく御説明をいただきたいと思ひますが、特に、廃棄物という考え方が再生資源という考え方が競合することがあるのか。厚生省と通産省、両方の御見解をい

ただきたいというふうに思ひます。

厚生省には重ねて、再生資源という概念の設定によつて、廃棄物の概念というものが従前より狭くなつたといふふうなことはないのでしょうか、そのこともお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法と再生資源利用促進法の定義の部分につきましては、先ほど来お読みいただいておりますとおりでございます。そうした定義、概念によりまして廃棄物あるいは再生資源を規定しておるわけでございます。廃棄物と再生資源とは固然と区別されているわけはございませんで、再生資源でございます。廃棄物処理法に規定をいたします廃棄物に該当するものがあると想定をされておりました。廃棄物処理法で言います廃棄物に該当するものにつきましては、再生資源利用促進法の措置の有無にかかわらず廃棄物処理法により規制されるものがございます。

廃棄物処理法におきます廃棄物の範囲、定義といひますのは、再生資源利用促進法ができました前後におきまして内容的に変化はございません。

○説明員(湯本登君) 再生資源につきましては、先ほど先生読みましたとおり、再生資源利用促進法におきまして定義をされておるところでございますし、また廃棄物につきましては、廃棄物処理法におきましてその法目的に従つた形で定義がされておるところでございます。このように、それぞれ物のつきまはしては、異なる法律で別個に定義がされておるものでございまして、廃棄物であるから再生資源に該当しない、あるいは再生資源であるから廃棄物に該当しないといったような排他的な関係にはございません。

なお、一般的に両者の関係について申し上げれば、これは一般的な例でございますが、使用された物品や副産物が資源として有効に利用されるか否か、そういった観点で再生資源と廃棄物というものが区分されるのではないかとというふうに考えております。

○日下部博代子君 ただいま御説明を承りますと、



物処理行政などに与えす影響が極めて大きいものでありますことから、慎重な検討が必要であると考えております。

○日下部禮代子君 いわゆる産業廃棄物というのは廃棄物のほとんどを占めているというふうになっておりますが、その産業廃棄物の定義について見ますと、現行法も改正法も変わっておりませんけれども、生活環境審議会の答申におきましては、「廃棄物の区分の見直し」として、「とくに、オフィスから排出される紙くずや建設業に係る紙くず、木くずなどについては、産業廃棄物とする方向で検討する必要があります。」と、少なからず、これらについては回収や処理コストの負担を排出事業者自身に求める必要がある。」というふうにしており、これはごいせませんが、なぜこのようになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 昨年十二月、厚生大臣に提出されました生活環境審議会答申におきましては、オフィスからの紙くず等を「産業廃棄物とする方向で検討」すべきであるとの御提言をいただき、検討をしたところでございますが、事業系一般廃棄物は既に一般廃棄物としての処理ルートが整備されておりまして、現行の処理体制の急激な変更はかえって混乱を招くおそれがあることなどの理由から、答申におきまして、「少なくとも、これらについては回収や処理コストの負担を排出事業者自身に求める必要がある。」と述べているところでございますので、この提言を踏まえまして、事業系一般廃棄物としての事業者責任の強化を図ることとしたものでございます。

○日下部禮代子君 第十二条の二第一項では、特別管理産業廃棄物について、事業者がみずから運搬、処分を行う場合には、政令に定める基準に従わなければならないとなっておりますが、これに違反した場合には罰則はどのようなようになっておりますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 特別管理産業廃棄物の処分基準違反行為につきましては、排出事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者のいずれの場合におきましても、処分基準違反行為の態様がさまざまでありまして、その理由から、直接の罰則は設けていないところでございます。

しかしながら、処分基準に違反をいたしました行為に対して、都道府県知事が排出事業者に対してだけでなく、特別管理産業廃棄物処理業者に対しても「保管、収集、運搬又は処分の方法の変更」等の措置を命ずることができることとし、この命令に違反をいたしました行為者については、「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」こととしております。

なお、処分基準違反の態様が著しく不法投棄に該当すると判断をされます行為につきましては、不法投棄として直接的に同様の罰則を処することとしております。

○日下部禮代子君 それでは次に、産業廃棄物につきましても御質問したいと思います。特に産業廃棄物の実態把握について御質問をさせていただきます。

昭和五十六年の四月二十八日、ちよっと古くなりますけれども、参議院の運輸委員会におきまして、広域臨海環境整備センター法案が論じられましたときに、そこで質疑で安恒委員が質問なさっておりますが、その際、政府はいわゆる産業

廃棄物の不法投棄の実態の把握、処理の現状、そのいったものに関して警察庁のデータ以外にはお持ち合わせではない、そのような議事録を私は見たくありませんけれども、これは大臣もそのことを認めていらっしゃいます。調査、チェックはしていないというのを認めていらっしゃいます。けれども、それからもう十年もたっております。今現在、この産業廃棄物の実態把握というのは警察庁の統計のみではなく、厚生省としてはどのような実態把握をなさっていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 不法投棄に関する数字といたしましては、警察庁の統計によるものがございまして、それ以外に厚生省といたしまして、無許可業者の実態につきましても調査をしております。環境衛生指導員等の充実で努めてきているところでございます。処理施設の整備状況、各都道府県におきまして行政措置の状況等につきましては、毎年厚生省として調査をし、その実態把握に努めているところでございます。

○日下部禮代子君 いわゆる政令都市の中には所管の地域内に一カ所も最終処理場を持たない市もあるわけがございます。ところが、産業廃棄物というのは大体その都市の中で処理されるのではなく、地域外で処理されているわけでございます。産業廃棄物が一体どこへ出されたのかという、そのような追跡調査あるいはクロスチェックというものはなされているのでございませうか。

○政府委員(小林康彦君) 厚生省でも大都市圏を中心にいたしまして、広域的な移動の把握に調査によりまして努めているところでございます。今回、改正法におきまして、産業廃棄物の適正処理を推進いたしますためにマニフェスト制度が設けられ、その実施に伴いまして産業廃棄物に関する情報の収集、活用等の管理を行うことの必要性はますます重要になっております。

このため、廃棄物の情報管理につきましては、平成三年度の子算におきまして、産業廃棄物適正処理・再生利用推進費の中に適正処理情報管理推進費四千五百万円を計上してございまして、排出事業者、処理業者、処理施設、再生などに関するデータベースの作成を行うこととしております。この子算の執行に当たりまして、産業廃棄物の広域的移動の実態に対応して必要な情報、再生を推進するために必要な情報の種類を吟味いたしました上、幅広い活用が可能な情報管理システムの整備をしていきたいと考えております。

○日下部禮代子君 今、実態調査をなされているというふうにおっしゃいましたけれども、もし、その実態調査とあるいはクロスチェックというものもがきちんと行われていたならば、例えば福島県の常磐炭鉱の廃鉱跡に何万本ものドラム缶が不法投棄されていて、またにせの処分証明書というのが横行しているなどといったことは起き得ないのではないかと思うのでございませうけれども、そういう不法投棄に対する抜本的な対策ということに對して、今おっしゃいましたことのように、いわゆる広域的な対応をするためにも広域情報管理センターというふうなものを設置する、そして情報的的確に把握する、そういうお考えはございませうでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 不法投棄の予防に關しましては、マニフェストの制度化のほか、処理業者に対しまして規制の強化あるいは委託基準の強化、罰則の全般的な強化あるいは改善命令の拡充等の措置を入れているところでございますが、お話がございませうような、広域的な情報管理センターのような組織につきましても、将来はそういう方向をにらみながら、当面は都道府県に報告をさせます情報ベースとして総合的な情報管理を進めてまいりたいと考えております。

○日下部禮代子君 今マニフェスト制度とおっしゃいましたけれども、このマニフェスト制度におきまして、例えば社会党などが主張してございましてマニフェストの伝票につきまして、一枚を都道府県等への提出ということ義務づけることがいいのではないかと、これに對して、衆議院の質疑におきましては、それは不可能であるという

ふうなお答えが出ておりますけれども、それが不可能な理由はどのような理由でございましょうか。人手が足りないのございませうか、あるいは業者の協力が得られないのございませうか。

○政府委員(小林康彦) 改正法案では、排出事業者が特別管理廃棄物にかかりますマニフェストに関する報告書を都道府県知事に提出すべきことを義務づけております。マニフェストすべてにつきましてもという考えがないわけではございせんが、全く問題のない場合もすべてのマニフェストの個票そのものを知事に提出させること及びマニフェストに關します報告書に個票を添付させるということにつきましては、マニフェストの使用量が膨大なものでございますので、排出事業者が知事に提出をいたします書類の量及び知事が一枚一枚を確認する事務量、この事業量を考えますと、マニフェスト制度がスタートしたばかりであることの観点もございまして、現時点で適当でないと判断をしたところでございまして。

しかしながら、都道府県知事は立入検査及び報告徴収する権限を持っておりますので、事業者、処理業者にマニフェストを一定期間保管させておきますれば、必要があります場合にはこれらの権限によりマニフェストの個票そのものを見、あるいは提出させることができますので、御指摘のような機能は果たせるものというふうに考えております。

改正法が成立いたしましたならば、特別管理産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の帳簿の記載、保存義務、排出事業者のマニフェストに関する知事への報告義務、これを十分に果たせるよう必要な事項につきまして措置をいたし、マニフェストの実効が上がるよう指導してまいりたいと思っております。

○日下部権代子君 どうもお話を伺っておりますと、事務量が非常に膨大であるというふうなことも理由に挙げていらつしやいますけれども、いわゆる人手が足りないということもございまして

ら、これは大切なことでございまして、環境保全ということ、その立場から考えますと、やはりそこに人手を投入するということは当然なことではないかなというふうに考えます。

それからまたマニフェストの問題で、これはいわゆる特別管理産業廃棄物管理票というところで、特別管理産業廃棄物についてのみマニフェストシステムが導入されているわけではございせんが、産業廃棄物全体についてこのシステムを導入する、あるいはまた百歩下がりまして、マニフェストの対象品目をいわゆる有害であるとパーゼル条約で定められております四十七品目にまで拡大する、そういうお考えはございませぬでしょうか。

○政府委員(小林康彦) マニフェストシステムは、排出事業者により廃棄物の流れの把握及び廃棄物の性状等に関する情報の正確な伝達を目的として導入したものでございまして、今回の改正案では、廃棄物処理に要します事務的負担が過大なものとならずに合理的な範囲にとどまる必要があると考えましたこと、及び諸外国におきまますマニフェストシステムの適用が有害物質、有害廃棄物の処理に限られていること、これらを勘案いたしまして、産業廃棄物のうち人の健康または生活環境にかかわる被害を生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物についてのみマニフェストの使用を義務づけることとしたものでございまして。

なお、その他の産業廃棄物につきましても、従前から行っております行政指導により引き続きマニフェストの使用の普及、定着に努め、その普及、定着の状況を踏まえまして、今後この制度の適用範囲についてさらに検討してまいらる所存でございまして。

また、パーゼル条約の廃棄物リストに掲げられている廃棄物につきましては、年次計画を策定いたしまして調査を行い、必要なものにつきまして特別管理廃棄物として指定するという考えでございまして、これらの措置によりまして、マニフェスト制度やより厳格な処理基準の適用によりまして適正な処理を確保してまいりたいと考えております。

○日下部権代子君 今回のパーゼル条約に規定されております四十七品目について、年次計画をお立てになるといふふうにお答えでございましたが、具体的にはこれはどのような形になりますか。

○政府委員(小林康彦) パーゼル条約の批准に伴います国内法制度の整備につきましては、現在関係省庁とも検討をしている段階でございまして、パーゼル条約の内容そのものを今後詰めるべき点もございまして、諸外国の動向も見ながら年次計画を立て、検討してまいりたいと考えております。

○日下部権代子君 産業廃棄物の不法投棄、そして有害物質の不法投棄ということに關しましては、まさに環境破壊、環境保全というその観点から非常に重要なこととございまして、ぜひ早急に、そしてまた積極的に進めたいと願っております。

時間も来たようございまして、最後に厚生大臣にお伺いしたいのでございまして、ごみの問題、つまり廃棄物の問題というのは、個人個人の問題、そしてまた一つの家庭の問題、そしてコミュニティの問題、またさらに日本全体だけではなくて地球全体の問題、グローバルな問題でございまして、それはまた個人の生き方のレベルのみならず社会の仕組み、経済の仕組み、社会の価値基準、社会のあり方そのものが問われる問題でもあるというふうには私に考えております。一つの家庭で、その家のごみを見るとそのうちがどんな生活をしているのかわかるといふのはよく言われることとございまして、ごみ、廃棄物とのかわり方におきまして、その社会の文化の程度がわかるかと言つても過言ではないのではないかと私は思うわけでございまして。

この法案に對しましては、いつも命の危険と背中合わせで日夜ごみと闘っている清掃現場の人々、そしてまた全国各地で空き瓶や空き缶や古新聞古雑誌などを回収している、地道でたゆまぬサイクリング運動、ボランティア活動をして

らつしやる方々、特に女性の方々、そういった方々の願いと期待が込められているわけではございませぬ。したがって、できる限りの理想的な形に近づけていく、そういった法案をつくり上げていくべきではないかと思ひます。

次の若い世代へ美しい地球を残していきたい、そういった我々日本国民の思いがこの法案にもかかっているのではないかと申すわけでございまして、最後に厚生大臣の御決意のほどを伺ひまして、質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(下条進一郎君) 委員がしばしば御指摘していらつしやいますように、廃棄物が国民生活に極めて重要な影響を及ぼすものになっておりますし、またそれが国民生活の変化に伴つて深刻化しているということも事実でございまして。そういうことで、廃棄物を取り巻く一般的な国民の認識をやはり改めていくことがまず前提として必要でございまして。そういう観点から、まず排出量を抑制していく、皆さんに協力をしていただくこと、それからまたそれに対する排出量の抑制の一つとしていたしましてリサイクルを重視していく、それからさらにまたその後の廃棄物の管理あるいは処分等についての各自自治体の協力、あるいは排出者、事業者の御協力を強力にお願いいたしまして、全体的に廃棄物の取り組み方を国民的な運動の一つとして取り上げ、ひとつ徹底してまいりたいというのが今回の法律の趣旨でございまして。

そういう意味におきまして、この法案を可決していただいた上におきましては、我々としては法案の趣旨にのっとりまして最大限の努力をし、国民生活が廃棄物によっていろいろな問題を生ずることのないように努力をしてまいりたいと思ひます。

○日下部権代子君 どうもありがとうございます。

○竹村泰子君 二十四日の浜本万三委員の質問に對する政府のお答を伺つてしまして、納得できない点、なおさら疑問を深めた点についてお尋ね

をしたと思います。私も野党の共同修正案要綱の各項目の順にお尋ねしていきたいと思いで、よろしくお願ひいたします。

初めに、事業者の基本的な責務規定の補強ということですけれども、野党の共同修正案要綱には、第一に事業者の責務を補強し、製品等が廃棄物となつた場合における処理の困難性をあらかじめ評価するように努めること、適正な処理が困難とならないような製品等の開発を促すよう努めること、適正な処理の方法について表示するなど情報提供に努めること、以上三点を明記することを求めています。

これにつきまして、厚生省の見解は何となくわかつたような感じがするんですけども、要するに、このような努力の内容を例示することに格別抵抗はないと受けとめてよろしいですか。

○政府委員(小林康彦君) 事業者の責務につきましては、改正案の中で明確に方向づけを行つておるところでございます。私どもとしてはそれに沿ひましての法執行を適切にと考えているところでございます。

○竹村泰子君 よろしいわけですね。これに対して、通産省の立場がよくわかりませんでした。もう一度聞かれたことにきちんと答えていただけませんか。

通産省としては、この法律の事業者の責務規定をこのように補強されてくることに對してどのような不都合が生まれるのか、どのような差しわりのが出てくるのか、それとも不都合や差しわりが全くないのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(湯本登君) 製品の事前対策の内容につきましては、製品の特性等を踏まえ、事業者が自主的に適切な対策を講ずることが基本というふうな考えでおります。製品の膨大な種類数、製品の特性の多様性等にかんがみますと、すべての製品について事前の評価、製品の開発、適正な処理の方法についての情報の提供を一律に義務づけるこ

とになりますと、製品によりましては事業者に無用な負担を課することにもなりかねないというふうな考えでおります。特に中小零細な事業者にとつては過大な負担ともなりかねないということでございます。

現行法第三条二項は、事業者にそれぞれの製品の特性等を踏まえた適切な対応を求めており、とるべき措置を個別、具体的に列挙いたします共同修正案のような形につきましては、製品の多様性等に應じた事業者による弾力的な対応をかえつて阻害することにもなりかねないというふうな考へておるところでございます。

○竹村泰子君 事業者の保護ということであろうとお述べになりましたけれども、通産省にお願ひしたいんですが、昨年十二月十日に出された生活環境審議会の答申では、製造者がその製品の処理困難性をあらかじめ評価することについてどのような答申になっておりますでしょうか。そのくだりを、本日は厚生省にお出しになった報告書ですから、厚生省にお読みいただかなくてはならないんですけども、特に通産省にちよつと読んでいただけたらどうですか。

○説明員(湯本登君) 生活環境審議会が昨年十二月に厚生大臣に提出しました答申では、「製造者等は、その製品等が廃棄物となつた場合の処理の困難の度合い、資源化の可能性についてあらかじめ評価し、必要な対応を講じていくことが必要である。」旨指摘されたところと承知しております。

また、昨年十二月に通産大臣に提出されました産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会答申におきましては、できるだけ具体的かつきめ細かな対策を講ずることが必要との観点から、個別の製品ごとに事業者が遵守すべき基本的事項をガイドラインとして提示されたところでございます。このガイドラインにおきましては、製品の特性に應じまして、生産段階での廃棄物減量化、再資源化、処理の容易化のための事前対策が必要な製品につきましては、個別にその旨明記しているところ

でございます。○竹村泰子君 私が最初にお聞きしましたときもそうでした。また今も大変いろいろとお答えになりましたけれども、まさにこの処理困難性等の評価という報告がされております。今お読みいただいたきました「製品等が廃棄物となつた場合の処理の困難の度合い、資源化の可能性等についてあらかじめ評価し、必要な対応を講じていくことが必要である。」と簡潔に述べられていくことに尽きるのではないかと私は思ふんです。通産省はいろいろおっしゃるけれども、このことだけを答えていただけて十分だという気がいたしますので、今後そのようにお願ひしたいと思います。

次に、市町村の処理体制の整備努力の補強ということについて、二項についてお尋ねいたします。市町村のこみ処理量ほとんど増大してしまつてしまつた。この法律改正によって今後再生利用を目標とした分別収集の徹底や廃棄物のリサイクルがその業務範囲に加わつてきます。ところが、廃棄物処理業務に従事する市町村の職員は減少の傾向にあり、先日の答弁を聞いておりますと、およそ五年間で五千五百人減少を見たと言われていま

す。そこで、厚生省と自治省にお尋ねをしたいのですけれども、この減少は一体何が原因で、何のためにこのような減少が起きているのか、はっきりとした分析をなさるべきだと思ふのですが、されておられますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 御指摘のとおり、一般廃棄物処理業務に従事してあります市町村職員数につきましては、昭和五十八年度から昭和六十三年度の五年間で五千五百人程度の減少となっております。これは、財政事情等市町村を取り巻きます諸情勢の変化によるものと考へております。

厚生省といたしましては、生活環境の保全上支障が生じないよう廃棄物を適正に処理することを基本といたしまして、行政サービス水準の維持、市町村の責任体制の明確化、労働安全衛生の確保に配慮しつつ地域の実情に應じた最適な方法を採

用すべきものと考えておりました。今後ともこの考へに基づき地方公共団体を指導してまいりたいと考えております。○説明員(石橋孝雄君) ただいまお尋ねの清掃の職員数でございますが、御指摘のとおり減少しておりますが、これは、業務を民間に委託しているものが増加していること等により減少しているものと思はれます。いずれにいたしましても、各団体におきましては、業務の執行に当たりまして、住民サービスが低下することのないよう十分配慮されているものと考えているところでございます。

○竹村泰子君 厚生省、財政事情と市町村を取り巻く状況の変化とおっしゃいましたけれども、財政事情はともかくとして、市町村を取り巻く状況の変化というのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) こみ、し尿の排出形態でございますが、その収集形態、廃棄物の増大を直営で処理するか委託ないし許可で処理をするか、そうしたもろもろの事情がこの職員減の背景にあるものと考えております。

○竹村泰子君 今度は、労働省と自治省にお尋ねをしたいのですけれども、廃棄物処理業務は、労働災害によつて亡くなつたりけがをした方が非常に多いと報告されました。死傷者を合計した発生率を見ますと、私の持つていた資料によると、トップなのでしようか、第二位ともいえるんですが、いずれにしても一位か二位という状態なんです。地方公務員について見ても、公務災害認定件数を見ると、清掃職員は警察に次いで第二位と高い水準にあるようなんですが、一体このような状態をもたらす原因はどこにあるのですか。その分析のための調査研究はいつ、どのようにされたのですか。また、それに基づく改善措置はどのようにされましたでしょうか。

○説明員(大関親君) 清掃事業における平成二年度の休業四日以上死傷災害を分析すると、こみ収集車等から墜落、転落が二百七名、道路上での滑り等による転倒が百八十三名、こみ収集車のテールゲート等による挟まれ、巻き込まれが百六

十四名、動作の反動、無理な動作が百四十名と  
なっております。

清掃業におきましては、労働災害の大半はごみ  
及び尿収集作業において発生しており、この原  
因としては、管理の十分及ばない事業場外で移動  
しながら、不安定な姿勢で行う作業などが多いこ  
とが大きな要因と考えております。

○説明員(石橋孝雄君) 清掃部門におきます主な  
災害の内容をみますと、清掃工場等におきま  
すごみ処理作業中の収集車や動力機械に挟まれ  
る、あるいは転落、やけど、それからごみ収集作業  
中のガラス、異物等の危険物により負傷、疾  
病、あるいは移動中や作業中の交通事故、それか  
ら収集車のテールゲートや回転板に挟まれるとい  
うような災害の内容でございます。

それで、地方団体の清掃事業につきまして、自  
治省といたしまして、毎年死亡事故等重大な公  
務災害が発生しておることを重視いたしまして、  
これまで三回にわたりまして事故防止のための調  
査研究を行ってきておるところでございます。

事故事例を収集整理をいたしまして、事故原因  
を分析するとともに、同種の災害の再発防止策を  
検討したところでございます。このような調査研  
究をいたしました成果を地方公共団体に提供いた  
しまして、指導を行ってきておるところござい  
ます。また、最近の事故事例の概要あるいはそれ  
に対する対応策、こういうものにつきまして、も  
取りまとめをいたしまして、地方公共団体に通知  
をするなど情報の提供を行って、絶えず注意  
を喚起いたしておるところでございます。安全  
衛生管理の一層の充実を図るよう指導の徹底を  
図っております。

○竹村泰子君 大臣、どのようにお思いになりま  
すか。非常に労働災害の多発といえますが、発生  
率の高い業務であるということで、厚生省を所管  
される大臣として、どのようにこのことはお考え  
になっておられますでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) たいだいま両省から御  
報告がありましたように、非常に大事なごみ処理

の第一線の方々がかなりのけがをしていらつしや  
るといふことは、まことにお気の毒なことであり、  
何とかその未然防止の策についてはこれからも力  
を入れていかなきゃならない、このように考えて  
おります。

そこで、労働災害防止のためには、第一に事故  
防止対策マニュアルの策定をやっております  
し、それからまた、社団法人全国都市清掃会議に  
より定められた「廃棄物収集運搬車両に係る労働  
安全衛生対策の手引」の周知徹底等の措置を講ず  
るとともに、折に触れた指導を行ってきておりま  
す。今後ともそれらの徹底あるいはまた関係官庁  
の御協力を得て労働災害の一層の防止に最大限の  
努力を傾注してまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 厚生省は、寝たきりゼロ作戦、高  
齢者対策十カ年戦略とかが、対策十カ年戦略と  
か、十カ年戦略というのがなかなかお好きなよう  
に私思うんですけども、こういった労働災害に  
ついては、私たちの生活、暮らしのすぐ回りにあ  
る本当に大事な、物を食べたらごみが出るという、  
非常に大切な部分の労働者の方たちに、このよう  
な労働災害の発生率が非常に高いということにつ  
いて、ひとつ力を入れていただいで、例えば地方  
公務員の労働災害ゼロ作戦とか十カ年戦略とか、  
そのようなことをお立てになつたらいかげんし  
うかと思ひます。

それはしっかり考えていただくことにして、労  
働省や自治省のなされた努力の結果はどのような  
効果をもたらしておりますでしょうか。

○説明員(大関親君) 労働省といたしましては、  
清掃事業における安全衛生管理要綱及び機械式ご  
み収集車に係る安全管理要綱をお出ししまして、  
その周知徹底を図ってきたところでございます。  
清掃業における度効率の推移を見ますと、昭和五  
十八年には二八・八九でございましたが、平成二  
年には二二・三六となり、徐々にではございます  
が減少してきております。

○説明員(石橋孝雄君) 五十四年度と平成元年度  
十年間でございますが、公務災害の認定件数を比

較いたしますと、全体では約一三%減少してお  
るわけですが、清掃部門におきましては約二七%の  
減少、こういうことになっております。災害対策  
については一定の成果が得られているんではない  
かなというふうに理解をいたしておるところでござ  
います。

○竹村泰子君 私の手持っておりますグラフにより  
ましては確かに下がってはいるんです。少なく  
なつてはいるんですけども、しかし、ほかの産  
業でもその改善を見ていますので、比較す  
れば清掃事業の分野が断然やっばり悪い状態にあ  
るといふことは全く変わりがないのではありませ  
んか。どうですか。労働省、自治省。

○説明員(大関親君) 清掃業におきます労働災害  
全体に占める割合は平成二年で〇・五%でござい  
ますけれども、清掃業における度率は平成二年  
で二・三六で、全産業の一・九五に比べて高いと  
いうふうになっております。

○説明員(石橋孝雄君) 先生御指摘のとおり、清  
掃部門での災害は減少はしてきておりますけれど  
も、確かに依然少ないというふうなことは言えな  
い状況にあるかと思ひます。したがって、先ほ  
ど申し上げましたように、最近の事故事例の概  
要あるいはその対応策、そういうものについて取  
りまとめをし、各団体に通知をするなどの情報提  
供を行って、絶えず注意を喚起していく必要  
があると思っております。そして、安全衛生管理  
の一層の充実を図るよう指導を徹底してまいり  
たいというふうに考えておるところでございます。

○竹村泰子君 これは私たちの働いている仲間に  
とりましては、非常に真剣な命がけの問題なんで  
す。こういう危険な業務に従事をしていて、そし  
てしかも事故発生率が死亡も含めて一位とか二位  
とか、そういう状態にある業務に従事している  
人々の家族を含めた気持ちを考えますと、いいか  
げんなことでは済まないかと、非常に大きな責任  
を私どもも感じるわけですけども、ぜひ今後一

層の努力をお願いしたいところで。労働省にもう一つお伺いいたしますが、廃棄物  
の収集、運搬作業を危険有害業務として取り扱わ  
ない理由について、先日から何回かこの場で同  
僚の議員がお聞きしておりますけれども、もう一  
度お尋ねします。明らかにしてください。

○説明員(大関親君) 労働省におきましては、清  
掃事業における安全衛生管理要綱及び機械式ご  
み収集車に係る安全管理要綱におきまして、労働安  
全衛生法第五十九条第一項に定められている雇  
入れ時及び作業内容変更時における教育を実施す  
る際には、ごみ収集車の操作、運転などに関する  
教育について配慮するよう指導しており、これに  
より機械式ごみ収集車によるごみ収集業務に関す  
る安全教育がなされておると考えております。

なお、清掃業における労働災害の発生率が高い  
という状況を踏まえまして、今後とも安全衛生管  
理要綱の徹底を図るとともに、関係官庁と連携し  
ながら清掃業における労働災害の防止に努めてま  
いりたいと考えております。

○竹村泰子君 聞いたことに答えてください。私、  
そんなこと聞いてないです。安全教育をしてい  
らっしゃるのわかっております。危険有害業務  
に取り扱わない理由を聞かせてくださいと言つた  
んです。

○説明員(大関親君) 労働安全衛生法において危  
険有害業務に關します諸規定がございましてけれ  
ども、危険有害業務として規定されているものは、  
非常に危険有害性が高く労働災害発生のおそれが  
多いというふうなものにつきまして規定をしてお  
ります。

○竹村泰子君 おかしいですね。非常に危険な業  
務ではないのですか、この発生率から見たら。  
○説明員(大関親君) 先生御指摘のように、発生  
率としては高い率でございましてけれども、その作  
業の内容あるいは発生状況の状況を勘案いたしまし  
て、現在のところ危険有害業務としての指定は行  
われておりません。

○竹村泰子君 どうも聞いていますと、おととい

からも聞いていたんですけれども、危険有害業務と認めたくない、扱いたくないというふうに関心するんです。その気持ちは私たちもわかりますよ。例えば私の身内だとか知っている友人とかかこういった仕事にこういうふうな特定されてない方がきつと応募もしやすいかもしれないと思うんです。

ですから、労働省の気持ちはわかるんですけれども、これだけの発生率を見ていて、仲間たちがどんどん死んでいったりけがをしたり、狭まれたり巻き込まれたりしている中で、危険有害業務、何というか、なせもって危機感といいますが、そういうものを労働省は持ってくださらないのかなと思うんです。あらゆる手だてを尽くすことによつてこれは防止するべきだ、事故ゼロにするべきだと私は思うんです。

例えば、これはちよつと言葉としてはどうかと思ひますが、労災事故率の低減化目標とか、そういうのをお立てになつて実行していただきたい、ぜひこのことはしっかりと目標の中で、事故ゼロを目指して実行していただきたいと強く思ひますが、いかがですか。

○説明員(大関親吉) 私どももいたしましたは、労働災害全体につきまして五カ年計画というものを策定いたしました、清掃業も重点対象として計画的な災害の減少を図つていただくようお願いをしております。

なお、各事業者におきましては、それぞれの事業内の実態にちよつとして施設の改善であるとか作業の改善であるとか、具体的な低減目標を定めて活動していただくことが必要と思ひます。労働省といたしましては、現状を踏まえましてさらにその指導徹底に努めてまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 ぜひ徹底をしていただきたいと思ひます。

それでは、三番目の国の責務として廃棄物関係情報の収集の補強という項に移りたいと思ひます。

野党の共同修正案要綱では、国が廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用を努めることを提唱しております。生活環境審議会の答申ではこの点についてどのように指摘しているか、またちよつとお読みいただけたら幸いです。

○政府委員(小林康彦君) 昨年十二月答申をいたさしました生活環境審議会の当該情報管理システムの整備についてのご意見を伺います。

「廃棄物の排出、移動、処分に関する情報管理システムを整備して、広域の処理に対応した施策を有効なものとするべきである。また、再生利用が可能な廃棄物や再生品に関する情報の拡大により需給のミスマッチを少なくするとともに、再生利用技術に関する情報の円滑な流通を図つていく必要がある。」と述べられております。

○竹村泰子君 もう一カ所あるのではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。二十五ページです。

○政府委員(小林康彦君) 「また」以下でございませうか。

○竹村泰子君 そうです。

○政府委員(小林康彦君) 「地方公共団体が、これら特定管理廃棄物の処理の状況を確認できるように情報システムの構築も検討する必要があります。」以上でございませうか。

○竹村泰子君 ありがとうございました。

今御紹介いただいた内容を厚生省は今度の改正案にどのように盛り込まれたのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 生活環境審議会の十二月の答申は、「今後の廃棄物対策の在り方について」の基本的方向を示されたものでございまして、法律事項と実行上措置すべきものとが含まれていてと理解をしております。

御指摘の事項につきましては、実行上措置すべきものと理解をしております。必要な予算の確保等を通じて対応してまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 厚生省は、今お読みいただいた二

カ所のうち、片方にしか対応しておられないという気がするんですけれども、政府の改正案では、生活環境審議会の答申にありますように、廃棄物に関する総合的な情報管理システムを整備するという条文をなぜ置かなかったのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 今回の法改正におきまして、特別管理産業廃棄物へのマニフェスト制度の導入、最終処分場の台帳調製等廃棄物に関し、情報の管理の強化に関する具体的規定を織り込んでおりまして、これらの情報の体系的な収集、整理及び活動につきましては、実行上対応することとしたものでございませうか。

○委員長(田淵勲二君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時一分開会

○委員長(田淵勲二君) ただいまから厚生委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、篠崎年子君が委員を辞任され、その補欠として菅野壽君が選任されました。

○委員長(田淵勲二君) 休憩前に引き続き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○竹村泰子君 続きをいたします。政府がやはり廃棄物減量化の目標を設定すべきではないかということと質問をさせていただいたと思ふんですけれども、少し修正案綱から外れるかも知れませうか。

平成二年版の厚生白書によりまして、「我々の大きな問題意識は「廃棄物が増え続けるから問題ではなく、廃棄物が減少していかないことが問題である」というふうな書かれております。

続けて、「国土の狭い我が国では、廃棄物は「燃やして埋める」ことを基本としてきた。しかしながら、最終処分場の逼迫をはじめとした厳しい状況を踏まえれば、現在のやり方では限界にきており、単に廃棄物の増加を抑制するだけではなく、減少させていくことこそ必要である。」国民や産業界が知恵を絞る努力することで、廃棄物を減量させることも決して不可能ではない。」というふうにお書きになっておられます。

○政府委員(小林康彦君) 今回お願ひをしております廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づきまして第七次の廃棄物処理施設整備五カ年計画を策定することとしております。現在はその原案の段階でございませうが、国民一人当たりのごみの排出量の伸びを年一・五%といたしまして、平成七年度のごみ排出量を全国で五千六百三十七万トンに抑制することを計画における減量化目標としておるところでございませうか。

この結果、平成七年度時点におきまして、現状のまま推移をいたしました廃棄物の発生量に比べてまして四百二十八万トンの減量を達成することが必要となるわけでございませう。この目標を達成いたしますために、改正法案の内容に従ひましてごみ減量化、再生利用対策を積極的に推進する必要がありますかと考えております。

○竹村泰子君 その目標値及び減量化計画はいつお立てになつて、どういふふうに表示されておりますのでございませうか。

○政府委員(小林康彦君) 原案といたしましては、ことしの春公表をしておりますが、計画そのものは緊急措置法が成立をいたしました後閣議決定をもつて定めるといふことになっておりますので、正式な目標の提示はこれからでございませう。

○竹村泰子君 今後の廃棄物発生量の推計作業を

なされておられますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 同じく第七次五カ年計画の作業におきまして、平成三年度から七年度にかけてはこの計画期間中五年間の間のごみの排出量は、施策を講じない場合には年三%程度の伸びになると推定をし、この自然の伸びでいきますと、平成七年度のごみの排出量は全国で六千六十五万トンになると予測をしておるところでございます。施設整備に当たりまして、ゴミの減量化を図ることによりまして平成七年度まで伸び率を一・五%にし、五千六百三十七万トンに抑制をする計画を立てようとしておるところでございます。

○竹村泰子君 市町村の一般廃棄物処理計画と都道府県の産業廃棄物処理計画というのがあります。私は国レベルの産業廃棄物処理計画というものを余り目にしたことがなかったのですけれども、例えば、市町村長は多量に一般廃棄物を生ずる者に減量計画を策定させることができることになっております。また、都道府県知事は多量に産業廃棄物を生ずる事業者に対して減量計画を策定させることができることになっております。しかし、ここに言う「多量」というのは一体どれだけの量を「多量」というのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 市町村は一般廃棄物処理計画を、都道府県は産業廃棄物処理計画をつくることになっておりますが、この計画の策定に当たりましては、廃棄物の発生量及び処理量の見込みのほか処理施設の整備状況等を勘案いたしまして市町村あるいは県において作成をする、こういう状況になっておりますので、これらの計画策定に当たりまして、国としては適切な助言、指導を行ってまいりたいというように考えております。

市町村長あるいは都道府県知事が多量の排出事業者に対して個別の減量計画あるいは処理計画の作成を指示できる、こういう規定を今回置いたわけでございますが、その「多量」の判断は、市町村や都道府県におきます廃棄物の発生量あるいは処理体制の状況に応じて決められるべきものであり

まして、全国一律に決めることは現状では困難であると考えております。しかし、市町村長あるいは都道府県知事に対しては、「多量」と判断をする際の参考となるような要素あるいは考え方につきまして、検討の上、指示、提供してまいりたいというように考えております。

なお、計画の作成を指示する事業者の選定は、このような要素や考え方をもとに市町村長や都道府県知事が行うもの、こういう規定であり、その趣旨に沿った運用を考えているところでございます。

○竹村泰子君 大体わかりましたが、環境庁の環境保全のための循環型社会システム検討会の試算によりまして、今後十年間に一般廃棄物の排出量は約三三%、産業廃棄物の排出量は約一八%ふえる見込みだそうですが、厚生省の試算とは大分開きがあるように思いますが、その結果、廃棄物全体の排出量は二〇〇〇年には約二〇%増加することが予測されております。

また、二〇〇〇年までに、工場や事業場の努力により産業廃棄物を予測排出量の八%、家庭やオフィスなどの努力により一般廃棄物を二%、リサイクルなどで減量することができれば、一人当たりの処理をしなければならぬ廃棄物の量を一九九〇年、今のレベル以上にはふやさないようにすることが可能だとのことです。これだとして十分ではなく、今だつてもうごみがあふれている状態です。減量するためにはこの数字以上に厳しい目標を設定しなければならぬと思っております。

廃棄物の減量化を推進するためには、まず全国レベルでの目標値を設定して、市町村が策定する一般廃棄物処理計画の中の廃棄物発生量の見込み、都道府県が策定する産業廃棄物処理計画の中の産業廃棄物の見込みをアレックダウンしていく、こういう作業が必要になると思っておりますが、事業者を初め消費者に至るまで国民はどのくらいの努力をすれば廃棄物が減量するのかという目安を示してもらいたいと思っております。

国は、まず廃棄物減量化計画を策定して、国民にこれをもっとわかりやすく提示するべきではないでしょうか。国民の責務を言うのはそれから後の話ではないでしょうか。「随より始めよ」です、国から始めていただきたい。

私は、それこそ厚生省のお好きな十カ年戦略、また申しますけれども、十カ年戦略を策定していただいて減量化の指標にしていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の将来予測につきましては、その推計手法によりまして幾つかの結果が出るわけでございますが、環境庁から発表されております数字及び廃棄物の成長といましようか、発生量をゼロ成長と定めるためにどれだけの量を減らさなければいけないかという数字が示されていることは私も承知をしておるところでございます。

廃棄物の減量化に当たりまして、全国的にまず目標を立てて市町村がそれに従って個別の計画を立てていく手法がよろしいか、あるいは廃棄物の処理に責任を持って市町村がそれぞれの地域の実情を考慮して、まず個々の市町村ごとに減量化の目標を立てて施策を組み立てていくのが適切であるか、両方の考え方があるかと思っております。私も、私どもは廃棄物の一般廃棄物につきまして市町村の業務ということで整理をしている点もございまして、まず実効の上げられる目標をそれぞれ市町村ごとで立てていただく、この点に力を注ぎ、全国的に実施可能なレベルその他につきまして、それらの状況を見ながら検討させていただきたいというように考えております。

○竹村泰子君 何か逃げ腰のような、厚生省の本腰を入れた減量化なんだということが見えません。すけれどもね。

我が国の廃棄物行政は、我が国がいかに資源やエネルギーを浪費して経済活動を営んでいるかという反省がないのではないかと、廃棄物行政は産業政策に口出しすることは許されないと、そういうことから、生産、流通といったいわゆる川上産業

に対して無力であったからではないかと私は思っています。大変地球規模の環境破壊が指摘される中で、これはいわゆる縦割り行政というか、そういう弊害が出ているような気がしてならないんです。

我が国ではリサイクルによる再生資源の使用率はエネルギー資源の全使用率の約八%にすぎないんです。また、環境庁で出しておられます「みんなを進めよう リサイクル」という、こういうパンフレットがありますけれども、この中にありますが、「古紙一トンをリサイクルすると直径十四cm高さ八mの立木二十本が守れる」という試算があります。「紙、アルミ、スチール、ガラスびんなどはリサイクルされた原料から再生産した方が少ないエネルギーで」生産できることはもうよく知られております。「節約されるエネルギーは、例えばアルミ缶一個で四十Wの電球が約半日つきっぱなしになる」というふうはこの五ページに書いてあるんですけれども、エネルギーが節約できるということはエネルギーの消費に伴って発生する二酸化炭素の量を減らすということを意味します。温室効果ガスである二酸化炭素などの削減を通じて、つまりはリサイクルは地球温暖化の防止策にもなるわけです。

また、リサイクルが進みますと、工場でのエネルギー使用量や水使用量が減りますので、工場から出される大気汚染物質や水質汚染物質を減らすことができます。リサイクルされた原料を使うことによって天然資源の採取量が減りますので、鉱山などから出される廃棄物の量も減らすことができます。

しかし、もうこれらはよく知られていることですが、しかし、市町村によってはやっぱりリサイクルは分別して、それをより分けて、そして人手を使ってお金を使ってリサイクルをして、大変これは面倒くさいと嫌がる市町村もあることは聞いております。

ここに私は一つの例を申し上げてみようかと思っておりますが、川口市という町があります。ここは

人口四十三万人、世帯数十五万戸です。この川口市のリサイクル運動で昭和五十四年から平成二年までの実績、有価物の回収総量が十一万七千五百四十八トン、売却代金、これを売却したお金が七億三千七百七十三万円、ごみ処理料の節約は何と三十二億九千三百八十八万円になったという計算が出ております。売却代金と両方合わせますと四十億二千三百一十一万円の節約になっているわけですね。

これは一つの例にすぎないかもしれませんが、けれども、こういうふうにして一つの市で、あちこちの市で今こういう例がございますけれども、川口市ぐらいの市で四十億のお金がこの五年間に節約できたということは非常に大きいことではないかと思ふんですね。こういうことを少しはつきりと厚生省も本気で減量化をお図りになるならば、環境庁や自治省なども御協力なさって、こういうデータをきちんとお示しになった上で減量化を進められたらいかだらうかと思ふんです。

そこで、資源循環型の経済社会を形成するために厚生省はどのようなリサイクルを考えておられるのか、そのための方策は何か、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 今回の法律改正の中の一つは、そういう廃棄物が出る最初からそれが抑制されていくという体制づくりとあわせまして、分別収集に伴う効果を出すためにリサイクルにつなげよう、こういう構想が盛り込まれているわけでございます。廃棄物の事後的な処理にとどまらず、廃棄物の再生利用、さらには排出の前段階からのリサイクルを念頭に置いた社会経済システムを構築することが極めて重要であるという認識に立っておるわけでありまして、

このため、御提案申し上げております改正法案におきましても、法の目的といたしまして、廃棄物の分別、減量化、再生を明記したり、市町村の一般廃棄物処理計画に排出抑制、減量化、分別収集に関する事項を定め、廃棄物再生事業者の知事登録制度を設け、優良な再生事業者を再生に協力さ

せることなどを盛り込んでいるところであります。

また、厚生省におきましては、リサイクルを推進するためにこれまでも市町村が実施する市民レベルでの活動への支援やリサイクルのための施設整備に対する補助を行ってまいりましたが、平成四年度の概算要求におきましても、さらに市町村がこの再生利用のためのシステムづくりや資源ごみの分別収集を推進するための事業などに対する補助の大幅な充実を要求しているところであります。

今後、改正法案の趣旨に沿いまして、国民の理解と協力を得ながらリサイクルの一層積極的な推進に努めてまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 大臣のお言葉に期待をしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは修正案に戻りまして、五番目のマニフェスト制度についてお伺いしたいと思います。

野党の共同修正案第五項は、いわゆるマニフェスト制度の適用対象を将来段階的に拡大する方向で検討せよとあるわけですね。これに對しまして社会党は、原則としてすべての産業廃棄物をマニフェスト制度の対象にしています。生活環境審議会はこの問題についてどんな答申をされましたか。また、恐れ入りますが、見ていただきたいと思

います。

○委員長(田淵勲二君) 早くやってくださいよ。

○政府委員(小林康彦君) 失礼いたしました。

マニフェストの部分でございますが、「この特定管理廃棄物については、排出事業者が管理計画の策定や国家資格に基づく廃棄物管理責任者の設置を義務づけるとともに、廃棄物の最終処分までの処理ルートを確認するためのマニフェストシステムの制度化や、委託基準、処理基準の強化などを図る必要がある。」

以上と存じます。

○竹村泰子君 私がお願いをしておきましたところと違うのですけれども、「廃棄物の適正な処理の確保」というところで「特別な管理を要する廃

棄物の規制」というところがありますね、二十四ページの5の(1)です。

○政府委員(小林康彦君) 5の(1)「特別な管理を要する廃棄物の規制」、そこを讀ませていただきます。「有害性、爆発性、感染性などの特性を有するため処理、処分に特別な配慮を要する廃棄物や不法投棄などにつながるやすい廃棄物が増大している状況に鑑み、これら特別な管理を要する廃棄物を、たとえば特定管理廃棄物というように区分して、処理の適正化を図っていくことが必要である。」ここまでは特別な管理廃棄物の表現でございます。

先ほど讀みましたが、それに引き続いてのマニフェストの提言というふうになっております。

○竹村泰子君 今讀み上げていただきました答申によれば、有害性、爆発性、感染性などの特性を持ったものはかりではなく、不法投棄などにつながりやすい廃棄物を含めて「特別な管理を要する廃棄物」としているわけですが、これ間違いありません。

○政府委員(小林康彦君) 答申では、ただいま先生お話しのような内容の答申をいただいております。

○竹村泰子君 政府案は、特別管理廃棄物をマニフェスト制度の対象にしています。ここに言う「特別管理廃棄物」には、審議会の答申で指摘された「不法投棄などにつながるやすい廃棄物」という概念は含まれますか、どうですか。

○政府委員(小林康彦君) この点につきましては、諸外国におきましてもマニフェストシステムの適用が有害廃棄物の処理に限られていることなどから、「不法投棄につながるやすい廃棄物」ということのみをもって法的にマニフェストの対象とすることはしていないところでございます。

なお、今後の状況につきましては、マニフェストにつきましまして、現在行政指導によりましてその使用の普及、定着を図っている部分がございますので、その普及状況を踏まえまして、今後法制度の適用範囲につきましましてさらに検討していくこと

としております。

○竹村泰子君 「不法投棄などにつながるやすい廃棄物」というのはどのようなものなのでしょう。不法投棄事件に占める主要な廃棄物は何でしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 警察庁の調べによりまして、平成元年の産業廃棄物の不法投棄による検挙件数は二百四十六件でございます。不法投棄された産業廃棄物の種類は、建設廃材が七十五万二千トンで全体の八六・六%を占め、建設業関係の不法投棄が多いのが現状でございます。産業廃棄物の排出量から見ますと、建設廃材の不法投棄の割合が多くなっているという状況でございます。

○竹村泰子君 つまり、厚生省は、せつかくのさつきお読みいただきました審議会の答申を、一番多い建設廃材、これについては建設省の圧力によってねじ曲げてしまったのではないですか。それでも答申を尊重したと言えませんか。この点に関しては、尊重しなかつた、できなかった、圧力があつた、はつきり認めた上で、そうせざるを得なかつた理由を明らかにしていただきたいと思

います。

○政府委員(小林康彦君) 有害性、爆発性、感染性などの特性を有します廃棄物については、その処理を適正に行いますために、特別管理廃棄物として区分をし、特別な処理業の許可、処理基準の厳格化、マニフェストの適用等の規制強化を一連のものとして行うこととしたものでござい

ますが、「不法投棄などにつながるやすい廃棄物」につきましては、必ずしもこれら規制をすべて行う必要がないところから、特別管理廃棄物の範囲には加えませんが、別途不法投棄防止という観点から規制の強化を図ることとしたところでございます。

不法投棄防止対策として具体的に規定をいたしましたのは、廃棄物処理業者に対する規制の強化、事業者及び処理業者にかかわる委託基準の強化、措置命令の発動要件の緩和、罰則の強化などの措置を講じているところでございます。

○竹村泰子君 「不法投棄などにつながるやすい廃棄物」というのはどのようなものなのでしょう。不法投棄事件に占める主要な廃棄物は何でしょうか。

なお、マニフェスト制度につきましては、不法投棄防止対策としても重要な方策であると考えられますので、行政指導によりマニフェストの使用の普及、定着に努めまして、その状況を踏まえて今後その適用範囲についてさらに検討することとしておるところでございます。

建設廃材を今回マニフェストの対象にしませんでした理由は、諸外国におきましても特別の管理を行っておりましては有害廃棄物だけであるというふうな状況を勘案いたしまして、建設廃材すべてを特別管理廃棄物とする制度とはしなかつたわけでございます。

○竹村泰子君 建設廃材は無害なのですが、有害ではないのですか。

○政府委員(小林康彦君) 建設廃材の中には有害の部分がございますが、これは有害性の方の観点からの定義、規制で特別管理廃棄物としての規制を受ける、こういう制度になる予定でございます。

具体的には申し上げますと、飛散性のアスベストにつきましては特別管理廃棄物としての規制を予定しておりますのでございまして、それらにつきましても建設廃材の中でも特別管理廃棄物になるものが出てくるであろう、こういう予想をしております。

○竹村泰子君 不法投棄を何とか取り締まらなくちゃ、なくさなくちゃという、現場の中で最も量が多く、そして何と申しますか最も悪質と言っちゃいけないかもしれないけれども、現実の中ではもう目に余るものが多々あるわけですね、一々例を申し上げませぬけれども、その建築廃材をこうして野放ししておられる。まあ野放しということはないけれども、有害廃棄物の中には入れられなかったということですか。

今、私が次にアスベストのことをお聞きしようと思つたら、先にお答えになつてしまいましたけれども、このアスベストのくつついてはいる廃材といふのがたくさんあるわけで、一昔前の建築廃材を壊したうちはほとんど一緒にあると考へられるのではないかと申しますが、今飛散性の

アスベストとおつしやいましたけれども、どういうものを飛散性というのですか。

○政府委員(小林康彦君) 現在アスベスト処理廃棄物処理ガイドラインを策定いたしましたので、それに基づいて指導しておりますところでございますが、このガイドラインでは飛散性アスベストと軽く接触したり気流があつたりするだけで材料に含まれているアスベストが空气中に飛散するおそれのあるものとして、具体的には吹きつけアスベスト除去物、保温材、多量のアスベストが付着しているおそれがある仮設養生プラスチックシートなどがそれに該当するものとしてとらえております。

改正法におきます特別管理廃棄物の検討に当たりますと、このガイドラインに沿って検討したいと考えております。

○竹村泰子君 ちよつと今おもしろいことをお答えになつたんですが、風が吹いて空気が動いたり、あるいはちよつと触れたくらいでアスベストが飛散するものはあれなんだけれども、例えばじゃ子供がそこら辺に遊びに行つて、その塵材の上にぼんと乗つたりなんかして飛び散る場合はどうなるんですか。

○政府委員(小林康彦君) まず、廃棄物の保管、処理に当たりましては、みだりに関係のない方が入らないような措置を講ずることとしておりまして、アスベストにかかわらず廃棄物の処理過程、いろいろの処理の状況がございまして、お話のように廃棄物の上に子供さんがという状態をなくすというのがまず第一というように考えております。

アスベストの飛散性につきましては、アスベストの毒性、影響を考慮いたしまして、健康に影響を与えるおそれがある状態というところで、飛散性というところでガイドラインをつくつているところでございます。

○竹村泰子君 人が入らないようにするのが原則でありとおつしやるけれども、そういうふうにはなつてないでしょう。空き地にはばんばん捨てられて

ているでしょう。私の北海道なんかではもうあちらこちらにばんばん投げ捨てられて野山にほうりつ放しになつていられるわけですよ。そこにアスベストは必ずあるんですよ。

そういうところの現実を見ようとしなくてそんなふうにお答えになるといふことは、私は非常に無責任なことだと思つて、大臣、今後審議会の答申を踏まえてできるだけ早い時期に法律を改正して、不法投棄などにつながらやすい廃棄物、最も数の多い廃棄物、これをマニフェストの対象にする意思がおりになるでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) 先ほど来本件につきまして、事務当局からお答えもしておりますが、マニフェストの適用対象については、諸外国の例を見て参考いたしました。産業廃棄物のうち人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物についてのみマニフェストの使用を義務づけることとしたわけでございます。

なお、その他の産業廃棄物につきましても、従前から行つてきている行政指導により引き続きマニフェストの使用の普及、定着に努め、その状況を踏まえましてマニフェストに関する法制度の適用範囲についてさらに検討してまいる所存でございます。

○竹村泰子君 法律の対象にしないで行政の指導によつて実質的に法律の対象にしたと同じ効果を上げるのだとお約束していただけますか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) 法律の点は今のようなところでございますが、マニフェストの使用については、排出事業者による廃棄物の流れの把握及び廃棄物の性状等に関する情報の正確な伝達を確保するという目的で、従来から行政指導により対応してきているものであります。排出事業者が制度の趣旨をよく理解し、本来の使用方法に従つてマニフェストを使用するよう指導することにより、法律に基づくマニフェストの場合と同様に実

効性が確保されるよう努めているところでございます。

ただ、従前から行政指導を行つてきたマニフェストについては、すべての排出事業者が正確に使用できるようにするだけの実態がまだ十分に確立していないことから、今回の改正法案では、産業廃棄物のうち人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物についてのみマニフェストの使用を義務づけることとしたものであります。

今後、その他の産業廃棄物についても、従前から行つております行政指導により引き続きマニフェストの使用の普及、定着に努め、その状況を踏まえましてマニフェストに関する法制度の適用範囲についてさらに検討をすることにいたします。

○竹村泰子君 マニフェスト関連でもう少しお尋ねたいと思つていますが、下条厚生大臣は去る二十日の衆議院厚生委員会でもパーセル条約批准について答弁をなさいまして、次の通常国会をめどに必要な国内法を整備できるよう関係省庁と相談するとおつしやいましたね。

この際、批准に必要となる国内法整備に向けた主な検討事項、朝も日下部委員の質問にも大分お答えいただいておりますけれども、主な検討事項、それから生活環境審議会への諮問の時期など、およそのプログラムを具体的ににお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) 有害廃棄物の越境移動及びその処分に関するパーセル条約につきましては、ただいま委員の御指摘のとおりのお答弁を衆議院でもいたしました。

地球環境保全に積極的に貢献し、廃棄物の適正処理を国際的に確保する観点から、廃棄物の輸出入に関する関係各国の動向も見つつ、批准のための検討を進めることとしたしておるわけでありませぬ。

条約の内容につきましては、現在外務省等の関係省庁と検討を行つているところでありまして、

条約の批准に当たり国内の廃棄物処理との整合をとりつつ廃棄物の輸出入の管理を適正に行えるよう、次期通常国会を目前に開連の国内法体制の整備に向けて関係省庁と相談を今しながら努力しているところでございます。

○竹村泰子君 事務方の方から何か具体的なプログラムといえますか、私がお尋ねした点についてお答えあります。

○政府委員(小林康彦君) パーゼル条約批准のための国内法体制の整備でございますが、まずパーゼル条約の内容について正確に検討をすること、それから輸出入に当ります規定をどのように置くか、それから輸出入に当りました場合に国内の処理体制あるいは情報管理をどのようにするか、このような内容の検討が必要でございますので、現在関係省庁と検討を進めておりまして、ただいま大臣が御説明いたしましたスケジュールを念頭に置きながら作業をしているところでございまして。

○竹村泰子君 鋭意御努力をぜひお願いしたいと思います。

マニフェスト伝票についてももう少し申し上げます。野党共同修正案要綱の第六項は、いわゆるマニフェスト伝票等の取り扱いに関するものでございまして。厚生省は、その保存期間について政令で定めると答弁されました。しかし、浜本委員も提起されましたように、排出事業者にも処理業者にも伝票の保存義務がないのだから、保存期間を守らなくたってどうということはないのではありませんか、どうですか。

○国務大臣(下条進一郎君) 特別管理廃棄物のマニフェストについてでございますが、排出事業者から処理業者へのマニフェストの交付、処理業者から排出事業者へのマニフェストの回付、マニフェストに関する排出事業者から知事への報告など、基本的な事項はすべて法律に定めることとしております。したがって、マニフェストの交付や回付を受けた処理業者や事業者がマニフェス

トを保存すべきことは、マニフェストの交付や回付を受けた以上当然のことであり、保存義務を免れて法律上規定する必要はないものと判断しております。

マニフェストの運用に当たりましては、厚生省令においてマニフェストの保存期間を定め、必要に応じて都道府県知事が報告徴収や立入検査によってマニフェストを確認できるようにしたいと考えて、諸手続の整備はそれで裏打ちができる、このように考えております。

○竹村泰子君 現行法でさえ、一般廃棄物も産業廃棄物も処理業者は、帳簿の記載をしたり、また保管義務があるわけですね。必要が生じたとき行政による報告徴収ができ、また立入検査ができるというふうなことを今大臣おっしゃいましたけれども、肝心のマニフェスト伝票が保管されていない場合は効果はないのではないかと思いますか、いかがですか。

○政府委員(小林康彦君) マニフェスト伝票の保管につきましては、法律の組み立て上、大臣がお答えしたとおりでございます。厚生省令におきましてその保存期間を定め保存させることとしております。保存されておりますれば、知事の報告徴収あるいは検査の際実際に沿っての調査が可能になるわけでございます。

○竹村泰子君 保存期間を定めてきちんと保存をしないという義務づけがされているわけですか。

○政府委員(小林康彦君) 省令で示しますれば法律上の義務となります。

○竹村泰子君 行政指導でということですが、伝票の保存義務を政令で定めるといことはできないのではないのでしょうか。厚生省の答弁は法治主義という基本原則に反するのではありませんか。ここが立法府であるということをお聞きして、答弁していただきたいと思っております。立法府の一員でもおありになる下条厚生大臣、御所見を伺いしたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) ただいまの件であり

ますが、その保存期間を定めるということにつきましては、都道府県知事が必要に応じて報告徴収や検査を行って確認できるようにしたいということの考え方とあわせまして、それらの措置をこれから法律の通った後実効性が上がるように運用してまいりたいと考えております。

○政府委員(小林康彦君) ただいまお尋ねの件につきましては、改正法の案文でございますが、第十二条の三で特別管理産業廃棄物管理票の規定を置いておまして、その交付の義務等ございまして、第六項に「前各項に定めるもののほか、管理票に關し必要な事項は、厚生省令で定める。」となっております。

したがって、保存期間につきましては、法律に基づく厚生省令で定め得るもの、それから全体の基本的事項は法律本文に書き込んでおりますので、保存期間につきましては厚生省令で定めて差し支えないもの、こういう解釈をしております。

○竹村泰子君 保存義務を厚生省令で定めることができるというお答えですね、今は。

○政府委員(小林康彦君) そのとおりでございます。

○竹村泰子君 どうもそれは私然然としないお答えなんですけれども、このことはまたいざ折を改めてやりたいと思っております。

それでは、次の七項にありますが原状回復方策の検討事項についてお尋ねしたいと思います。

不法投棄など不適正な処理の原状回復の方策、とりわけその費用負担のあり方について、また申しわけないんですが、生活環境審議会はどのような答申をされているか、該当箇所をまたお読み上げただけでよろしいでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 「不法投棄等不適正処理の防止対策」といたしまして、「不法投棄をはじめとする不適正処理を防止するために、無許可営業や一般廃棄物も含めて不法投棄に係る罰則を強化するとともに、特別な管理を要する廃棄物の規制の強化にあわせて、排出事業者に係る罰則の強化、処理基準違反に係る改善措置や不法投棄され

た廃棄物の原状回復のための行政措置の強化、排出事業者の民事上の損害賠償責任の強化などの検討が必要と考えられる。また、不法投棄の防止という観点から、監視体制の充実が重要であり、環境衛生指導員の増強のほか、民間人を不法投棄チェックのモニターとするような制度の検討も必要である。さらに不法投棄業者が明らかでない場合などの原状回復に備えるため、公共と民間の共同による基金の造成などについても検討する必要がある。」

以下、「地方廃棄物処理センターの設置」の部分がございまして、こちらもお読みいたしましたでしょうか。

○竹村泰子君 はい。

○政府委員(小林康彦君) また、この「地方廃棄物処理センター」に製造者等や排出事業者、処理業者など民間などの拠出に基づく基金を設けて、前述したような、①適正処理が困難な廃棄物や資源化、再生利用可能な廃棄物についての共同処理や処理費用の共同負担、②原因者不明の場合の不法投棄に係る原状回復処理の共同負担、③廃棄物処理施設の周辺環境の整備など、幅広い事業を行うことができるような方策を検討すべきである。」

以上でございます。

○竹村泰子君 ありがとうございます。今読んでいただいたように、審議会は排出事業者の民事上の損害賠償責任の強化や公共と民間の共同による基金づくりについて検討することを提起しておられます。厚生省は答申が出された昨年十二月以降九カ月、これらについてどんな検討をされたのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) まず、第一点の排出事業者の民事上の損害賠償責任の強化でございますが、特別管理産業廃棄物の処理の委託についてマニフェストの使用を義務づけるとともに、政令で定めます委託基準で処理業者の処理能力の確認を義務づけること等の措置を講ずることとしております。委託基準に従い許可を受けた専門業者に処

理を委託しました場合においても、当該業者が不法行為を行いました場合について排出事業者が責任を負うこととするのは、排出事業者の法的地位を極めて不安定なものとするに等しく、かつ自己の管理責任外の独立した第三者の行為について責任を負担させることとなり、現行法の体系になじみにくいとの意見が強く、改正法案では規定しないこととしたわけでございます。

また、第二点の廃棄物処理センターへの原状回復基金の設置についてでございますが、こうした基金につきましては原因者の責任を不明確にし、不法行為を助長するおそれがあるとの意見があったことから、改正法案には規定しないこととしたわけでございます。

なお、不法に処分されました廃棄物による生活環境の保全上の支障の除去の重要性にかんがみ、諸外国の例も参考にしつつ、廃棄物が不法に処分されました場合の原状回復が適切かつ迅速に行われますための方策につきまして、今後さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 答申にありますが、何を守ろうとしておられるのか、どこを守ろうとしているのか、何を直そうとしているのか、そういう一番中心の大事な部分で私は不足を感ずると、政府案には、あえてかあるいは偶然か知りませんが、抜け落ちておられるという気がしてならないのです。現状そういうふうには不法投棄やいろいろな有害廃棄物が捨てられて一番困るのは住民であり周辺に住む人々たちですね。その人々たちを守らなければならぬお役目の厚生省がこういう形で答申を、さつきから言っていますように、違う方向に持っていられるというのは大変私は不満です。

参議院で政府案の修正をしたいと考えておりますけれども、新たにいわゆる検討事項を設けて審議会答申で指摘された内容を検討の対象とするに何か不都合がございましょうか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物をめぐります現状を踏まえまして、二十一世紀を目指した廃棄物

対策を樹立すべく生活環境審議会に検討をお願いし、昨年十二月に今後の廃棄物対策のあり方について答申をいただきました。その答申に沿って廃棄物処理法の改正を検討してまいりました。答申で提言をされております内容は、おおむね廃棄物処理法の改正案に盛り込むことができたというように考えております。

一部残しておる課題があることは事実でございますが、御提言の中の法律で措置すべき事項には政府部内の調整の過程で改正法案に規定するまでは踏み込めなかったものもございまして、見送られましたものや、広範な見地からさらに議論を深めるべきものとして法案に盛り込めなかったものにつきまして、今後の検討課題として引き続き検討してまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 何かよくわからないお答えですが、審議会の答申では不法投棄のチェックには環境衛生指導員の増強のほか、民間人をモニターとするような制度の検討も必要と指摘しております。その後どのように検討されておりますでしょうか。このようなことは法律改正を待たずに都道府県に積極的に呼びかけていただければいいかと思っておりますが、どうでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 不法投棄を事前に防止し、あるいは被害の拡大を早期に最小限に抑えるためには、不法投棄の早期発見あるいは現場の監視が重要なこととございまして、既に幾つかの県で不法投棄モニターという形で実施されていることは私も承知をしております。その実施状況等を見ながら、御指摘の趣旨も参考にいたしまして、不法投棄対策のあり方を検討し、地方公共団体に對してもその内容を周知徹底してまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 どのぐらいのところでどのぐらいの方たちがモニターとして働いておられるか、これはちょっと通告しておりませんので、おわかりであれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

も、おわかりですか。  
○政府委員(小林康彦君) 全体の人数は把握しておりませんが、お話しのようなモニターを採用しておりますのは、岡山県、鳥取県、福島県、栃木県、さらに市町村等も加えまして千葉県、熊本県、これらの県でモニターの制度あるいはそれに準ずる制度を既にしているところと承知をしております。

○竹村泰子君 結構実効が上がっているのでしょうか。  
○政府委員(小林康彦君) 県の担当者から聞いておりますところでは、それなりの効果、特に都道府県の区域広うございまして、そうしたモニターによりまして情報提供というのは大変役に立っているというように聞いております。

○竹村泰子君 県レベルでは大変過ぎてとても難しいと思っております。例えば、今高齢化社会と言われますけれども、お元気なお年寄りの方たちがたくさんいららっしゃるんですね。そういう方たちにお願いをしておいて、市町村レベルでもぜひそういうモニターの方たちに働いていただければ、積極的に呼びかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 一つのお考え、御提言として私も受けとめさせていただきます。今後こうしたモニター制度の内容を充実し、かつ都道府県あるいは市町村に対する情報提供の中で十分検討させていただきますと思っております。

○竹村泰子君 時間がなくなりました。これは国庫補助の範囲拡大、修正案の第八項になりますが、一般廃棄物の最終処分場を国庫補助できる対象に加えるようになっています。

これに対する先日の政府答申は、一つには今予算で補助しているのだからあえてそうする必要がないこと、もう一つはそういう法律を改めるかどうかは財政上の問題ではなく立法政策上の問題であることと答えていただいておりますが、このように理解してよろしいでしょうか。厚生省、大蔵省

お願いします。  
○政府委員(小林康彦君) 最終処分場につきましては、昭和五十一年の法改正で一般廃棄物処理施設に加えられ、それに対する補助は予算補助として措置をされ、市町村はこの補助制度に基づきまして施設整備を行ってまいりました。補助のほかに起債、交付税等によりまして地方財政措置の制度もございまして、現在までのところ円滑に行われてきたというように考えております。法律補助とする必要があるとは考えていないところでございます。

○説明員(渡辺裕泰君) お答えいたします。補助金には、先生御承知のとおり生活保護のような義務的経費に対する補助金、いわゆる負担金の性格を持ったものと、廃棄物処理施設に対する補助金のようなものと市町村の固有事務に対する補助金、いわゆる奨励的補助金とがございまして、補助規定を法律に明示しておくかどうかの意図は、その補助金がどのような性格のものかによって異なるというふうに考えております。生活保護の国庫補助のような負担金につきましては、法律に補助規定を置くことが当然でございますし、財政上の取り扱いもそれによって規定されることになっております。

ただいま問題になっております廃棄物処理施設のような奨励的な補助金につきましては、法律補助でございます。予算補助でございます。法律補助の運用上の取り扱いについては異なることはございませぬ。したがって、奨励的な補助金につきましては、法律に補助規定を置くかどうかは立法政策上の問題というふうに考えております。

○竹村泰子君 それで、厚生省にお尋ねしますが、予算補助の実績もある、大蔵省だって法律で書くのはやめてくれとは言わない。それなのになぜ法律で書きたくないんでしょうか。その理由は一体何なのですか。

○政府委員(小林康彦君) 最終処分場の補助につきましては、現在円滑にその運用がなされておりますので、国庫補助を法定化することにつきましては



ましたり、こういう状況がございましたので、昭和五十二年に「廃棄物とは、占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になつた物をいい、これらに該当する場合は、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきもの」との考え方に立って取り扱われることとされたものでございます。時代が複雑になりましたので、個別の案件だけで判断ができず総合的に勘案という立場をとっているところでございます。

廃棄物を適正に処理いたしますためには、今後とも廃棄物であるか否かの判断を的確に行う必要があることは御指摘のとおりでございますが、廃棄物につきましては、その性格上、画一的な当てはめが困難な場合がございますので、その範囲につきましても事例を積み重ねていくべきものと考えておりました、必要に応じて個別事例について明確にいたしますとともに、地方公共団体の担当者等への周知徹底について十分配慮してまいりたいと考えております。

諸外国との関係につきましては、廃棄物の輸出入につきましては、その有害なものにつきましても、パリ条約の批准という問題を抱えておられますので、国際的に対応する輸出入の部分の定義につきましても引き続き検討していくことにしていきたいと考えております。

○木庭健太郎君 きょうは一つ一ついろいろなことを聞きたいと思っております。  
次は、建設残土の取り扱いの問題でちよつと一問お聞きします。  
現行の廃掃法を見ましたら、「港湾、河川等のしゅんせつに伴つて生ずる土砂その他これに類するもの」及び「土砂及びもつぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」というのは適用対象から外したわけでございます。原則的にこういうものは土地造成の材料となる有用物だというような考え方だろつと思ふんですが、ただ、これが決まらなかつた今とでは有用物かどうかがどうかという状況は随分変わつてきているんじゃないかなと

思つております。  
とりわけ現在問題となつておりますのが建設残土の問題でございます。この廃掃法の規定を受けないために事実上野放しになつて問題になつておるわけですね。さらに、これが問題なのは何かというところ、その中に建設廃材とか汚泥とか、本来産業廃棄物として処理されるべきものが事実上は一緒になつて放置されているという現状があるということだと私は思つております。こういった建設残土の問題は、廃棄物の例外規定でございますから、これをぜひ改めていただいで、建設残土という問題についても廃掃法に基づく規制を行うというような方向で検討を始めていただければいいんじゃないかと思つておるんですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 自然の状態で存在いたします土砂を廃棄物と解するのは困難ではないかというふうにも私も考えております。しかしながら、事業活動に伴ひまして廃棄物として発生いたします土砂、例えば泥状のものでございますと産業廃棄物の汚泥となりますし、土砂の中に廃棄物が混入しておりますれば、その混入しております方の廃棄物が廃棄物処理法の廃棄物でございますので、廃棄物として規制をされているところでございます。

○木庭健太郎君 確かにきちんとまじめに皆さんがやればよいというふうなお答えなんですけれども、現実がそうでないということも踏まえた上で、この問題を考へていかないと、また大きな問題になると私は思つておるんであります。  
さらに、もう一つ深刻な問題となつておるのは汚染土壌の問題だと思つております。これも不法投棄が最大の原因ではございませんけれども、それによつて土壌汚染が生じている実態があるわけでございます。特に古い工場跡地とか工場排水が注ぐ河川の土砂からは随分高度の有害物質が検出された事例というのは幾つもございます。こういう全国の有害物質を含んでいる土砂がこれも廃掃法の規定からは除外されて何の法的適用も受けずに

処分されておるのが現状でございます。こういう汚染土壌の問題については総合的見地から検討する必要もあると考へるんですけれども、ひとまずともかく、有害物質を含む汚染土壌についてもこういう廃掃法の中で適用というものをきちんとして考へて適正処理を図る、こういうことも検討しなくちゃいけないんじゃないかと思つておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 自然状態に存在しておりますもの、掘り出しただけという状態のものでございます。従来廃棄物としては取り扱つてきてはいたるところでございます。しかしながら今お話のございましたように、有害物質を含みます土砂につきましては、環境汚染としての問題もございまして、関係省庁ともよく相談をして適切な対策について検討してまいりたいと思つております。

○木庭健太郎君 今は建設残土とか汚染土壌の問題を言つたんですけれども、もう一つ現行の廃掃法の中における大きな問題というのは、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の問題だと思つております。産業廃棄物というのは、事業活動によつて生じた廃棄物のうち特定するものをいうというふうな規定でございます。しかし、そもそもこの範囲というのは、法律ができた当時、質量面で市町村の清掃事業によつて処理されるのは困難だというふうなことから、ある物を産業廃棄物にした。そして企業の自己処理を義務づけたというところがそもそもの発想だと思つておるわけですね。  
ただ、現実今何が變つてきているか。前回から随分論議になりましたオフィスから出る紙ごみの問題、これはできた当時と現在では全く廃棄物をめぐる状況は變つておるわけですね。かえつて一般廃棄物の中に大きく問題をばらむもの、かえつて一般廃棄物の中に現実があるわけですね。だから、一般廃棄物の中の何が伸びているかといへば事業系一般廃棄物が伸びているわけですね。事実です。ですから、結局その区分を昔したままで変えてないがために、ある意味じゃごみが自治体の収集業務を圧

迫したり、中間処理されないままの持ち込みごみが結局自治体の最終処分場にどんと来てしまつたというのが現状だと思ふんです。  
この事業系一般廃棄物の問題、きちんと見直す、事業系一般廃棄物とは何か、産業廃棄物とは何かという立て方自体が今非常に疑問視されているんじゃないかと思ふんです。そういう意味じゃ廃棄物の区分についてもそろそろ見直しの検討をしていただかないと実情に沿つていないし、逆に言えばこのことがごみ問題の大きな問題だと思つておるわけでございます。こういう見直しについては、どう考へていらつしやるかというのをぜひお聞きしたいし、また事業系一般廃棄物については、その処理費用については事業者が負担するというような原則というものをつくつていかなくちやいなんじゃないかと思つておるんですが、この点についても伺いたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しにつきましては、種々御議論のあるところでございますが、市町村の廃棄物処理行政などに与へます影響などが極めて大きい課題でございますので、私も慎重な検討が必要というふうにも考へております。

お話のございましたオフィスからの紙くず等を産業廃棄物とする方向で検討すべきとの提言を生環境審議会の答申でもいただき、検討したわけでございますが、既に一般廃棄物としての処理ルートが整備されておりました、現行の処理体制の急激な変更はかえつて混乱を招くおそれがあるということから、事業系のオフィスからの紙くずを産業廃棄物にするという点は見送りまして、答申の後段でございました、「少なくとも、これらについては回収や処理コストの負担を排出事業者自身に求める必要がある」という当面の施策提言に従ひまして、事業系一般廃棄物と市町村の一般廃棄物の強化を図りますとともに、市町村の一般廃棄物の処理手数料の中でこうした廃棄物に対する費用負担の方向を出すということで措置したところでございます。

廃棄物の区分につきましては、基本的にそれを見直すという考え方もいただいております。ご意見を、地方公共団体の廃棄物処理行政に与える影響あるいは処理業者の処理の現状等にも留意しつつ、中長期の検討課題ということで検討していきたいと考えているところでございます。

○木庭健太郎君 今お聞きして、答申よりも後退してきて、しかもいざやるとき、じやどれだけ明確になったかという余り明確になってない部分もある。そういう一番ある意味じや今回の問題の中で大きくなっている問題が意外に、もう少し強い姿勢でやっておかないと、本当にせつぱく改正しても後で同じような問題を引き起こすんじゃないかなという心配を私自身は非常にいたしているわけでございます。

さて、改正案の中でちよつとお聞きしたい点がございませう。それは、廃棄物の減量という観点から廃棄物の計画的処理を進めることとして、多量に廃棄物を排出する事業者に対し廃棄物の処理に関する計画の策定を指示できることに今回の改正案はなっているわけでございます。しかし、一般廃棄物についてはその減量に関する計画の策定を規定しておりますけれども、産業廃棄物については「産業廃棄物の処理に関する計画」とあるだけで減量について触れていないわけでございます。

どっちが量的に多いかといえ、圧倒的に多いのは産業廃棄物じゃないかと思ひます。これにどうして減量という言葉が出てこなかったというのは非常に不思議に思っておるんですけども、何でなのかいことを聞きたいし、多量に産業廃棄物を生ずる事業所を設置している事業者に対しては一般廃棄物と同様に減量ときちんと明記して、減量に関する計画策定の指示というのを追加すべきであると考えますけれども、その点についてまず伺います。

○政府委員(小林康彦君) 事業者に作成を指示いたします産業廃棄物の処理計画には、排出をいたします産業廃棄物の種類、発生量及び処理量の見込み、廃棄物の減量化、再生利用その他の適正処理に関

する事項を定めることとしております。廃棄物の適正処理には減量という概念を含んでいるものと理解をしております。産業廃棄物におきましては減量以外に中間処理、最終処分等廃棄物として最後まで事業者みずから処理をするという部分も多くございますので、減量化を含んでより広い処理の計画を作成させ、適正処理を図るのが適当というところで、一般廃棄物と産業廃棄物と言葉を使い分けているつもりでございます。

○木庭健太郎君 それじやここで言う「多量」というのは、どの程度の量を想定されるんですか。ついでに聞くと、この多量の排出量というのは、だれがどのように測定することになっているか、教えてください。

○政府委員(小林康彦君) 都道府県等が処理計画の作成を指示することができ、多量排出事業者の「多量」の判断基準は、それぞれの都道府県等におきまして廃棄物の発生量、処理体制の状況に応じて決められるべきものと考えております。一律に決めることは困難でございますけれども、今後都道府県に対しては、多量と判断する際の参考になるような要素あるいは考え方につきまして、検討の上指示してまいりたいというように考えております。

処理計画を作成する事業者に対して、このような要素あるいは考え方をもち、多量の判断といえますものは、産業廃棄物につきましては都道府県、一般廃棄物につきましては市町村が定めるものでございます。

○木庭健太郎君 じや、例えば病院から出される医療廃棄物、この場合病院単位で多分やられると思うんですけども、この場合の「多量」かどうかという判断は、何を基準にしてやるんですか。

○政府委員(小林康彦君) 多量排出事業者の「多量」の判断基準につきましては、その発生量や排出状況等に応じて決められるものでございます。医療関係機関に関しましては、一律に病床数等で適用範囲を定めることは適当とは言えないと考えておりまして、法の施行に当たりましては関係者

の意見を十分に聞き、都道府県等を指導してまいりたいというように考えております。

○木庭健太郎君 そうすると、単にベッド数で判断するとかそんなことじやなくて、さまざまな要素、例えば一番廃棄物というか出やすいのは、人工透析とかしましたらいろんなものが出てまいります。また、外来の部分でもいろんな要素をきくわけですよ。そういういろんな要素をきくと判断していただけるということですね。一律に、何か例えばベッドならベッドというものを決めて、判断するということはないということ、理解してよろしいのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) ただいまお話のございましたようないろいろの要素を勘案し、かつその地域での全般としての廃棄物の発生状況、その中に占めます割合でございますが、そういう種々の要素を考慮した上で、都道府県あるいは市町村において多量と判断されるよう、適切な情報提供と指導をしていきたいと思っております。

○木庭健太郎君 産業廃棄物の問題で、私たちがいつも疑問に思うというか、量の問題なんかで特に言いたいのは、産業廃棄物の正確な実態調査というのが本で行われているかどうかということなんです。そういうのがはつきりしてければ、またいろんな意味で論議しやすいんですけども、それ自体がどうなのかという疑問を呈さざるを得ない。

なぜかと言いましたら、国の調査は現在五年に一回でございます。その方法というのは、都道府県から出た数字を積み上げていくわけですよ。この都道府県の調査というの、聞きましたら抽出調査であつて、しかも実態調査を行う年次も基準も、独自性に任せているといえれば格好いいですけども、私から言わせればばらばらだということなんです。この実態調査のやり方が、いろいろ聞いてみますと処理業者サイドから自主申告にゆだねているという話もありますし、本当のこれが実態調査かなという疑問を持っていますし、さらに今一番問題になっている広域にこみが動くという問

題についても、状況はつかめてないというような話も聞いております。

結局、実態というのがはつきりしてなければ、例えば最終処分場をどこへつくとか、いろんな問題が出てきても、住民は納得できないと思ふんです。特に、産業廃棄物というのは有害物質を含んでいるという問題がもう以前からずっと言われているわけでございます。ともかく今やならなくちゃいけないのは、この適正処理の推進へ向けてこの法律をつくって実際に運用するときはどううまく当てるかという前提としてこういう調査が、正確な実態調査をするというのが私としては当たり前の前提だと思っております。

ですから、例えば現在通産省が行っている工業統計がありますけれども、この項目に産業廃棄物の排出及び処理処分の状況というのを指定して、全国規模で排出者側の実態を把握するというような方法なんかも考えられると思ふんです。もっとより実態に即した調査をやっていたらいいと思つておるんですけども、この点についての見解を伺いたい。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の排出処理の実態につきましては、お話がございましたように、五年に一回都道府県の調査をもとにいたしまして、産業の業種別に原単位を全国的に算定をし、出荷額等から全国の排出量の把握をしております。今後廃棄物行政を進めます上で廃棄物に関する情報の整備は極めて重要なことでございますので、お話のございましたように調査の回数、間隔を縮めること、かつその内容を詳細に行い、より確度の高い実態把握ができるように私どもも検討を進めなければならぬというふうな考えをしております。

工業統計に加えてはどうかという御提言がございまして、政府として行われております統計調査には、工業統計を含め各種のものがあることは私ども承知しております。ところでございまして、必要に応じて御指摘のような点も含めまして、今後の実態把握につきまして検討してまいりたいと考

えております。

○木庭健太郎君　そして、もう一つ産業廃棄物について大きな問題になっているのは広域的処理の問題でございますし、そういう意味で、まずこれも実態がつかめていないようですから、実態をつかむというのが大前提と思うんですけれども、それと同時に、産業廃棄物の排出者あるいは処理業者は、その処理先の都道府県知事等に対して事前協議を行うというような体制の確立を行うというのも一つの方策ではないかと思っております。これについてもお考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君)　廃棄物はなるべく発生の場所あるいはその近くで処理をされるのが好ましいわけでございますが、現実問題といたしまして、必要やむを得ず県を越えての産業廃棄物の広域的移動が認められるところがございます。広域的な移動につきましては、計画的かつ体系的に行われるべきとの観点から今回の改正法案におきまして、都道府県知事の産業廃棄物処理計画作成に当たり、厚生大臣が必要なる情報の提供や助言をすること、特別管理産業廃棄物へのマニフェストの使用の制度化、廃棄物処理センターによる広域的な施設整備の促進等の措置を講じたところでございます。

都道府県知事は処理計画の策定や、あるいは処理業に対する許可権限を有すること、その区域内の産業廃棄物が適正に処理されるよう指導監督を行っておりますほか、問題があります場合、その予防のために立入検査や報告徴取を行うことができるということになっておりますので、これらの措置を適正に運用いたしまして、広域処理の適正化を図られるようにしていきたいと考えております。

○木庭健太郎君　余りこれはやりたくないというふうな話ですね、結局。

次、廃棄物処理施設の確保と管理の問題についてこれから少しお聞きします。

改正案では、第三セクター方式の廃棄物処理センターが関与する道を開くほか、これまでの届け

出制から許可制に改めております。そして最終処分場について災害防止のための計画が定められているものであることを許可の要件とするなど規制は確かに強化を行っておりますけれども、私この問題で一番大事なことは、住民の廃棄物処理施設に対する感情だと思っております。不信感があります。そういう最終処分場を確保するためには、住民の理解と協力を得て進める努力と方策というのが一番大事だろうと思っております。

そこで、これから始められる各都道府県一カ所に設置される廃棄物処理センターの問題でございます。これについてもより都道府県の監督権限を強める必要があるのではないか、特にセンター内に廃棄物処理施設をつくっていくわけですから、住民への情報公開に努めて、せつかくそういうものをつくっていくわけですから、せつかく住民の理解を得られるような形をとっていただきたいと考えておるんですが、このアセスメントに対する考え方、住民への情報公開についてどうお考えになるかを聞かせていただきたいと思っております。

○政府委員(小林康彦君)　廃棄物処理センターは民間での処理施設の確保が困難になっている状況にかんがみまして、公共の信用力を活用して特別に管理を要する廃棄物や産業廃棄物のモデル的処理を図ろうとするものでございます。このため、改正法案におきまして廃棄物処理センターは地方公共団体の出資を要件にいたしますとともに、その運営につきましては民法上の公益法人としての都道府県により指導監督が及び、さらに改正法案上の指定法人といたしまして厚生大臣の指導監督権も政令で定めるところにより都道府県に委任することができるところでございます。こうした都道府県知事の権限によりましてセンターに対しまして都道府県知事の監督が適切に行われるように指導してまいりたいと思っております。

また、センターが設置をいたします施設的环境

アセスメントについてでございますが、環境アセスメントにつきましては、政府全体として昭和五十九年に環境影響評価の実施にかかわる閣議決定を行って、それに基つき実施することとしておりまして、その法制化につきましましては引き続き検討することとされておりますことから、廃棄物処理施設についても厚生省通知によりまして一定規模以上の最終処分場の環境影響評価を実施するよう指導してきていますところでございますので、今後ともこの指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。

産業廃棄物の処理施設につきましては、今回の改正法におきましてその設置を、御紹介いただきましたように届け出制から許可制に改めまして、また、施設の設置に当たりまして地域の特性を踏まえて、生活環境保全上の配慮が必要な場合には、施設の設置の許可に生活環境保全上必要な条件を個別に付すことができるようにしておるところでございます。また、産業廃棄物処理施設の設置につきまして信頼性、安全性の向上に努めることとしておるところでございます。

○木庭健太郎君　次は、最終処分場のことでお尋ねします。最終処分場の問題というのが今一番、住民の健康被害の問題なんかも挙げられておまして、いろんな問題が出てきている一つだろうと思っております。これについて今どんな種類があるのか、及びその数などがどうなっているのか、お聞かせください。

○政府委員(小林康彦君)　最終処分場には三つのタイプがございます。第一は遮断型処分場と称しております。燃えながら、ばいじん、汚泥、鉍滓及び産業廃棄物を処分するために処理したもので有害なものも理立処分するものでございます。この遮断型処分場は平成元年四月現在三十五ございます。第二の区分は安定型処分場と称しております。金属

庁長官及び厚生大臣が指定する産業廃棄物、俗に安定型廃棄物と言っておりますが、安定型廃棄物を理立処分するものでございまして、全国で千二百二十三ございます。

第三の類型が管理型処分場でございます。通常の廃油は別で、タールピッチ類に限っての廃油でございます。それに紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物のふん尿、動物の死体並びに燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍滓及び産業廃棄物を処分するための処理したもので無害なもの、これを理立処分するものでありまして、この管理型最終処分場、全国で九百九十、いずれも平成元年四月現在でございますが、設置されております。

○木庭健太郎君　今おっしゃったように一番多いのは安定型処分場でございます。これは厚生省の見解で言えば最も安全なものだし、ある意味じゃ素振りだけでいいような形になっておるわけでございます。しかし現実には、こういう安定型処分場から有毒物質が漏れたというふうな話が多いし、土壌や水質の汚染ということももうこれは何回もいろんなケースで出ておるんですけれども、これはなぜなのかということも厚生省としてどう分析されているかぜひ聞かしてほしいんです。それは不法投棄があるからだとおっしゃるかもしれませんが、結局、こういう安定型の中に廃棄物がきちんと分類をされずばんとほうり込まれているようなケースがあります。

また考えなくちゃいけないのは、今おっしゃった安定した五品目です。この五品目だつて有機物や腐敗するものが付着しているままで完全に区別することは私は難しいと思っております。こうした状況をずっと続けていけば、安定処分場といいたが、そこから有害物質が出てくるという危険性が非常にあります。安定型処分場のあり方自体を今きちんとしないとけないとききています。んじやないかなとも思っておりますけれども、そう思いませ

○政府委員(小林康彦君)　安定型処分場におきまして汚水等が発生するトラブルが時にございま

す。その原因についてのお尋ねでございますが、個々の事例によりまして異なる考えですが、安定型処分場に本来投入、埋立処分されるべきでない汚泥や一般廃棄物が埋め立てられている。そのため汚水等のトラブルが生じている、これが原因の一つであるというように考えております。

○木庭健太郎君 それはそのとおりなんですけれども、だからこそ逆に言えば安定型処分場というのが本当にきちんと運営されているのかどうかというのを調べなくちゃいけないと思うし、逆に言えば、本当にそういうものであればやり方というのをも考えなくちゃいけないんじゃないかなと私は思っています。

同じように問題なのは何かというと、こういう産業廃棄物の最終処分場のうち一定規模のものについては、安定型で言えば千平方メートルだったですかね、そういうものについては、設置時に基準とか技術上いりんなき細かい規制とか指導があるんですけれども、一定規模以下のものについては基準に適合しているかどうかの監視の目が全然行き届いていないと私は思っています。大体こういった小規模の最終処分場がどれくらいあるか、厚生省として把握されていますか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の埋立処分に関しましては、埋立地の規模を問わず処分する行為についての処分基準を定めているところでございます。埋立処分基準につきましては、廃棄物が飛散、流出しないようにすること、処分施設の設置に当たりまして生活環境の保全上支障の生ずるおそれのないようにすること、処分場所には周囲に囲いを設け廃棄物の処分場所であることを表示すること、埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合にはそのおそれがないように必要な措置を講ずること、埋立地の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること、埋立地にはネズミが生息し、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすることを規定しております。これらの処分基準を遵守すること

により適正に埋立処分を行わせることとしておることでございます。

この処分基準に違反をしまして不適正な処分が行われます場合には、都道府県知事は、不適正な処理を行いました者に対して改善命令を発することとができるとともに、生活環境の保護上、支障が生じ、または生ずるおそれがある場合には廃棄物の撤去、汚染拡大の防止などの措置命令を発することができるとしておることでございます。

施設のうち、一定規模以上を許可対象施設としておるわけでございますが、これは公害対策関係の他の法律と同様、環境に対する影響の大きさを勘案いたしまして、一定の規模以上のものについて現在は届け出、今後は許可としておるわけでございますが、そのすそ切りといましようか、規模の限界につきましては必要に応じて検討を行うこととしていきたい考えです。

○木庭健太郎君 数はどうですか。  
○政府委員(小林康彦君) 小規模な最終処分場につきましては、現在届け出の制度がないということもございまして、幾つかのサンプル的な状況については私も承知をしておりますが、全国、正確に幾つという数字が把握できる状態にはなっておりません。

○木庭健太郎君 それはやらなくてもいいということですかね。そういったものがどこにどうあるのかという把握はする必要はあるんじゃないですかね。その点どうですか。

○政府委員(小林康彦君) 今後、排出事業者の排出の状況、委託の状況、事故処理の状況等を通じてなるべく実態に近い状態を把握していく必要があると思っておりますが、不適切な状況が摘出ができ、それに対する指導ができるという状況でございます。全体の状況が把握できれば全国的な行政としては適切な行政対応ができるものと考えております。

○木庭健太郎君 それじゃ次は、処分場の問題の最後に跡地管理の問題をちょっとお聞きしたいん

です。

現行法上では、最終処分場は埋め立て完了後、一定の期間を置いて閉鎖されて、そして閉鎖後に廃棄物の処理法の適用外となるシステムになっているわけですね。アメリカのラプキナル事件の問題がおとといの議論のときもちょっとあつておりましたけれども、環境汚染が明らかになるといふのは、埋め立てからもう何十年もたった後というケースは結構あるわけでございます。しかも、今みだりに有害物質が複雑多様化しておりますし、そういった意味じゃ、この跡地管理の重要性というのは今後ますます重要なものだと思うんです。

産業廃棄物の跡地管理について、厚生省はどのような取り組みをされていこうとしているのか。改正案そのものでははっきりしないような気がしますし、その点をはっきりしていただきたいと思っております。

○政府委員(小林康彦君) 最終処分場の閉鎖後の跡地管理につきましては、現行法で課題を残しておるといふところもございまして、改正法におきましては、まず埋立処分が終了したときはその旨を都道府県知事に届け出なければならぬというところで、都道府県知事の指導が徹底できるよう、一つの規定を置いておきます。

次に、都道府県知事は、埋め立て終了の届け出を受けました最終処分場の台帳を調製いたしました。関係人の請求に応じ閲覧させなければならぬということと、最終処分場であったということが将来とも明確に記録するようにという制度を入れてございます。こうしたことで、処分場の跡地管理を図る規定を入れておるところでございます。

また、最終処分場につきましても、届け出制から許可制に改めることとしておりまして、許可にかかわります技術上の基準を整備することなどによりまして処分場の安全性、信頼性を向上させることとしております。

指定に伴います処理基準の見直し、不適正処理に對します改善命令の強化など、適正処理を確保するための措置を全般的に強化することとしておるところでございます。

安定型処分場につきましては、先ほど来御指摘いただいております点を踏まえまして、本来埋め立てることができない廃棄物が埋め立てられないよう監視、指導を強化するなど都道府県を指導してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 ただ、それだけだと、結局不幸な結果ですけれども、有害廃棄物が処分場の周りに流出した場合とか、処分場跡地で環境汚染が起った場合というのは、台帳はあります、台帳はあった、どこでどうなったかわかった、でも実質的にはだれかが何を入れていた、その会社はもう既にその時点ではそれをきちんとするだけのものを持ってない、そういう事態にどう対応できるかどうかというのは非常に疑問なわけでございます。

ですから、不幸にもそういう環境汚染なんかが起こった場合に対して、被害救済制度というのをつくっておく必要があるんじゃないかなと思っております。これも先ほど議論になっておりましたけれども、部長はさつき諸外国の例も見ながら十分そういう問題についても検討したいとおっしゃいましたが、事実アメリカにはあるわけなんです。総合的環境への対応、補償義務法というスーパーファンド法が成立しているわけですね。それを即まねろとは言いません。でも我が国においてもこういった制度を取り入れて、廃棄物が流出した際なんか一定範囲の者に無過失責任を認めること、また被害者への補償、原状回復のため、責任を負うべき業者が存在しない場合または負担能力がない場合に備えて排出事業者にも拠出させる基金の制度化というの検討すべきであると私は考えます。

今回やるのが本当は一番いいんですけども、できなければ近い将来でもこれはすぐにもやらなくちゃいけない問題だろうと思っております。不法投棄等に関しても、言うならば原因者が不明な場合に原因者にかわって知事が代執行をするというよう

なこと、及びその費用を原因者ばかりでなく排出事業者にも求めることができるような仕組みというのにも検討すべきだと思えますけれども、この点について答弁をいただきたい。

○政府委員(小林康彦君) 最終処分場につきましては、その構造及び維持管理が適正でございまして、周辺環境に対して十分安全性の確保ができるかと考えておりますが、さらに二重三重の安全性を確保する対応をとるのが適切ではないか、こういう御意見もございまして、お話のございましたような諸外国の基金の例、そういうものを日本でも創設をすべきではないか、日本の都道府県の中でも小規模ではございますがそうした制度を施行しておる事例も出てきております。ただ、こうした基金の造成につきましては、どなたに拠出をいただくか、その補償の範囲、実施者をどうするか等問題がございまして、それらの問題を検討しながら今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

不法投棄につきましてのお尋ねがございまして、不法投棄の原因者が不明あるいは負担能力がない場合、委託基準に違反をしました排出事業者につきましては、都道府県が代執行を行います場合につきその費用を徴収することができるといったことになっております。不法投棄の原因者が不明の場合の措置の基金の造成でございまして、不法投棄が行われた場合の原状回復にかかわる費用は原因者による負担を求めるとが大原則でございまして、基金により回収を行うことは原因者の責任を不明確にし、不法行為をかえって助長するおそれがあるとの意見もありましたことから、今回の法改正では見送ることとしたものでございまして、この点につきましては最終処分場の基金と同様幾つかの問題点がございまして、その問題点を整理しながら今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 さつきも指摘がございましたけれども、何か考え方が、どこに基盤を置くかという点でいうと、一番そういふときに被害を受け

るのはだれかといえば、そこに住んでいる住民であつてみたり、例えばそこが水源地だったらそれを使うその市民であつてみたり、だから実際に起きたときに被害を受けている人たちをどうするんだという視点を最初に立ててもらわないと、こういった問題いつまでもたつても、じゃ原因者だれだと、それやるまでまた現状と同じようなことを繰り返すわけですよ。

ぜひこの点、特に廃棄物の不法な処分というのがあつた場合、これで生活環境に何か支障が起きたと、住んでいる人たちに、そういう場合については適切かつ迅速な原状回復を確保する方策というのをもう絶対やらなくちゃいけないと思つて、この部分に関しては野党の共同要求も出ていますけれども、少なくともこの点については検討していかねければならない。そうしなければせっかく法をつくつても、住んでいる人たちが、本当に困っている人たちに對して何ができるのかということになると思っています。

これについてはぜひ大臣から、きちんとこういう問題については検討するんだという決意を聞かせていただきたいと思つています。

○国務大臣(下条進一郎君) 不法に処分された廃棄物による生活環境保全上の支障を速やかに除去することは極めて重要な課題であると、このように認識いたしております。

廃棄物が不法に処分された場合の原状回復を適切かつ迅速に行わせるための方策につきましましては、諸外国の例を参考にし、また御指摘の点も踏まえながら、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 この点については本当、一番強く主張しておきます。何としても検討していくことだけはやっていただかないと、実際もう個別具体的な問題挙げれば幾らでもあるんです。私の近所でもありましたが、これについてはいささかんと対応していただかないかと思つております。そしてもう一つ、マニフェストの問題も先ほど同僚議員が詳しくやつておりました。私はこのマ

ニフェストの問題についてぜひ言つておきたいのは、今回は特別管理のもの、有害なものに限ってまず導入する、これはすこいことだと思つています。もうやらなくちゃいけないことだと思つたのがよくやく制度化され、法律化されるということは評価するんですけども、先ほど部長は、問題になった建設廃材、いろんな問題がまだいろいろある、それについては行政指導で当分マニフェストを導入するような形でやってくんだということをおっしゃいました。ただ、その行政指導というのが今いろんな意味で本当に問題になつてい

るわけですよ。確かに行政指導というやり方も一つあるでしょうけれども、それじゃなかなかうまくいかない面が、別に厚生省の話ではないけれども、ほかの問題では起きてい

るのも事実なわけでしょう。だから、行政指導じゃなく、将来的に段階的に、この時期にはこういう形でマニフェストをふやして、この後には、拡大する方向だけにはきちんと認識していただいて、行政指導というはあくまで仮の措置だとして、将来的にはきちんとこういうマニフェストの制度を定着させて、より拡大させていくんだということがぜひ必要だと思つておられますけれども、これについてお伺いしたいと思つています。

○政府委員(小林康彦君) マニフェストにつきましては、現在特別管理廃棄物について適用するに限りして、改正案にしておられるわけですが、それに限定しておりますのは、廃棄物処理に要します事務的負担が過大なものとならず合理的な範囲にとどまる必要があること、それから諸外国の例を見ましても有害廃棄物の処理に限られていること、これらから特別管理産業廃棄物についてのみ義務づけたところでございまして、

その他の産業廃棄物につきましても、マニフェストが必要及び有効な分野がございまして、従来から行つております行政指導を引き継ぎまして、マニフェスト使用の普及、定着に努めてまいり、

きましては、この行政指導により普及、定着の状況を踏まえまして、今後検討することとしたいと考えています。

○木庭健太郎君 今後検討するというのは、そういう方向としてはもちろん行政指導を進めていくけれども、その状況を見ながら、きちんと法律化するような方向に持つていきたいと考えているというふうな理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 関係者もございまして、で、そうした方向も大きな選択肢の一つということで検討してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 選択肢とおっしゃいましたけれども、選択肢じゃなくて、ある意味ではそういう方向をどれだけ広げられるかという問題の方向で、基本が大事ですから、どうやって考えるかという、そういう方向をとつていただきたいと要望しておきます。

次に、ごみ施設の整備にかかわる補助金の拡充の問題についてお伺いしたいと思います。

これも前回の審議のときに少しお話があつておりましたけれども、私も新聞報道を読みまして大変だと思つていました。新聞報道読みましたら、自治体からの補助金の要望額が千二百五十億ぐらいあるのに対して、今年度の予算の補助金総額が約八百億ぐらいですか、結局四百五十億ぐらい不足して、今年度完成するはずだった、全国でいえば八十四施設がすべて来年度以降に延期されていると。今後もっとふえるというふうなお話でございまして、全国のごみ処理施設の整備がどんどんどんどんおくれるんじゃないかというふうな報道でもございまして、

これについて、厚生省としてどんなふうな認識されているか、どういふ現状なのか、明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理施設の整備につきましては、昭和四十年代後半に整備をいたしました施設が更新期を迎えておりますこと、それから近年ごみの排出量が急激に増加してきたことを背景にいたしまして、市町村からの要望額が

予算額を上回る状況にございます。このため、平成三年度の継続事業の一部につきまして、先送りを前提とした内示を行わざるを得なかったところでございます。

しかしながら、廃棄物処理施設の整備は緊急を要する事業でございます。多くの市町村から継続事業のうち、先送りすることとしております部分についてぜひ本年じゅうに事業を予定どおり実施をしたいという要望が極めて強い状況にございまして、厚生省としてもそれにこたえるべく現在各省庁とも鋭意協議を進めておるところでございます。

具体的な内容としては、地方財政措置によります対応を含めまして、市町村のごみ処理施設等の平成三年度の整備事業に支障が生じない方策を現在検討しているところでございます。

○木庭健太郎君 とにかく法律改正するの結構です。それで一つの糸口ができていくんですけども、肝心な方、結局処理施設の整備というのがそういう状況だったら、これは持ち込まれてもどうしようもなくなくなるわけですよ。しかも、おっしゃったとおり、四十年代につくったものがほとんど老朽化して、老朽化以上に何か燃える温度の問題が随分変わってきて大変だというようなことも聞いておるわけでございます。

結局、今回の問題とリンクする中で一番大事な問題は、じゃ施設は本当に大丈夫なんだろうかということだろうと思うんであります。自治体から申請が殺到しているわけですから、本年度の積み残しの分を含めるとどうなるんですか、来年度の必要額は本年度の二倍以上みたいな額になるんじゃないかと思うんですね。もし九々やるとするならば、そういう意味でも、これも要望出ていましたけれども、これは予算とるしかないわけです。

たまたま大臣は大蔵省の御出身でもありませんし、そういう意味じゃ大蔵省の実情もよくわかるし、逆に言えば大臣が一生懸命頑張ればこれはかなりふえるんじゃないかと、次の大臣じゃだめ

で、下条大臣でなきゃできないというようなくらいの決意を持っていただいて、ぜひこの件については、これやらないと本当どうしようもないという現実をぜひ踏まえていただいで、今一番適任の大臣が座つておられると思っております。私たちが一生懸命応援したいんです。地方自治体も悲鳴を上げていますので、強い決意を、抽象的じゃなく強い強い決意を聞いておきたいと思っております。

○国務大臣(下条進一郎君) 大変強い激励の言葉をいただきましてありがとうございます。廃棄物処理施設は、快適で豊かな国民生活の基盤とも言うべき重要な施設であり、生活環境の保全及び向上のため一層の整備促進を図っていく必要がございます。したがって、必要な予算の枠を確保することが極めて重要であると認識いたしております。この点は全く委員と同じでございます。

このため厚生省としては、平成四年度概算要求におきましては、他省庁計上分も含め、廃棄物処理施設整備費として八百九十一億円の要求、生活関連重点化枠百二十七億円の要望、合わせて千八百億円の要求、要望しておるところであります。来年度の予算確保に向けて最大限の努力をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木庭健太郎君 もう少し頑張ってほしいんですけれどもね。ちよつとこれでも足りないなという感じもしているんです。もう一つ、補助金のかかわる問題で言うと、最近はおみの焼却場だけじゃなくて、焼却のやり方でも例えば焼却して出てきた灰ですか、この灰と灰とのも単にそのまま捨てる結構な量になりますんで、この焼却灰を溶解する、溶かすというような方法をとって、これが再利用できたり、容積でいうと大体三分の一ぐらいになるといいうような方法が開発されているので、実際に使っているところもございまして。

今最終処分地、どこに捨てるかという問題でどこも困っているわけですから、全国の自治体ではこういう新しい方式、新しい処理方法というものが

についても取り組みがいろいろなところで始まっているわけにございまして。こういった焼却灰の処理を含めて、いろんな新技術に対しても国として応援をしてやるのが、ある意味ではより安くお金をかけずにきちんとできることになるんじゃないかと思っております。こういった点についても、いわゆる補助事業の対象というようにも考えられぬのかと思っております。この辺どんなふうに取り組みおつもりなのか聞きたいと思っております。

○政府委員(小林康彦君) ごみ処理施設から排出をされます焼却灰の処理に当たりまして、その減量化及び安定性の観点から灰固型化設備という設備がございまして、この設備につきましては、ごみ処理施設の附帯設備として昭和五十七年度から補助を行うことでその整備を促進してきたところでございます。さらに、平成四年度の概算要求におきまして、新たに灰の固型化施設を焼却炉から独立して整備をします場合、先ほどの附帯をしております場合既に補助制度がございまして、独立をして固型化施設だけを整備する場合がございます。この焼却灰溶解固型化等によりまして、建材等の再生施設を整備いたします場合にも補助対象とできるよ

う、現在要求を行っているところでございまして、先生お示しの方向で私も努力をしたいと思いますと考えております。

○木庭健太郎君 最後に、ダイオキシンの対策の問題で二、三点お伺いしておきたいと思っております。清掃工場におけるダイオキシンの問題ですけれども、去る九月五日でしたか、柏市の新清掃工場のダイオキシン測定値が、一気圧一立方メートル中百六・四〇ナノグラムであったというふうに公表されました。これは三月末の測定値と比べると二・六倍に当たっておりますし、厚生省が決めております、今週以降にも計画する新焼却炉のダイオキシン類期待値でしたかね、これはたしか〇・五ナノグラムだったと思っております。そうすると、それを二百倍以上も上回る数値なわけにございまして。しかも、柏市の環境部は、以前市議会でしたし

かダイオキシン問題について国のガイドラインに沿っているの心配ないと思うというような答えをしていただきたいと思います。これではせっかく昨年十二月に厚生省がお示しになったガイドラインの内容自体が疑われるものにならないかと思うんです。厚生省としてこの問題をどうとらえているか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 御指摘のガイドラインにつきましては、昭和五十九年に廃棄物処理に係るダイオキシン等専門家会議で出されました提言を踏まえまして、その後実施してまいりました研究成果をもとにいたしまして、平成元年、五カ年間の調査結果を踏まえてダイオキシン類発生防止等ガイドライン検討会におきまして取りまとめたものでございます。

このガイドラインにおきましては、我が国の廃棄物処理にかかわるダイオキシンの現状は、これまでの実測データを見る限り、人の健康に影響が生ずるといった状況ではないものの、ダイオキシン類の環境中への排出は極力抑制することが望ましいとの観点に立ちまして、連続炉、パッチ炉などの炉の型式及び新設、既設の別、それぞれごとに講ずべき対策をまとめたものでございます。

御指摘の排ガス中のダイオキシン濃度〇・五ナノグラム・パー立方メートルの値は、ガイドラインにおきまして健康影響の観点から定められたものではございません。全連続炉最高水準の技術を用いて今日建設する場合に期待される量でございます。健康影響の観点からは非常に大きな安全率がかかっている数値でございます。御指摘の柏市の施設はガイドラインが示されます以前に整備をされたものでありますので、既設炉としてガイドラインに沿った、実施可能な改善が図られるべきものでございまして、市におきましてそのための検討が行われているというように承知しております。

○木庭健太郎君 私たちというか市民にとってみれば、何かそういう答弁を聞いていますと、ダイオキシンの問題というのを非常に過小評価してい

るという感じがする。もう一つ、補助金のかかわる問題で言うと、最近はおみの焼却場だけじゃなくて、焼却のやり方でも例えば焼却して出てきた灰ですか、この灰と灰とのも単にそのまま捨てる結構な量になりますんで、この焼却灰を溶解する、溶かすというような方法をとって、これが再利用できたり、容積でいうと大体三分の一ぐらいになるといいうような方法が開発されているので、実際に使っているところもございまして。

るような気もするんです。本当に取り組んでくれているのかなと思うところも出てくると思うんです。いつも厚生省、こういう清掃工場におけるダイオキシン問題が表面化するたびに人体に影響のある基準値を大幅に下回っているから大丈夫だと何回もおっしゃっているわけじゃないですか。

ただ、例えば五十九年でしたか、廃棄物処理に係るダイオキシン等専門家会議報告で示された「人への影響に関する評価指標」は、報告自体がたしか「早急に評価する必要性にかんがみ、限られた知見をもとに暫定的に設定」したもので、「今後とも論議を重ねていくことを希望する。」というふうになっていたと思います。問題は、こういう暫定指標が示された以降にこの指標について何の検討も行わずに、ただ安全だと言っているようにも聞こえるわけじゃないですか。それについては見解をお聞きしたいと思います。

あと、海外を見ましたら、スウェーデンを初めてとして欧州の一部の国ではこのダイオキシンの発生量に一定の目標値を設定しているところもございいます。ごみ焼却施設に対する排ガス中のダイオキシンの制御目標値を〇・一ナノグラムと定めているところもあると聞いておるわけじゃないですか。

何か起こって、本当に大変になるという以前にできるだけ少なくするという目標を立てるとともに、こういう多くの量が出た場合はどうしたらそれを減らせるかということを実験に考えていただきたいし、これクリアしているから大丈夫だと、二百倍であろうと三百倍であろうと、それは理想値なんだから構いはしないというふうなことで、国民にとっては非常に心配になると逆に思うんですよね。そういうことも含めてこのダイオキシンの問題、もう少し真剣にやっていたらいい気持もあるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) まず、状況から御説明をいたしますと、昭和五十八年十二月に厚生省に設けられました廃棄物処理に係るダイオキシン等

専門家会議におきまして、廃棄物にかかわるダイオキシン問題を評価、考察するために設定をされた評価指標がございいます。この報告書の中で御指摘がございましたように、その後の知見の集積を踏まえながらさらに検討を続けるようにという留意もいただいております。ごいまして、厚生省でこれを受けての調査研究、その御留意を常に念頭に置きながら調査研究をしておるところでございますが、毒性学、公衆衛生学等の専門家によります判断として出されましたこの指標値、現時点においても適正なものと考えております。

諸外国において定められた数値としては、一から百ピコグラム・パー・キログラム・パー日の範囲のものがあると承知をしております。必ずしも我が国と同じレベルの評価基準、同じ意味でのものではございませんけれども、日本だけ特に甘い状態というふうには考えていないところでございいます。しかしながら、ダイオキシンにつきましては、その毒性の発現機構など依然として不明な点も多いと認識をしております。また、国際的にも定まった評価がないのが現状でございいますので、今後ともその科学的知見の収集等に努めるとともに、ダイオキシンの発生量のレベルの低い処理、ダイオキシン発生量の抑制がより効果的に行えるための方策につきましまして、ガイドラインに沿ってまいりたいというふうに考えております。

○木庭健太郎君 先ほど話が出ていましたように、これからごみの施設というのがほとんど新設されていくわけがございいます。そういう意味では、こういう機会にぜひダイオキシン対策というのは、新設の清掃工場では具体化していかなければならぬと思っております。それについてどうお取り組みになるつもりか、最後にお聞きして質問を終わりたいと思っております。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理に伴いますダイオキシンの抑制につきましては、まずできるだけ完全燃焼を図る等の燃焼管理が重要でございまして、あわせて排ガス処理施設への流入ガスを温

度を下げる等を主な対策としております。施設面では、バグフィルターの活用も対策の一つと位置づけられておるところでございいます。廃棄物処理施設の整備及び改良工事に当たりますと、厚生省といたしましても、バグフィルターを含めまして、ダイオキシン対策に関連をいたします部分について国庫補助の対象とすることにしておりまして、市町村から補助金の申請が出された場合には、できるだけそのダイオキシン対策の施設整備にこたえていけるよう努めてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 ありがとうございます。○沓脱タケ子君 今回の廃掃法の改正案といますのは、厚生大臣の諮問機関であります生活環境審議会が昨年十一月に出した答申、この答申が経済界等の圧力によって企業責任が軽減をされたという結果になっているということが国民の中でも大変批判が強いわけがございいます。ますその一つは、「一般廃棄物と産業廃棄物の範囲の見直しを行う必要がある。」と、こういう指摘があるわけがございいます。今、廃棄物の激増の中でその占める割合というのは産業廃棄物というのは非常に量が多いし、しかもその増量のテンポというのが産業廃棄物の方がはるかに高いわけがございいます。国民の生活者の立場から見ても、ちんと見直してもらいたいというのがこれは基本的に要求するところでありまして。

審議会の答申でも、これは「一般廃棄物と産業廃棄物の範囲の見直しを行う必要がある。」と、産業廃棄物の範囲の見直しを紙くずや建設業に係る紙くず、木くずなどについては、産業廃棄物とする方向で検討する必要があると思われたい。ということが明確に指摘をされておられるわけがございいます。そのことが今回の法案では産業廃棄物として指定をされていないわけですが、去る九月の二十一日のこれは報道でございまして、東京都が新たに指導要綱をつくらったというわけがございまして、その指導要綱というのは、一定床面積以上の大

規模事業所に対して、ごみの再利用・資源化計画書を作成して都に提出すること等を義務づけている。計画書を提出しなかったり改善勧告に従わなかった事業所は、清掃工場や埋立処分場へのごみの受け入れを制限し、名前を公表するという強い姿勢を盛り込んでおいて、施行は十月一日だと、こういうことなんですか。

しかも、東京都のデータによりまして、東京都のごみは昨年度の場合、四百八十一万トンのうちOA紙ごみを中心とした事業所のごみが六割以上を占めているということが指摘をされておるわけがございいます。こういうのは、一般の家庭ごみより多いOA紙あるいはOAの紙くず、あるいは問題になっております建設業にかかわる紙くず、木くず、こんなものをなぜ指定しなかったのかというの、いろいろ説明を何回も聞いておりますけれども、いや市町村で一遍に体制を変えたら混乱が起こってはならぬとか何とかという御説明なんですから、それはちょっと理解しにくいんです。

例えば、こういうものが東京都では実施されている、十月一日からやると言ってますね。こんなことをやらなくても済むんですかね、産業廃棄物として明確にすれば、これはどうなんですかね。範囲の見直しをちゃんとやっておればわざわざこんなことをしなくても済んだのではないかと思えますが、いかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しにつきましては、その市町村の廃棄物処理行政などに与える影響が極めて大きなものがあるわけがございまして、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。昨年十二月に厚生大臣に提出をされました生活環境審議会答申におきまして、オフィスからの紙くず等を産業廃棄物とする方向で検討すべきであるとの御提言をいただき、検討したところでございますが、事業系一般廃棄物は既に一般廃棄物としての処理ルートが整備をされておる、現行の処理体制の急激な変更はかえって混乱を招くおそれ

がありまますことなどの理由から、提言において後段に述べていただいております。少なくとも、これらについては回収や処理コストの負担を排出事業者自身に求める必要がある。この方策に沿いまして、事業系一般廃棄物として事業者責任の強化を図ることとさせていただきます。

廃棄物の区分を大きく見直すという考え方もございますが、生活環境審議会の答申にもございまして、「地方公共団体の廃棄物処理行政に与える影響や処理業者の処理の現状にも留意しつつ、中長期的に検討していくことが適当」であり、廃棄物の適正処理という観点で区分を検討することが緊急の課題という認識のもとに整理をしたところでございます。

○沓脱タケ子君 しかし、法律案が産廃と一廃との区分を明確にしなかったということもあって、東京都はこういう指導要綱をつくって、市町村の、あるいは府県の段階でそういう対応をお示しになつておられるわけですが、私は国民の側から言うたら非常に不愉快です。産業活動によって生み出されるごみは原則として産廃物質として扱うということであれば、特に市町村の清掃事業の中で市民の税金によってやっているわけなので、その辺は明確な区分というのが何よりも望まれるところなんです。

そういう点で、必要な費用は取るんだからということなんですけれども、こういう要綱をつくってそれに対応することになれば、事務量も人手も要るわけですよ。そういうものが全部負担としてかぶってくるわけで、その辺はできるだけ早く、今回やれなかったというのは非常にぐあいが悪いと思いますけれども、やれなかった理由というのは、もういろいろ言われておりますように、産業界等の圧力によってやれなかったんだというふうに言われてもしょうがないんですかね。だから、そういう点は、今回私どもは何とかして区分をしてほしいなという一番大きな願いであったんですが、これはやる気がないようですから、できるだけ早くそういった国民的な期待にこたえても

らいたいと思うわけでございます。

それから、いろいろ申し上げたいことがありますが、これが限られた時間でありまして、もう一つは、これも各委員からもう既に御出でしておりますけれども、一般廃棄物の処理困難物の問題ですが、これも審議会の答申では、これは「大型テレビ、冷蔵庫やタイヤ、自動車、オートバイなど市町村の通常の行政サービスでは処理が難しい一般廃棄物については、できる限り生産、流通、販売ルートを通じた回収システムを促進していく必要がある。」と、それで「厚生大臣が指定し、云々」というのがありますがね。私はこれも、生産、流通、販売のルートを通して回収システムを促進するというところで、回収させるということを当然義務づけられるものであろうと考えていたわけですが、それが今回はまた見送られたということになっております。

御承知だと思っておりますけれども、横浜市では放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定というふうな条例案の提案をしておられますね、まだできていないんだと思っております。こういうものをつくらなければならぬということになるわけですね。そうなった場合でも、本来、御説明や新法によりまして、厚生大臣が指定した品物はその品物の所管大臣を通して引き取りを協力してもらおうということになっているので、すけれども、例えばそういうことになるのであれば、この横浜市の条例制定の提起のように、市町村が全部処理困難物については条例で決めていくというのが当たり前になってくるわけですね。そういうふうな考えでいいんですか。

○政府委員(小林康彦君) 生活環境審議会の答申で、「市町村の通常の廃棄物処理では処理の困難性が高いものについては、たとえば厚生大臣が指定し、一定の要件の下に、市町村が製造者等に引き取りを求める、または、市町村の処理費用の一部について負担を求める、あるいは、市町村が製造者等の協力を求めて処理にあたることのできるような新しい制度の創設を検討すべきである。」との提言をいただいたところでございます。

この答申の趣旨を踏まえまして、改正法案に御きまして、市町村によりまして処理が全国各地で困難となっているものとして厚生大臣が指定した一般廃棄物につきましては、事業者に対し市町村長がその適正な処理に要する費用の負担や回収ルートの整備を含む協力を求めることができること、厚生大臣は、適正処理困難物等の処理を行うことを業務とする廃棄物処理センターへの基金の出捐について、事業者等に対し、必要な協力を求めるように努めること等の規定によりまして、製造事業者等に対し必要な協力を求めることができることとしておるわけでございます。これによりまして、適正処理困難物の処理が適正に行われますよう、事業者に対する指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○沓脱タケ子君 例えば、横浜がこういう条例を提案している。各市町村が皆そういうふうな条例を出して独自に指定できるという考え方で進めるということなんですか。

○政府委員(小林康彦君) 全国的な問題のありまですもので要件に合致をいたしますものについては、厚生大臣が指定をいたしましたし、協力のあり方について現実、適当なものについての提案を行つていきたいというふうな考えでおります。それ以外につきましては、市町村が独自の判断で行われます措置につきましては、その措置を尊重してまいりたいと考えております。

○沓脱タケ子君 そうしますと、厚生大臣の指定する物品というのは一体何なのか。これは全国的規模でとおっしゃったんですが、答申に例示されているような物品の程度は全部指定をなさる御方針ですか。

○政府委員(小林康彦君) 適正処理困難物の指定に当たりましては、まず全国的な調査が必要でございまして、そういう廃棄物あるいは製品を調査いたしますかにつきます。それから、この中でございまして、全国の廃棄物を扱っております市町村の団体でございまして全国都市清掃会議から、大型テレビ、大型冷蔵庫等の大型家電製品、スプリング入

りマットレス、タイヤ等が要望として出されております。これらも参考にしながら調査の対象を決めていきたいと考えております。

○沓脱タケ子君 全国規模というふうにおっしゃつておられますが、全国規模の指定をしていく場合にも、市町村によってそれぞれ状況の違いがあるうと思っております。そういう点では、市町村長あるいは職員等の方々が参加をした審議会などで大臣が指定していく品物についての協議をしていくということが一番よいのではないかと思っております。そういうことをお進めになるお考えはございますか。

○政府委員(小林康彦君) 指定に当たりましての調査におきまして、市町村の意向は十分聴取する予定でございまして、市町村からの御要請がおります場合には、十分その意向も聞きながら調査にかかりたいと思っております。

その指定の過程におきまして生活環境審議会等、手続をどうするかにつきましては、今後の整理にかかわるところでございますが、市町村長の意見も聞きながらという基本線のもとで整理をしていきたいと考えております。

○沓脱タケ子君 念のためなんです。市町村が製造業者に引き取りの協力を求めた場合にこれが拒否されるといような場合ですね、政府としてはこれを援助していくというんですか、支援するというふうなことは当然やられるんでしょうね。例えば、東京の町田市では、一九七七年から乾電池は水銀を含んでいるので危険だとして、自主的に回収、分別収集をしてきたんですね。市側からは、再三にわたって引き取り要求をしたんですけれども、メーカーは依然として拒否をしているというのが現実にあるんですね。だから、法律で義務づけられればこんなことを断るといことはならないと思っております。今回は、これは危険有害物質で特定管理廃棄物に入るので、それから、話は別になろうと思っておりますけれども、自主的なこの積極的な活動がメーカーの拒否によって水をかけられるという結果が出ているんですが、この



れども、直ちにそうはならぬでしょう。そういう法律が決まったからというであつたらぬからならぬわけですからね。現にこういう事態が起つてい

○政府委員(小林康彦君) 一般廃棄物の最終処分場の確保につきましては、御指摘のように大変長距離移動するような状況になっております。この

大都市圏におきましては、港湾区域での埋め立てによりまして広域的な最終処分場を確保するとい

○政府委員(小林康彦君) はい。話し合いの促進に努めているところでございます。今回の改正法

○斎藤タケ子君 部長、大変御丁寧なんですが、私時間的な都合もありますから、お聞きをしてい

例えば、今トランプしているんですね。契約をしていて、自治体は持つていく予定をしていたけれども、相手の自治体から拒否されたという状況で

○政府委員(小林康彦君) 関係市町村の間の話し合いが円滑に進みますよう、厚生省としても支援

既に多くの皆さんからも御意見が出ておりますように、今回の改正案の柱というのは廃棄物の計

市町村の廃棄物処理施設の整備費というのが、たびたび言われておりますように、国の補助金が大

例えは、よく御承知かと思っておりますけれども、大阪の吹田市の場合は、資源リサイクルセンターの

みを四分別しているんですね。可燃物、不燃物、資源ごみ、それから臨時取集と、そういう分別を三

これは皆言うたらきりがありませんが、これは新潟県の津南地区地域衛生施設組合も同じです

そして同時に、そういうことが全国町村会あるいは全国市長会あるいは全国知事会、全国都道府

そういう点を見ますと、これはぜひ予算確保をきちんとやって、せっかく法律を改正していい

○斎藤タケ子君 時間が過ぎましたから、終わります。自治体の減量計画に関連をしまして、

けれども、時間がありませんから細かく伺いをいたしません。せっかく法律の改正を思い切つ

私、大臣に最後に聞きをしようと思つておりましたけれども、その点なんです、公共事業と

○国務大臣(下条進一郎君) 委員の御指摘のとおり、今回の法律の改正によりまして廃棄物のいろ

このために、先ほど御指摘ありました本年年度の処理の問題につきましても、御要望に対して予算

○斎藤タケ子君 時間が過ぎましたから、終わります。自治体の減量計画に関連をしまして、

幾つかの点について質問を申し上げたいと思ひます。

一つは、今度の法改正の中で、廃棄物減量等推進審議会と廃棄物減量等推進員という二つのことをやる事ができるという表現で、「置くことができる」と「委嘱することができる」という表現になつています。これは生活環境審議会の答申の中で、例えばボランティアであるとか地域社会の協力を求めなければならぬということを経文化したんだと思ひます。

私があえてここで申し上げたいのは、このことはこのこととして評価をいたしますが、一方では野党が共同修正案を起して、既に政府もごらんになつておられると思ひますが、これについては相当厳しいことが言われているけれども、ここは「できる」という、こういうところではつくれという意味でも必ずしもない。やつていくところも既にあるし、「できる」という表現で、ここはかなり緩やかに入れる。あとのところでは相当厳しい。私は法の根拠としても、入れたことの意味はそれなりに理解をするわけでございませう。これからの質問の中ではその辺の扱いをもうちょっと一つのことでお尋ねをするつもりでございませう。ここではこの審議会の役割とその推進員の仕事の中身についてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

まず一つは、推進員というのは法文を読みますと、「市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから」と。私はむしろこの種の推進員には、ごみが現実に入っているのは一般廃棄物の中ではオフィスごみと言われるところが多いわけでございませうから、この人々たちを入れるべきではないか。この表現でいいますと、審議会の中でもボランティアとかそういう人々をかなり想定しているようございませうが、本来ボランティアというものは無報酬であります。ところが、行政がこういうことを決めたときに、推進員というのはどんな責任と何を具体的にやるのか、例えばサイクル運動な

んかも含めるのかどうか、そういうことについてこれからの政令等であるいは省令等で決めていくんでしようが、ここを一つは明確にさせていただきたい。

それから審議会の役割でございませう。これまた減量をするのでございませうから、最も協力しなければならぬのはもちろん地域社会におけるそれぞれ生活者と言われる住民の方が参加することは当然でございませうが、むしろここはそれぞれの業界代表も入れて、自分の出したごみは自分で始末をするといふか、有料でコストもかかるという認識を持ってもらうという意味を持つていくのではないかと思ひますが、この審議会と推進員の仕事の中身について、今現在厚生省が考えている内容についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦) まず、廃棄物減量等推進員でございませうが、一般廃棄物の減量化対策を推進するための市町村と住民の間のパイプの役割を果たすものを期待しております。具体的には市町村が行います住民啓発活動への協力、集団回収の世話等市町村が行います廃棄物の減量の施策への協力、地域におけるリサイクル活動の推進などの活動を行うこととしております。このため、廃棄物減量等推進員は、社会的信望がございませう。かつ一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することになるものでございませう。

推進員の人数等につきましては、それぞれの市町村の実情に応じて定めるべきものと考へております。

性格といたしましては、ボランティアを基本にしております。社会的信望があり、かつ一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有し、行政の枠にとらわれない幅広い活動を行うことができる者とするのが適当であると考えております。

お話のございましたオフィス等のごみ、大口の多量排出者につきましては、市町村は別途多量排出者に対しまして減量計画の策定の指示ができる等の規定を置いておりますので、ここは幅広く住民、

地域の協力が得られるようにという観点での推進員としたところでございませう。

次に、廃棄物減量等推進審議会につきましてでございませうが、市町村がその区域内におきまして一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるために置くことができるものでございませう。その組織及び運営に關しまして必要な事項は条例で定めることとしております。

審議会の具体的な例といたしましては、学識経験者、住民、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物再生事業者等を構成員としておりまして、分別収集の実施方法でございませうと、ごみの減量化、再生利用の推進方策でございませうと、住民啓発の内容等について審議することが考えられております。

先生の御趣旨のようなメンバーも地域によりまして必要と思ひますが、その具体的な構成員の人選につきましては、市町村の判断に任せる制度になつております。

○栗森審判官 住民の啓発と言われましたが、私はそれぞれの生活者の中でもごみをこれ以上余り出したくないという期待は非常に強いんです。減量の推進員というものは、私が申し上げたように、事業者の中で例えば火気取扱責任者みたいなものがあるように、減量に積極的にそういう意味で考へる。コストがかかるという、そういう事業者に対する啓発が必要なんだ。その意味で、これから政省令をつくるに当たってぜひともそういう部分を配慮した表現、それからリサイクルなんかには住民の協力というか、地域社会でいうと町会とかそういうところの協力が当然必要でございませうから、そういう配慮がなかつたらこの法文をつくらう意味が生かされないと思ひますので、そういう意味で申し上げたわけでございませう。改めて答弁は要りませうけれども、その要望をお聞き願ひたいと思ひます。

次に、廃棄物の処理計画について幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず一つは、市町村が一般廃棄物処理計画を定めるに当たって、他の市町村の計画と「調和を保つように努めなければならない」というふうに表示されております。私は、法律の言葉で「調和を保つ」というのは多少なじまないような感じもするんですが、あえてここで「調和を保つ」という言葉を入れた意味はどういうことなのか。先ほど同僚議員から教訓の例も出されたように、そういうことを「調和」と言っているのか。この「調和」とは何か。そしてこのことに対して厚生省がいかなる指導あるいは情報提供を行うのか。そういう役割を明確にしてもらわないと、調和という言葉としては聞きやすいが中身は何なのかということをはっきりしないと問題の解決にならないのではないか、こういうふうにご考へますので、答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦) 人口の集中いたしました大都市圏におきましては、廃棄物が多量に発生する一方で、土地利用の高密度化等から多くの市町村で最終処分場の確保が自分の区域内では困難となつておりまして、自分の区域内での処理を行おうという努力にもかかわらず、他の市町村での処分を行わざるを得ない場合がございます。このような場合に、受け入れ先の市町村と十分話し合うよう従来から指導を行つてきたところでございませう。

こうした状況にかんがみまして、改正案では、これを徹底し、一般廃棄物の広域処理を行う場合は、その廃棄物の適正な処理を図りますために、処理を他の市町村で行います市町村及び他の市町村の一般廃棄物を受け入れる市町村間相互の話し合いを十分に行ひ、一般廃棄物処理計画を策定するよう改正案に明定したものでございませう。運用に当たりますと、従前にも増して十分話し合いを行ひ、調整を図るよう指導してまいりたいと思ひます。

○栗森審判官 私は、今の話を聞いておつて思ったんですが、例えば教訓なら教訓が受け入れられるときに、それは同意なんであつて調和じゃないと思ひます。それをあえて「調和にした」というのはどう考へてもよくわからないけれども、これはこの

法律そのものがこれからも改正をされるときに、市町村のそれぞれの責任なりというものを明確にするという意味ではこは不十分だということをおえて指摘をしておきたいと思ひます。

次に、こは厚生大臣にはお尋ねをしたいと思ひますが、多量排出者への指示です。市町村長は「事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成」を「指示することができ」というふうに書いてあります。ところが、作成をしない、指示するということが、指示したけれども指示に従わないという場合があるわけです。現実にその場合の行政側の行政権は、自分たちの実力行使手段としてその事業所のごみは引き取らないとか、そういう行政が別の意味の実力行使をやるわけですが、この辺の実効性の担保というのはどういふふうにお考えになつてゐるのか。今回の法律で私どもが再三にわたつて言つたのは、多量排出者へのかなり法的な拘束力を持つたものを求め、期待をしております。

このことについて、実効性の担保というのは果たしてあるのかどうかを含めて、これは厚生大臣にお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 今回の改正案におきましては、市町村長は事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対する減量に関する計画の作成、その運搬の方法その他必要な事項を指示することができることとなっております。改正案におきましては、地方公共団体の施策への協力に関する事業者の責務を規定しております。事業者が市町村長の指示に従わない場合、市町村長は報告徴収や立入検査等の権限を駆使して個別指導を行うこともできるので、事業者はこの指示を遵守させることは十分可能であると考えております。

なお、平成四年度概算要求では、地方公共団体が実施する事業者に対する指導、研修事業に対しまして新たに補助制度を設けるなど多量排出事業者を指導する市町村に対する支援の充実も図つて

おるところでございます。

○栗森喬君 具体的にわかりましたが、私どもの立場からいへば、立入検査をしたり行政指導するだけでは限界があるのではないかと、特に多量の排出者に対する具体的なことでかなり問題を持っているという点で、いずれにせよ再三にわたる政府側の答弁では、急に全部を法的に縛つて罰則をつくるということだけでは限界があるという言葉も出ておりますので、そこは多少私なりにそういう部分も受けとめながら、将来にわたつてそういう事例に対して厳しい措置ができるようにしていただきたいと思いますという要望を申し上げまして、次の質問に入ります。

○政府委員(小林康彦君) 適正処理困難物にかかわる問題でございます。第六条の三で、「市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていると認められるものを」という想定しているかということをお尋ねしたいと思います。

生活環境審議会では、大型テレビ、冷蔵庫、タイヤ、自動車、オートバイというふうな例示をされております。これ以外には考えていないのか。そして具体的に類似するものとしては、かなりこれを拡大していく立場なのか、この程度で当面やつていこうとしているのか、その辺のところについてまず答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 適正処理困難物の指定に当たりまして全国的な調査を行うわけですが、全国都市清掃会議等から要望のあります事例等を参考にしながら調査対象を定めることにしております。今後、調査対象につきましては、必要なものにつきましては適切な調査を行い、制度にのせていくという覚悟で取り組む予定でございます。

○栗森喬君 ここで「全国各地」という言葉を入れた意味について幾つかお尋ねをしたいと思います。一つの例で申し上げますと、乾電池処理問題のと

会が決議をして厚生省に申し入れたら、安全宣言をした。そして拒否をしたとか、ところが市町村がそれぞれ、水銀なりマンガンを含めて問題だということ、結果的にばらばらでございます。別処理を幾つかしたところがございまして、全国共通制といったときに、このようなケースはちろんこれからはまずあり得ないというふうには思ひます。その上で、いろんな問題が現実にあると思ひます。

例えば、強化プラスチックのレジヤポートなどというのは、これはFRPという略称で言われていますが、この種の生産物というのは、私の見解では適正処理困難物の一つに入ると思ひますが、これは全国に海があるわけでもございませぬ。ちろん山の中へひよつとするとほうつてあるのかもしれない。この種の事例でいへばどういふ扱いをされるのか、そして「全国各地」という言葉は、いわゆる特定の都道府県という地域にまたがったものはこの指定の中に入れないということでは問題の解決にならないのではないかと、ここのうふうに思ひますので、これからの自治体の意見なり地方の意見を聴取するに当たつて、政府のこのことに対する見解をお願ひ申し上げたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 改正法第六条の三の規定によりまして、厚生大臣は市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていると認められる一般廃棄物を適正処理困難物として指定することとされております。

お話のございました廃棄されましたFRP製にかかわります船舶につきましては、大きくて重量があり収集も難しい、また中間処理過程におきましても粗く破碎する等の前処理が必要等のため処理が困難、処理上の問題が多いものでございます。このため、今後処理技術の確立が必要などだけでなく、不法投棄に対します対応も含めた処理ルート

正処理困難物に指定するかどうかにつきましては、市町村におきます一般廃棄物の処理の状況調査等必要な手続を行った上で検討してまいりたいと思つております。今回の法改正で適正処理困難物を厚生大臣が指定するということにいたしましたのは、全国的な観点で定めたものでございまして、個々の市町村におきまして適正処理が困難な廃棄物について行われます施策は尊重されるべきものと考えております。

○栗森喬君 適正処理困難物に対してさらにお尋ねをしたいと思ひますが、第六条の三の第二項と第三項の関係を少し説明をいたしたいと思つていますが、説明を求めるとは、前段では当該市町村や適正処理困難物に対して一定の協力を求めることができます。しかし、第三項では国という立場で厚生大臣は所管の大臣に協力を求めるというふうになつております。

私どもは、こが大きな問題であるというふうな言つてゐるのは、これはかなり困難だという問題もあるんでしようけれども、例えばある業界がたたく適正処理困難物を出す、何とかしろというときに、通産省なら通産大臣に厚生省が協力を求める、こがいう委になるだろう。私どもは厚生省の主管の法律なんですから、直接そのことを権限上も明確にするということがこれからの対応の中では必要なのではないかと思ひますが、なぜ「協力を求める」という言葉でとめ置いたのか、この辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 必要な措置につきましては、物の製造、流通の過程からの改善も必要な点もございまして、そうした点も含めまして、その業を所管しております大臣を通じて指導、要請していくのが最も実効が上がるかと判断をいたしまして、事業を所管する大臣を経由して要請をするという制度をとつたところでございまして。

○栗森喬君 私は、依然として適正処理困難物の扱いはまだまだ不十分だという立場で、こはもう少し具体的に幾つかのことをお尋ねしたいと思

います。

「市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求める」というふうになっております。しかし、このやり方で果たして市町村がまたがった場合どういう処理を現実にするのか。製造をするところは廃棄するところが市町村では変わるといふのは当然あり得るわけでございますから、製造者に対するというか、事業者に対する責任というものが広域にわたる場合の処理はどういうふうにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 適正処理困難物につきましては、この事業者の協力の内容でございますが、これは物によりまして、地域によりましてさまざまの形態があるかというふうに考えております。具体的に想定をしておりますのは、製造者等によります引き取り及び処理、製造者等によります住民等への処理ルートを紹介、あるいは製造者等によります市町村の行う収集、運搬への協力、製造者等によります市町村における処分への協力、製造者等によります市町村が処理するのに必要な費用の一部負担等が考えられるところでございます。指定をされます廃棄物の種類、製造者等によります回収処理体制の整備状況、あるいは市町村での対応能力等によりまして異なってくるものでございますので、この検討過程におきまして、厚生省として十分整理をして市町村に提示ができるようにしたいと考えております。

○粟森喬君 厚生大臣にこの際、このことの扱いの中で、第六条の三の第四項で指定を行うに当たっては、所管大臣の意見を聞かなければならない、こういうふうになっております。所管大臣がこれはちよつとやめてくれというふうに言ったときには指定をしないという意味にとるのか、それともむしろ厚生省が主体的に、これは廃棄物処理の

観点から見て指定が必要だという場合、どちらを優先するのかわからないこともございます。これがまず一つです。

それからもう一つは、この適正処理困難物の取り扱いは地方自治体でかなり突出していいですか、みずからのところでも少し前へ出ていくな処理を現実に行っています。私は一つの懸念を持っているのは、この種の地方自治体が、国が今度の改正法で一定の基準を決めたんだから、余り先駆けてそういうことをやるなということに通りはしないか。これは地方自治と国の権限の問題でいつも争われる問題でございますが、この種のことを先駆けて少しも細分化を具体化する、そういうことについて積極的な厚生省の立場というのをどこかこの法案なりこれからの決議なりに明確に入れていくということが、今後のこの見直し段階で、これからパーゼル条約の批准に伴う幾つかの国内法、この法案そのものの改正をしなければならぬときに当然論議になるかと思っております。この辺のところについて厚生大臣の見解をお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) それぞれ物は責任ある官庁との関係があるわけで、産業官庁というのがございまして、指定に当たりまして十分協議をしてやっていくという建前でございますから、協議が整ったものから指定が行われる、こういうことでございます。

それから、今の個々の市町村に対する厚生省の関係でございますけれども、今回の改正案におきましては、適正処理困難物を厚生大臣が指定することとしたのは、全国的な観点から適正な処理に対応することが妥当であるとの趣旨からでありまして、個々の市町村におきまして適正処理が困難な廃棄物について行われる施策は尊重されるべきものと考えております。

また、厚生大臣の指定に当たっても、全国的な状況を調査することとしたしております。その際市町村の意向を十分把握し、それが適切に反映されるように努めてまいりたいと考えております。

○粟森喬君 次に、第二十二条関係についてお尋ねを申し上げます。

二十二条を見ますと、国庫補助のあり方について明記をしております。具体的に国庫補助の範囲を明確にした中で、「ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置に要する費用」、「災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用」と、こういうふう書いてあります。

今回私どもが一般廃棄物の最終処分場の設置に関する費用もこの法案の中の三に具体的に入れるべきではないか、こういうのが私どもの主張でございます。

先ほどからの答弁の中では、それはいろいろなケースがあるんだから、予算もついているんだからと言いますが、少なくとも法体系で言えばここまで明記をされているにもかかわらず、この部分だけ入れられないのかという意味が、実行はしているんだから法律には入れない。ではこの一と二を入れたことも逆にこれは矛盾することと違うのかと、こういうふうには私に思っています。したがって、この一般廃棄物の最終処分場をなぜここに法文上三として入れられないのか、その理由について改めてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 一般廃棄物の最終処分場につきましては、昭和五十一年の法改正によりまして、一般廃棄物処理施設に加えられまして、それに対する補助が予算補助として措置されてきたところでございます。それ以来市町村が行いまして最終処分場の整備につきまして、法律補助でございましてごみ処理施設と同様、国庫補助及び起債、交付税によりまして地方財政措置によって円滑に行われてきたことから、法律補助とする必要があると考へておられます。その考へに基づき整理をしたところでございます。

○粟森喬君 いずれにせよ、今東京はもろもろのこと、大都市それからいわゆる集中した地方都市も含めて、最終処分場の確保が大変難しい問題に

なっています。特に地価が上がる、そして環境の問題も地域住民の人がかなり強烈な反対運動などをやっていたりしているのが現状でございます。この種のことを法的に費用の負担、それからあり方を明確にしていけないと、いずれにしても人間がそこで生き、産業が起れば、当然これからは単なるごみ処理施設とかし尿処理施設以上に一般廃棄物の最終処分場というもののあり方が問われると思ひます。今回はそのことの扱いをこれからどうするかというところは別にいたしまして、私どもがこのことを強く要望していることを重ねて申し上げます。

その上で一つ、私どもとしてこれからのあり方の中で、ぜひともこれは考えていただきたいというところでは、国は廃棄物に関する情報の収集が、特に一番問題になっているのは一般廃棄物と言われる中にオフィス用のごみと生活系のごみが一緒になつてしまつていて、それを私どもも何回か資料要求をしたわけですが、その資料が出てこないというの、困難であるという事情はわかるといふ。もう資料がないということも情報がないというのか、例えば私は民間の機関で生活系と、いわゆる紙の量などをかなり分類をいたしまして、最終処分場とか焼却場で紙がどのぐらい、そしてそれ以外が、燃やしたものがどのぐらいという情報をきちっと掌握しながら、推定でその紙のうちどのぐらいが生活系でどのぐらいがオフィス用だということ、ほほこれができ上がっていると思ふんです。

したがって、私どもこの法案にこの部分が抜けていることについて指摘をしたのは、そういう今の一般廃棄物の類別を、将来何らかの格好で区分をして、その区分の結果によって国の適切な対応を求めるといふ期待が込められているわけでございますが、このことが抜けた原因と今後の取り扱いについてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 一般廃棄物の実態、実績につきましては、全国的に集計ができますものにつきましては、私も毎年度定期的に調査をし、



別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の区分を設けまして、その適正処理を推進することとしております。

特別管理一般廃棄物につきましては新しい概念でございますが、当面ごみ焼却炉の集じん灰、血液の付着しましたガーゼ等の医療廃棄物、使い捨てガスポンペ及びスプレー缶等を指定の対象として検討することとしております。

また、特別管理産業廃棄物につきましては、現在既に有害産業廃棄物として規定をしておりますカドミウムその他の健康にかかわる被害を生ずるおそれのある物質を含む産業廃棄物、それに加えて従来からガイドラインを作成して適正処理を指導しております感染性医療廃棄物及び飛散性アスベストを含有する廃棄物などを指定することを考えております。

さらに、バーゼル条約で国際的に管理を要するということで廃棄物リストが提示をされておりますので、バーゼル条約の廃棄物リストに掲げられております品物につきまして、年次計画を策定して調査を行いました上で必要なものを特別管理廃棄物として指定してまいりたいと考えております。

○勝木健司君 次に、リサイクルの促進についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

法律の第四条第一項の改正を讀みますと、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に關し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに」となっておりますが、現在住民団体が行っております紙や空き瓶の回収事業などについて国や地方自治体が支援する制度があるというふうになっておられるわけでありまして、その具体的内容についてどのようなものがあるのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

あわせて、この制度に八十件を超す申し込みが殺到しておるといふふうにお聞きをいたしております。予定しておりました三十地区をはるかに上回る人気であったというふうにお聞きをいたしております。

ありますが、厚生省はこの受け付けを打ち切り、今回対象にできなかったところは来年まで待つてもらいたくないと説明しておられるやに伺っておりますが、この制度を今後とも拡大していく予定があるのかお伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦) 厚生省では、市町村におきましてごみ減量のシステムづくりを進めますために、平成三年度から新たに廃棄物減量化促進対策事業補助金を創設したところでございまして、補助事業として具体的に予定をしておりますものは、集団回収のための容器の貸し出し等資源ごみの回収ルートを確保する事業、回収をいたしました資源ごみを再資源化するための流通経路を確保する事業、廃棄物の減量化に関する住民啓発事業、その他、コンポスターの配付、不用品交換のためのパソコンネットワークの構築等、市町村の実情に応じて実施する事業で適当と認められた事業、これを対象とすることとしております。

本年度から設けられましたこの廃棄物減量化促進対策事業費補助金につきましては、多くの市町村から要望が寄せられたところでございまして、事業の内容が補助要件に合致しているものにつきましては極力要望に応じてまいりたいと考えております。

平成四年度におきましては、従来の補助金を大幅に拡充をいたしまして、リサイクルのためのシステムづくりや施設整備に対する補助金として廃棄物処理総合対策事業費を要求しているところでございまして、その中で、御指摘の事業につきましての期待にもこたえてまいりたいと考えております。

○勝木健司君 現在住民あるいは団体の間でこのリサイクルの機運が高まってきておられるわけですが、現実問題としてそれを支援していくだけのシステムがまだ不足をしているんじゃないかというふうに思います。そこで、こういう状況を考えますと、少なくとも都市部においてはリサイクルトラックヤードの設置を促進すべきじゃない

か、そういう施策を講ずる時期に今来ておるんじゃないかというふうに思うわけでありましてけれども、御見解をお伺いしたいというふうに思います。

あわせて、現在厚生省はリサイクルプラザの整備事業を今支援しておられるわけですが、必ずしも十分でないというふうに思います。その支援策と今後の展開についてもお伺いをいたしたいというふうに思います。

また、自治省にもこの件について、ごみ問題解決の一環として各地方公共団体に対してもリサイクルトラックヤードを設置していくよう指導すべきではないかというふうに思うわけでありまして、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦) 市町村が廃棄物の再生利用施設の整備を行うことは廃棄物の減量化推進の重要な方策の一つでありますことから、平成四年度の概算要求におきましてもトラックヤード等のリサイクルのための施設整備事業に対する補助の大幅な拡充を要求しているところでございまして、

また、今回の廃棄物処理法の改正法案におきまして、古紙などの回収を行う廃棄物再生事業者について都道府県知事への登録制度を設けまして、一般廃棄物の再生に關して市町村との連携が一層緊密なものとなるようにするとともに、登録を受けました事業者の所有をいたしますトラックヤードについて、特別土地保有税、この非課税措置を講ずることとしております。

厚生省といたしましては、これらの施策の推進を通じまして、廃棄物の再生利用のために必要な施設の整備が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、リサイクルプラザでございますが、市町村におきます廃棄物再生事業のための総合施設でございますリサイクルプラザにつきましては、現在大阪府吹田市において平成四年度より建設中のものでございます。平成四年度の概算要求におきましては、市町村におきます廃棄物の減量化、再

生利用施設の整備等に対する一層の財政的支援を行いますために、新たに廃棄物処理総合対策事業費補助金を創設いたしました。お話をリサイクルプラザのほか、リサイクルセンター、ごみ固形燃料化施設等を含めまして約二百カ所の整備に対して助成すべく、現在要求を行っているところでございます。

○説明員(香山充弘君) 御指摘のとおり、私もリサイクルというのは大変重要なことであるというふうに考えております。

今後、各地方団体でこの面でのいろんな取り組みが予想されるところでございますが、自治省といたしましてはそういうリサイクルセンター等の整備に對しては所要の財源措置を検討いたしまして、補助事業あるいは地方団体が自主的に取り組みをされる場合もあらうと思っておりますけれども、積極的に支援を検討してまいりたいと考えております。

○勝木健司君 従来清掃事業は、出されたごみを速やかに収集していく、そして運搬し衛生的に処分することを重点に行われてきたわけでありまして、このままごみが増加いたしますと、将来ごみが社会活動に悪影響を及ぼしまして私たちが国民生活そのものにも重大な支障を生じかねない問題であるわけでありまして、廃棄物の減量化並びに再資源化に当たりましては、国、地方公共団体、事業者及び国民の各層がそれぞれ有機的に連携を取り組んでいかなければならないというふうに思うわけでありまして。

そこで、厚生大臣に、今後の取り組みについての決意のほどをお伺いしたいというふうに思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 厚生省といたしましては、廃棄物の徹底した排出抑制と再生利用の推進によりましてその減量を図ることは今後の廃棄物処理行政の重要な施策と考えております。委員御指摘のとおりでございます。

このため、改正法案におきましては法の目的として、廃棄物の分別、減量化、再生を明記するこ

と、市町村の一般廃棄物処理計画に排出抑制、減量化、分別収集に関する事項を定めること、廃棄物再生事業者の知事登録制度を設け、優良な再生事業者を再生に協力させること等を盛り込んでいくことである。

また、平成四年度の概算要求におきましても、市町村における資源ごみの分別収集を推進するための事業などに対する補助の大幅な充実を要求しているところでありまして、今後改正法案の趣旨に沿って、国民の理解と協力を得ながら廃棄物の減量化、再生利用の積極的推進に努めてまいりたいと考えております。

○勝木健司君 特に、今回の改正で「国民の責務」ということが規定されておられるわけでありまして、これは重要な規定であるというふうに思っています。国民も廃棄物の問題に協力しなければならぬというふうに思っております。特に教育啓蒙というのが大切じゃないかというふうに思っております。問題が、国民が協力できるような今後国や地方公共団体はどのような具体的な施策を考えておられるのかということが大事なところだろうというふうに思いますが、それについてお伺いをいたしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦君) 今後廃棄物処理に当たりまして、関係者それぞれが連携を強め、協力をしながら取り組むというのが適正処理のために不可欠な条件でございます。

このため、国レベルにおきまして、廃棄物処理の実情を広くお知らせをし、今後の廃棄物処理の方向につきましての啓発活動を強めますとともに、地方公共団体のレベルにおきましても、その処理の実情、処理計画の内容あるいは個別的な減量化、分別収集等市町村の行います廃棄物処理の方策について広くPRをし、住民を初め関係の方々の積極的な協力を得るよう、そのための一助といたしまして今回の法改正におきまして、市町村におきまして審議会でございますとか推進員ですとか、その周辺との接続を図るような制度も入れさせていただきたいということで提案をしております。

るところでございます。

○勝木健司君 次に、マニフェスト制度についてお伺いをいたしたいというふうに思いますが、政府案では特別管理産業廃棄物についてのみマニフェスト制度を適用することといたしておられるわけでありまして、確かに現状ではこの産業廃棄物全体にマニフェスト制度を適用することは事業者等に負担が大きく導入は困難であると思われるわけでありまして、マニフェスト制度自体は産業廃棄物の管理、不法投棄防止に効果がある制度でありますので、UNEPあるいはOECDなどの国際機関でも導入が検討されてきておられるわけでありまして、我が国におきましても諸条件が整備されれば近い将来導入を検討してもよいのではないかとこのように思っておりますが、お答えをいただきたいと思います。

また、ご質問は、結果が出てから対策を立てるのではなく、やはり結果を予測して対策を立てるべきじゃないかというふうに思っています。この観点からも、今回の廃棄物処理法の改正の中でマニフェスト制度の適用については、現に不法投棄と管理体制が問題になっており、また事業者が実行可能で、しかも実行した場合に効果的である廃棄物は随時政令で指摘できるというふうにすべきではないかと考えますが、あわせてお伺いをいたしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦君) マニフェストの適用対象につきましては、諸外国の例も参考にいたしまして、産業廃棄物のうち、人の健康または生活環境にかかわる被害を生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物についてのみマニフェストの使用を義務づけることとしたところでございます。

なお、その他の産業廃棄物につきましても、従前から行っております行政指導により、引き続きマニフェストの使用の普及、定着に努めてまいりたいと考えております。そして、その普及、定着の状況を踏まえまして、マニフェストに関する法制度の適用範囲につきましてさらに検討してまいります。

○勝木健司君 次に、代執行等々についてお伺いをいたしたいというふうに思いますが、不法投棄物の撤去が容易に行えなかった事例が数多く見られておられるわけですが、これは措置命令の発動要件が大変厳しかったことによるものというふうに私どもは思っておりますが、今回の改正法ではどのように措置をされたのかお伺いをいたしたい。

あわせて、香川県の豊島の例に見られますように、知事が代執行したとしても費用がないために代執行ができなかったということもあるわけでありまして、この代執行に対する国庫補助規定を今回の廃棄物処理法の改正の中に入れるべきではないかというふうに思っておりますが、御見解をお伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦君) 御指摘のございましたとおり、現在の廃棄物処理法では措置命令の発動は生活環境の保全上の重大な支障等がある場合に限定されております。しかしながら、改正法案におきましては、不法投棄等廃棄物の処理基準に適合しない方法により産業廃棄物が処分されたため、生活環境の保全上支障を生じ、または生ずるおそれがあると認められたときは、都道府県知事は当該処分を行った者に対して、期限を定めて、その支障の除去または発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとしたわけでございます。御指摘のございましたように、このように措置命令がより機動的に行える、こういう規定になったものと私どもも理解をしております。

次に、代執行でございますが、不法投棄を防止いたしますことは極めて重要な課題でございます。改正法案におきましても、不法投棄防止対策及び不法投棄が行われました場合の対策について、措置命令の強化等各般の施策を盛り込んだところでございます。

不法投棄の原状回復にかかります費用については、不法投棄をいたしました者あるいは委託基準に違反をした排出事業者はその費用負担を求めざるべ

きでございます。国が不法投棄廃棄物の回収費用を補助することは原因者の責任を不明確にし、かえって不法行為を助長するという意見もございまして、その理論づけは困難であると考えております。

不法投棄の原状回復にしましては、諸外国の例も参考にしながら、廃棄物が不法に処分をされた場合の原状回復を適切かつ迅速に行わせるための方策について、今後さらに検討を深めたいと考えております。

○勝木健司君 今回の廃掃法改正案や、また再生資源の利用の促進に関する法律によってもカバーされない課題といたしますと、このリサイクル事業をいかに国際的な視野や規模に基づいて推進していくのかということだというふうに思っています。

例えば、古紙一つを見ても、その有効利用は今や国内市場の需給のみによって左右されるべきものではなく、古紙を多く必要とする開発途上国への協力もあるわけでありまして、また地球規模の木材資源の節約等、あるいは環境保全の見地からもその回収と利用の政策を拡充していくかなければならぬわけでありまして、こうした地球規模のテーマというものは、廃掃法等には直接なじまない性格のものかもしれませんが、厚生省並びに通産省は今後いかにこういうことを施策に反映させようかと検討しておられるのか、お伺いをいたしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物のリサイクルは、廃棄物の減量と廃棄物の適正処理の観点から積極的に推進する必要があると思いますが、視野をより広げて見ますれば、先生お話しございましたように、地球規模での省資源、省エネルギーあるいは環境保全の観点からも促進すべき事柄であること、御指摘のとおりと存じます。

また、その際、国際的にリサイクルを推進すべきという考え方も貴重な御意見として受けとめさせていただきます。一方、環境を越えて有害廃棄物による環境汚染の問題から、環境保全のために有害廃棄物の移動についての管理を強化しようという

動向もございまして、そうした国際的動向にも配慮しつつ、国際的なサイクルにつきましまして、今後関係省庁も含めた幅広い角度から検討すべき課題の一つとして考えてまいりたいと思っております。

○説明員(増田達夫君) 古紙の再生につきましましては、私も従来からそれを促進したい、特に省エネルギー、省資源という観点から進めてきております。かなり成果は上がっております。例えば十年前でございまして、製紙原料に占める古紙の比率は四一%でございました。現時点では五二%まで高まっております。しかしながら、今委員御指摘のとおり、地球規模での視点からの対策も大変重要でございまして、特に、最近の国際的な森林資源の保護の動き、また身近なところでのごみの問題等もございまして、私も一層回収の促進と利用の促進に力を入れていきたいと思っております。

具体的に申し上げますと、例えば最近話題になっておりますオフィスから出ますごみにつきましましては、昨年度からオフィス古紙の回収のモデル事業を進めまして、ことしの五月にはマニュアルをつくって、これを幅広く啓蒙のために呼びかけておる次第でございまして、また、再生紙の利用の促進という観点からはグリーンマークという制度を利用いたしまして、ノートですとか、あるいはメモ帳ですとかにマークをつけまして、小中学校でこのマークを集めると、例えば三百集めると苗木を十本あげるといような形で身近なところから再生紙の利用に対する認識を深めてもらうという対策も講じております。

また、我が国はアメリカに次いで世界第二位の製紙国でございまして、一方で古紙の利用率も五二%と世界の最高水準でございまして、文字どおり古紙利用先進国という立場にございまして、既に技術のストックもかなりございまして、国際的視野での協力という観点からは、例えば発展途上国から古紙利用技術に対する協力の要請がございまして、今持っております私どものノーハウ、

技術を使いまして積極的に協力するという方向で対策を進めてまいりたいと思っております。

○勝木健司君 これは地球規模のテーマではありませぬけれども、一例であります。ある大手流通業者の店舗では、レジのところまで渡すビニール袋のかわりにみずから買い物袋を持ってきたお客さんには、会計の精算のときにその都度一回スタンプを押して、それが二十回たまるまで百円引きになるというサービスを行っております。引きに聞いておられます。買い物袋を以前のように消費者に持ってきてもらう、そしてビニール製の廃棄物をできるだけ減らしていこうという試みであるわけでありまして、しかし実際には、よく買い物をする人に聞かされても、家からわざわざ買い物袋を持って来られる人は少ないというふうな聞いておられます。また贈答用品の過剰包装にしても消費者の理解がなかなか得られない、そういうことが必要だということに思っております。

そこで、このようにごみ対策は政府が幾ら企業にハッパをかけても、消費者の主体的な参加が得られなければ、なかなか効果が出ていくんではないかというふうな思っております。消費者の層の関心を喚起するためのきめ細かな政策をとるべきだということに思いますが、時間が余りありませんので簡単に伺いをしたいというふうな思っております。

特に文部省、きょうお見えますか。――文部省にお伺いしたいというふうな思いますが、今後環境教育というものが大変重要なこととなってくると思っております。現在どのような内容の施策を実施されておるかということと、また、今後どのような施策を教科書の中で、教育の中で考えられておるかということをお尋ねしたい。環境教育をより効果的なものにしていくためには教科書にも再生紙を使用すべきだという意見も多いわけでありまして、例えば一〇%の再生紙の含有の紙を使うということなども検討してもいいんじゃないかというふうな思っております。

りませぬけれども、あわせて伺いをしたいというふうな思っております。

○説明員(福島忠彦君) 委員御指摘のとおり、環境問題はやはり人の心の問題でもあると思っております。そういう意味で、教育の面というのは非常に重要だと考えております。先般私どもは教育課程の基準でありまして学習指導要領というものを十年ぶりに改訂しましたが、そこにおきましては、従来の公害教育という視点から地球環境を守るという、いわば環境教育の視点へ転換したつもりでございまして。

具体的には、理科、社会、保健体育、道徳等で環境保全の問題、地球と人間の問題、環境と健康の問題、そういうものをテーマに学習することにしております。また、私も文部省の施策としてしましては、環境教育の指導資料をすべての中高等学校に配付いたしました。この指導資料は、表紙に地球の写真を用いておりますし、紙も再生紙を使っております。

さらに私ども、啓発のためにことしの十一月には滋賀県で環境教育の全国大会を開きまして、学校の先生方に環境教育を一生懸命やってみようというところで施策を現在進めているところでございまして。

以上でございまして。○説明員(矢野重典君) 教科書に再生紙を利用することについてでございますが、これにつきまして、文部省といたしましてはこれまで検討をしております。が、現時点におきましては、このことについては幾つかの課題や問題がございまして、例えば教科書用紙として必要な品質を確保することができるとかといった課題あるいは良質な原料、古紙を安定的に確保できるかどうかといったような課題がございまして、また再生紙の方が割高であるといったような問題もございまして。文部省としましては、再生紙利用の意義につきましては十分認識しておるわけでございまして、今後とも関係業界と連携を図りながら、教科書に再生紙を利用することにつきまして研究、検

討を行ってまいりたいと考えております。

○勝木健司君 割高ということよりも、国民の教育という意味からぜひ必要だということに私は思っております。

最後に、時間が来ましたので、廃棄物の海洋投棄についてお伺いをいたしたいというふうに思っております。

海洋は地球上で発生した汚染物質の最終的な受け皿だったというふうな言われておるわけですが、そして海洋汚染は非常にゆっくりと進行するということ、わかりにくい。わかったときには既にもう重大な事態が起きておるといことあります。

我が国では、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分に関しては海洋投入できる廃棄物の種類、その排出海域及び排出方法が廃掃法等に基づき定められ、海洋環境の保全が図られておると政府は言っておられるわけでありまして、海洋汚染が年々悪化する中で果たして環境保全が本当に図られているのかどうか。我が国は他の先進工業国と比較いたしますと、産業廃棄物の海洋投棄規制が緩い、そして海洋投棄量も多いと指摘される状況下であります。なぜ、廃掃法は海洋投棄を認めているのか、規制をもっと強化していくべきではないかというふうな私は思っております。

また、環境庁の平成元年の七月にまとめた有害廃棄物対策研究会中間報告でも触れられておるわけでありまして、その中で、「様々な有害物質を溶解している可能性のある廃酸・廃アルカリは、陸上埋立が禁止されている。これは欧米と異なる点であり、これまで未規制の有害物質も含め、地下水や公共用水域の汚染事例を少なくしてきた効果があったと考えられる。しかし、逆に、これら処理して排水として排出する場合には、排水基準をクリアしなければならぬこと、下水道排除基準にも抵触すること、処理費がかかること等から、海洋投入処分への依存を強める結果となつて」というふうな触れられて書いてあるわけでありま

このような理由から海洋投棄がやめられないのであれば、我が国は国内汚染を防ぐために海洋汚染を行っているという逆に諸外国から批判を受けることにもなりはしないかというふうには私に思わなければなりませんので、それについての御見解をお伺いしたい。

そしてまた、国際社会の中で諸外国はこの海洋投棄をどのように規制をしておられるのかということもあわせて、それに対して日本政府はどのような対応をしているのかということも、それぞれ環境庁、外務省お越しでありますので、お伺いをして私の質問を終わります。

○説明員(木下正明君) まず、環境庁の方からお答えいたします。

我が国で行われております廃棄物の海洋投棄は、廃棄物処理法及び海洋汚染防止法に基づいてなされているものであります。その原則は陸上での処分を原則としておりますが、やむを得ない場合海洋投棄される廃棄物について、海洋環境保全の観点から定められた基準に従いまして適切な措置を講じた上で行われているものであります。なお、この基準は、廃棄物の投棄による海洋汚染の防止をするための国際的な条約であります。廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約、いわゆるロンドン・ダンピング条約にも対応しております。

なお、海洋投棄の影響を監視するため私ども環境庁は、毎年、投棄海域を含む日本近海におきまして、水質及び底質のモニタリングを実施しておりますが、その結果によりまして特に海の環境汚染の進行は見られておりません。

また、先生御指摘の中間報告につきましては、廃酸、廃アルカリの海洋投棄量が多い要因として公共用水域への排水基準を挙げておりますが、この基準の趣旨は陸上での処理を適正化するということでございます。

また、先生御指摘のとおり、今後の海洋環境の保全を進めていくためには、国際的に見ますと、

可能な限り廃棄物の海洋投入処分を減らしていくことが提唱されておりますので、地球的規模での環境保全に配慮することもありまして、環境庁といたしましては、産業廃棄物にかかわる海洋投入処分基準について、各国の動向を踏まえつつ今後適切に対応してまいりたいと考えております。

○説明員(斎賀實美子君) 先生御質問の海洋投棄の国際的な規制でございますので、外務省の方からお答えさせていただきます。

今環境庁の方からの御答えの中に一部触れられておりましたけれども、海洋投棄は主に一九七二年六月に開かれた第一回国連人間環境会議の勧告に基づきまして、一九七二年十一月に、今環境庁の方から言及ございましたロンドン・ダンピング条約、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約におきまして規制されております。

この条約は、投棄による海洋汚染を防止することを目的といたしまして、廃棄物その他のものを故意に海洋に投棄することを禁止すること、それから一定の廃棄物について投棄を認める場合におきましても、非常に厳しい制限のものでございまして、この条約の締約国は現在存在する条約でございまして、我が国は、国内制度も整備をいたしましてこの条約を一九八〇年に批准いたしました。その規定に沿った海洋投棄の規制を実施しております。

ともに、ほぼ毎年開催されておりますこの条約の締約国協議会議に、またこの協議会議のもとに開催されております各種専門委員会に積極的に参加しているところでございます。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法では、「埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合」には、海洋投入処分を行わないようにすること。という処分基準を定めているところでございます。しかしながら、先ほど環境庁からお話がありましたような状況で海洋投入処分が認められ、かつ一部産業廃棄物が海洋投入処分をされて

いる実情にございます。

一方、ロンドン・ダンピング条約での決議におきまして、海洋投入に対する規制が一層強化をされる状況にございますので、こうした国際的な動向を踏まえまして必要な措置につきまして検討してまいることとしております。

○委員(田淵勲二君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員(長田測勲二君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、商工委員会及び環境特別委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することとし、さらに、今後他の関係委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合は、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員(長田測勲二君) 次に、議案の撤回についてお諮りいたします。

去る二十四日に趣旨説明を聴取いたしました廃棄物の適正処理等に関する法律案について、昨二十五日、発議者浜本万三君外五名から撤回の請求がありました。

本案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員(長田測勲二君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

を許可することに決定いたしました。

○委員(長田測勲二君) 次に、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。下条厚生大臣。

○国務大臣(下条進一郎君) ただいま議題になりました麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、世界の多くの国々で麻薬、向精神薬等の薬物の乱用が増加してきております。

我が国では、乱用される薬物に対しては、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等により、その輸出入、製造等について厳しい規制を講じてきたところでありますが、世界的な薬物乱用の傾向が我が国へも波及することが懸念されております。

薬物の乱用防止のためには、その密造や不正な取引を厳しく取り締まる必要がありますが、国際間の人的、物的往来が増大した今日においては、薬物の乱用を一國の努力のみで解決することは極めて困難であり、国際的な協力のもとに薬物の不正取引を防止する体制を整備していくことが不可欠であります。

政府といたしましては、以上のような状況にかんがみ、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、かつ我が国における薬物の乱用の防止を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について申し上げます。

第一に、麻薬及び向精神薬の原料物質の輸出入

製造及び販売を業として行う者について届け出制度を設ける等必要な規制を行うこととしておりま

第二に、外国でみだりに麻薬の輸出入、製造等を行つた者を我が国で処罰できるようにする等罰則の整備を図ることとしております。

このほか、大麻取締法、覚せい剤取締法及びあへん法の一部を改正し、外国でみだりに大麻、覚せい剤等の輸出入、製造等を行つた者を我が国で処罰できるようにする等罰則の整備を図ることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、麻薬、向精神薬等の薬物乱用問題は世界的な広がりを見せており、このような問題の根本的な解決のためには、国際的な協力のもとで薬物の不正取引を監視する体制を整備するとともに、薬物犯罪による不法収益を剥奪する等薬物に係る不正行為が行われる要因を除去する必要があると

政府といたしましては、以上のような状況にかんがみ、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案と相まって、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、かつ国際的な協力のもとに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、薬物犯罪の捜査のために必要と認められる場合には、入国審査または通関の際に、規制薬物を所持する疑いのある者等の上陸等を認めることができることとしております。

第二に、金融機関等は、その業務において收受した財産が不法収益である疑いがある場合には、必要な事項を主務大臣に届け出ることとし、検査官等はその記録を閲覧することができることとしております。

第三に、不法収益の発生の原因やその取得等につき事実を仮装し、または不法収益を隠匿した者等を新たに処罰の対象とすることとしております。

第四に、不法収益である財産につき没収及び追徴の制度を整備するとともに、没収等のための保全及び没収等に関する国際共助の手続を定めることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田淵勲二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午後五時十八分散会

九月二十四日本委員会に左の案件が付託された。一、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会提出、衆議院継続審査) 一、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百二十回国会提出、衆議院継続審査)

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正) 第一条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 監督第五十条の二十七―第五十八条」を「第三章の二 麻薬向精神薬原料 第四章 監督(第五十条の三十―第五十八條)」に改める。

第一条中「講ずること」の下に「等」を加える。 第二条中第三十四号を第三十五号とし、第七号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 麻薬向精神薬原料 別表第四に掲げる物をいう。 第二条に次の八号を加える。 三十六 麻薬等原料営業業者 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者をいう。 三十七 麻薬等原料輸入業者 麻薬向精神薬原料を輸入することを業とする者をいう。 三十八 麻薬等原料輸出業者 麻薬向精神薬原料を輸出することを業とする者をいう。 三十九 麻薬等原料製造業者 麻薬向精神薬原料を製造すること(麻薬向精神薬原料を精製すること、及び麻薬向精神薬原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の麻薬向精神薬原料にすることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。)、又は麻薬向精神薬原料を小分けすること(他人から譲り受けた麻薬向精神薬原料を分割して容器に収めることをいう。以下同じ。)を業とする者をいう。

四十 特定麻薬等原料製造業者 政令で定める麻薬向精神薬原料(以下「特定麻薬向精神薬原料」という。)を製造すること、又は特定麻薬向精神薬原料を小分けすることを業とする者をいう。 四十一 麻薬等原料卸小売業者 麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいう。 四十二 特定麻薬等原料卸小売業者 特定麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいう。 四十三 麻薬等原料営業業者 麻薬等原料製造業者が業務上麻薬向精神薬原料を取り扱う店舗、製造所及び薬局をいう。 第十二条第一項中「含有する麻薬」の下に「(以下「ジアセチルモルヒネ等」という。))を、「製剤」の下に「小分けし」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に改める。 第十三条第一項中「前条第一項及び第二項」を「ジアセチルモルヒネ等及び前条第二項に、「第十九条」を「第十九条の二」に改める。 第十九条の次に次の一条を加える。 (輸出の際の表示) 第十九条の二 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出するときは、その品名及び数量について虚偽の表示をしてはならない。 第二十条第一項中「第十二条第一項に規定する麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に改める。 第二十一条の見出しを「製剤及び小分け」に改め、同条中「製剤しては」を「製剤し、又は小分けしては」に、「但し」を「ただし」に、「製剤する」を「製剤し、又は小分けする」に改める。 第二十四条第九項中「にある」の下に「麻薬卸売業者」を加える。 第二十七条第六項中「及び住所」及び「及び使用期間、発行の年月日」を削り、「並びに麻薬業務所の名称及び所在地」を「その他厚生省令で定める事項」に、「押印し」を「記名押印又は署

名をし」に改める。

第三十六條第二項中「第十二條第一項に規定する麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に改める。

第四十一條中「(昭和二十三年法律第二百一十号)を削る。

第五十條の十二第四項及び第五項中「輸入許可書」を「輸入許可証明書」に改める。

第五十條の十八中「第二十九條の二の規定は、第十九條の二の規定は向精神薬輸出業者について、第二十九條の二の規定は」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十九條の二中「麻薬」とあるのは、「向精神薬」と読み替えるものとする。

第五十條の三十を第五十條の四十一とし、第五十條の二十九を第五十條の四十とし、第五十條の二十八を第五十條の三十九とする。

第五十條の二十七第一項中「若しくは向精神薬取扱者」を、「向精神薬取扱者その他の関係者」に、「若しくは向精神薬試験研究施設」を、「向精神薬試験研究施設その他麻薬若しくは向精神薬に関係する場所」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け、譲渡し又は譲受けの実態を調査するため必要な限度において、麻薬等原料営業者その他の関係者に対して必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬等原料営業所その他麻薬向精神薬原料に関係する場所において実地に帳簿その他の物件を検査させることができる。

第五十條の二十七を第五十條の三十八とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 麻薬向精神薬原料に関する届出等

(業務の届出)

第五十條の二十七 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者は、あらかじめ、麻薬等原料営業所特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者にあつては、当該業務を行う麻薬等原料営業所に限る。次条第一項及び第五十條の三十四第二項において同じ。

ことに、その者の氏名又は名称及び住所その他厚生省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならぬ。麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者が届け出した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(業務廃止の届出)

第五十條の二十八 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、前条の規定による届出に係る麻薬等原料営業所における麻薬向精神薬原料(特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者にあつては、特定麻薬向精神薬原料に限る。第五十條の三十四第一項において同じ)に関する業務を廃止したときは、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならぬ。

2 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料卸小売業者が死亡し、又は法人たる麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定

麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料卸小売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者の死亡又は解散の場合にあつては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者の死亡又は解散の場合にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならぬ。

(麻薬等原料輸入業者の輸入の届出)

第五十條の二十九 麻薬等原料輸入業者は、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸入しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならぬ。

- 一 輸入しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸入の期間

(麻薬等原料輸出業者の輸出の届出)

第五十條の三十 麻薬等原料輸出業者は、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸出しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならぬ。

- 一 輸出しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸入者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸出の期間
- 四 仕向地

2 麻薬等原料輸出業者は、政令で定める地域を仕向地として、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸出しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならぬ。

- 一 輸出しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸入者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸出の期間

四 仕向地

(麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出)

第五十條の三十一 麻薬等原料輸入業者以外の者は、麻薬向精神薬原料を輸入しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生省令で定める量以下である場合は、この限りではない。

- 一 輸入しようとする麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸入の期間

(麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出)

第五十條の三十二 麻薬等原料輸出業者以外の者は、麻薬向精神薬原料を輸出しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生省令で定める量以下である場合は、この限りでない。

- 一 輸出しようとする麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸入者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸出の期間
- 四 仕向地

(事故等の届出)

第五十條の三十三 麻薬等原料営業者は、その所有する麻薬向精神薬原料につき、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生省令で定めるところにより、速やかにその麻薬向精神薬原料の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするために必要な事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 麻薬等原料営業者は、その取り扱った麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、第十二條第一項、第二十條第一項又は第五十條の十五第一項の規定により禁止さ

れる麻薬又は向精神薬の製造に關連する疑いがある場合として厚生省令で定める場合に該当すると認められるときは、速やかにその旨及び厚生省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 都道府県知事は、前二項の届出を受けたときは、速やかに厚生大臣に報告しなければならぬ。

(記録)  
第五十条の三十四 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、次に掲げる事項を記録しなければならぬ。

一 輸入し、輸出し、製造し、小分けし、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料の品名及び数量並びにその年月日

二 麻薬向精神薬原料の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

2 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、前項の規定による記録を、記録の日から二年間、麻薬等原料営業所において保存しなければならない。

(準用)  
第五十条の三十五 第十九条の二の規定は、麻薬等原料輸出業者について準用する。この場合において、同条中「麻薬」とあるのは、「麻薬向精神薬原料」と読み替えるものとする。

(適用除外等)  
第五十条の三十六 麻薬向精神薬原料のうち、その組成、性状等に照らして麻薬又は向精神薬の製造に使用することが著しく困難であるものとして厚生省令で定めるものについては、政令で、この法律の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(関係大臣への通知)

第五十条の三十七 厚生大臣は、必要があると認めるときは、関係大臣の協力を求めるため、第五十条の二十七及び第五十条の二十八の規定により届出のあつた事項を関係大臣に通知するものとする。

第五十二条第一項中「第五十条の三十」を「第五十条の四十一」に改める。

第五十四条第一項中「百七十名以内」及び「通じて百三十五名以内」を削り、同条第二項中「麻薬取締員」を「麻薬取締官の定数及び麻薬取締員」に改め、同条第五項中「あへん法若しくはを、あへん法」に、「違反する罪、刑法」を、「若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第 号)に違反する罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)」に、「行なう」を、「行う」に改める。

第五十八条の六第六項中「第五十三条第二項及び第三項」を「第五十条の三十八第三項及び第四項」に改める。

第六十四条第一項を次のように改める。  
シアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

第六十四条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。  
第六十四条の二第二項を次のように改める。  
シアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処する。

第六十四条の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第六十四条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、シアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十

年以下の懲役に処する。

2 賞利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。  
第六十五条第一項を次のように改める。  
次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

一 シアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者(第六十九条第一号から第三号までに該当する者を除く。)

二 麻薬原料植物をみだりに栽培した者  
第六十五条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。  
第六十六条第一項を次のように改める。  
シアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者(第六十九条第四号若しくは第五号又は第七十条第五号に該当する者を除く。)

は、七年以下の懲役に処する。  
第六十六条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。  
第六十六条の三第一項を次のように改める。  
向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者(第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。)

は、三年以下の懲役に処する。  
第六十六条の三第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条を第六十六条の四とする。  
第六十六条の二第一項を次のように改める。  
向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者(第七十条第十五号又は第十六号に該当する者を除く。)

は、五年以下の懲役に処する。

第六十六条の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条を第六十六条の三とする。

第六十六条の次に次の一条を加える。  
第六十六条の二 第二十七條第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 賞利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。  
第六十八条中「違反行為」を「罪に当たたる行為」に、「機械又は器具」を「車両、設備、機械、器具又は原材料(麻薬原料植物の種子を含む。)」に、「提供した」を「提供し、又は運搬した」に改める。  
第六十八条の二中「第十二条第一項又は第二十四條及び第二十六條の規定により禁止される」を「第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる」に改める。

第六十九条の二中「第六十六条の二第一項又は第二項」を「第六十六条の三第一項又は第二項」に改める。  
第六十九条の三中「場合においては」を「罪に係る麻薬又は向精神薬で」に、「麻薬又は向精神薬」を「もの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する罪(第六十四条の三及び第六十六条の二の罪を除く。)の実行に關し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没取することができる。  
第六十九条の四中「第六十六条の二第一項又は第二項の違反行為」を「第六十六条の三第一項又は第二項の罪に当たたる行為」に、「提供した」を「提供し、又は運搬した」に改める。

第六十九条の五中「第五十条の十六の規定により禁止される」を「第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる」に改め、同条の次に次

の一条を加える。

第六十九條の六、第六十四條、第六十四條の二、第六十五條、第六十六條、第六十六條の三から第六十八條の二まで、第六十九條の二、第六十九條の四及び前條の罪は、刑法第二條の例に従う。

第七十條中第二十號を第二十一號とし、第十九號を第二十號とし、第十八號中「第五十條の二十八から第五十條の三十まで」を「第五十條の二十九から第五十條の四十一まで」に改め、同號を同條第十九號とし、同條中第十七號を第十八號とし、第二號から第十六號までを一號ずつ繰り下げ、第一號の次に次の一號を加える。

二 第十九條の二の規定に違反した者  
第七十二條第九號中「第五十條の二十七第一項」を「第五十條の三十八第一項」に改め、同號を同條第十一號とし、同號の前に次の一號を加える。

十 第五十條の二十七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
第七十二條中第八號を第九號とし、第五號から第七號までを一號ずつ繰り下げ、第四號の次に次の一號を加える。

五 第五十條の十八において準用する第十九條の二の規定に違反した者  
第七十三條の二に次の六號を加える。

三 第五十條の二十八の規定に違反した者  
四 第五十條の二十九から第五十條の三十二まで又は第五十條の三十三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第五十條の三十四第一項の規定に違反して、記録をせず、又は虚偽の記録をした者  
六 第五十條の三十四第二項の規定に違反して、記録の保存をしなかつた者  
七 第五十條の三十五において準用する第十九條の二の規定に違反した者  
八 第五十條の三十八第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十四條中「第六十六條の二第二項若しくは第三項、第六十六條の三第二項若しくは第三項」を「第六十六條の三第二項若しくは第三項若しくは第六十六條の四第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第六十四條の三第二項若しくは第三項、第六十六條の二第二項若しくは第三項」に改める。

第七十六條中「第十二條第一項に規定する麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に、「同條第二項」を「第十二條第二項」に、「同條第一項及び第二項」を「ジアセチルモルヒネ等及び同條第二項」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。  
別表第四(第二條關係)

- 一 アセトン
  - 二 アントニル酸及びその塩類
  - 三 エチルエーテル
  - 四 エルゴタミン及びその塩類
  - 五 エルゴメトリン及びその塩類
  - 六 ピペリジン及びその塩類
  - 七 無水酢酸
  - 八 リゼルギン酸及びその塩類
  - 九 前各号に掲げる物のほか、麻薬又は向精神薬の原材料となる物であつて政令で定めるもの
  - 十 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物
- (大麻取締法の一部改正)  
第二條 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四號)の一部を次のように改正する。
- 第一條中「カンナビス、サテイバ、エル」を「カンナビス、サテイバ、エル」に、「但し」を「ただし」に改め、「除く」の下に「並びに大麻草の種子及びその製品」を加える。
- 第二十一條第一項中「大麻取締」を「大麻の取締り」に、「麻薬取締官又は」を「大麻取扱者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬

取締官若しくは」に、「吏員」を「職員」に、「又は試験」を「若しくは試験」に改め、同條第二項中「吏員」を「職員」に、「呈示」を「提示」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
第二十四條第一項を次のように改める。

大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。  
第二十四條第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第二十四條の二第一項を次のように改める。  
大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。  
第二十四條の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第二十四條の六中「第三條第一項、第十三條又は第十六條の規定により禁止される」を「第二十四條の二の罪に当たる」に改め、同條を第二十四條の七とし、同條の次に次の一號を加える。

第二十四條の八、第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の四、第二十四條の六及び前條の罪は、刑法第二條の例に従う。  
第二十四條の五中「違反行為」を「罪に当たる行為」に、「機械又は器具を提供した」を「車両、設備、機械、器具又は原材料(大麻草の種子を含む)を提供し、又は運搬した」に改め、同條を第二十四條の六とする。

第二十四條の四中「前三條の場合においては」を「第二十四條から前條までの罪に係る大麻で」に、「大麻」を「もの」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項に規定する罪(第二十四條の三の罪を除く)の実行に關し、大麻の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。  
第二十四條の四を第二十四條の五とし、第二

十四條の三を第二十四條の四とし、第二十四條の二の次に次の一號を加える。  
第二十四條の三、次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役に処する。

一 第三條第一項又は第二項の規定に違反して、大麻を使用した者  
二 第四條の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者  
三 第十四條の規定に違反した者

2 營利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。  
第二十五條第一項及び第二十六條中「これを」を削る。

第二十七條中「第三項」を「第三項若しくは」に、「第三項又は」を「第三項の罪を犯し、又は」第二十四條の三第二項若しくは第三項若しくは」に改める。

(覚せい剤取締法の一部改正)  
第三條 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

目次中「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に、「第四十五條」を「第四十四條」に改める。

第二條第二項中「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者」に、「覚せい剤を製造し、且つ、」を「覚せい剤を製造すること(覚せい剤を精製すること、覚せい剤に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤にすること、及び覚せい剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。)、及び」に、「覚せい剤を覚せい剤施用機又は覚せい剤研究者」を「覚せい剤を覚せい剤施用機又は覚せい剤研究者」に改め、同條第八項中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料製造業者」に、「覚せい剤原料を」を「覚せい剤原料を」に改め、「製造すること」の下に「覚せい剤原料を精製する

こと、覚せい剤原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚せい剤原料にすること、及び覚せい剤原料を分割して容器に取めることを含む。ただし、調剤を除く。」を加える。

第十八条第一項中「覚せい剤を」を「覚せい剤を」に、「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚せい剤研究者」に、「都道府県の発行する譲渡証の用紙」を「厚生省令で定める様式により作成した譲渡証」に、「都道府県の発行する譲渡証の用紙」を「厚生省令で定める様式により作成した譲渡証」に、「且つ」を「かつ」に、「おして」を「押し」に改める。

第三十条の六の次に次の一条を加える。  
(輸出の際の表示)

第三十条の六の二 覚せい剤原料輸出業者は、覚せい剤原料を輸出するときは、その品名及び数量について虚偽の表示をしてはならない。

第三十条の十七第一項中「から第五号まで」を「又は第二号」に改め、「製造所又は研究所」を削り、同項第一号中「製造し、譲り渡し、譲り受け、又は業務若しくは研究のため使用した」を「譲り渡し、又は譲り受けた」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 覚せい剤原料の輸入又は輸出の相手方の氏名又は名称及び住所

第三十条の十七第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十条の七第三号から第五号までに規定する者は、それぞれその業務所、製造所又は研究所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 製造し、譲り渡し、譲り受け、又は業務若しくは研究のため使用した覚せい剤原料の品名及び数量並びにその年月日  
二 第三十条の十四の規定により届出をした

覚せい剤原料の品名及び数量

第三十一条中「覚せい剤又は覚せい剤原料の取締り」を「覚せい剤又は覚せい剤原料の取締り」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関」を「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚せい剤研究者」に改め、「含む」の下に「その他の関係者」を加える。

第三十二条第一項中「覚せい剤の取締り」を「覚せい剤の取締り」に、「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者」に、「覚せい剤保管営業所」を「覚せい剤保管営業所」に、「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に、「診療所又は」を「診療所」に改め、「研究所」の下に「その他覚せい剤に関係ある場所」を加え、「覚せい剤若しくは覚せい剤」を「覚せい剤若しくは覚せい剤」に、「疑い」に改める。

第三十九条の見出しを「(証紙の代価)」に改め、同条中「第十八条(譲渡証及び譲受証)」に規定する譲渡証又は譲受証の用紙を必要とする者は都道府県に、「を削り」、「覚せい剤」を「覚せい剤」に、「国庫に、それぞれ」を「国庫に」に改める。

第四十一条第一項を次のように改める。

覚せい剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者(第四十一条の五第一項第二号に該当する者を除く)は、一年以上の有期懲役に処する。

第四十一条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第四十一条の二第一項を次のように改める。  
覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者(第四十二条第五号に該当する者を除く)は、十年以下の懲役に処する。

第四十一条の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条第三項中「第一項第二号から第六号まで及び前項(第一項第二号

から第六号までに係る部分に限る。)」を「前二項」に改める。

第四十一条の八中「第十七条又は第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)」の規定により禁止される覚せい剤又は覚せい剤原料の譲渡」を「第四十一条の二の罪に当たる覚せい剤の譲渡」に改め、同条を第四十一条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十一条の十二 第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九及び前条の罪は、刑法第二十条の例に従う。

第四十一条の十三 第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定により禁止される覚せい剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十一条の七中「若しくは第二項又は第四十一条の二第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る)の違反行為」を「又は第二項の罪に当たる行為」に、「機械又は器具を提供した」を「車両、設備、機械、器具又は原材料覚せい剤原料を除く)を提供し、又は運搬した」に改め、同条を第四十一条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の十 情を知つて、第四十一条の三

第一項第三号若しくは第四号又は第二項(同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る)の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の六中「前五条」を「第四十一条から前条まで」に、「覚せい剤又は覚せい剤原料」を「覚せい剤又は覚せい剤原料」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する罪(第四十一条の三から第四十一条の五まで及び前条の罪を除く)の実行に関し、覚せい剤の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

る。

第四十一条の六を第四十一条の八とする。

第四十一条の五中「若しくは第二項又は第四十一条の二第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る)を」を「又は第二項」に改め、同条を第四十一条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の七 第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項(同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る)の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の四を第四十一条の五とする。

第四十一条の三第二項中「前項第三号から第五号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、同条第三項中「第一項第四号及び第五号並びに」を「第一項第二号から第五号まで及び」に、「第一項第四号及び第五号」を「第一項第二号から第五号まで」に改め、同条を第四十一条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

第四十一条の三 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 第十九条(使用の禁止)の規定に違反した者

二 第二十条第二項又は第三項(他人の診療以外の目的で使用する施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限)の規定に違反した者

三 第三十条の六(輸入及び輸出の制限及び禁止)の規定に違反した者

四 第三十条の八(製造の禁止)の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。  
第四十二条第二十一号中「第三十条の十七第

一項を「第三十条の十七第一項又は第二項」に改め、同条第二十二号とし、同条中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第三十条の六の二（輸出の際の表示）の規定に違反した者

第四十二條の二第六号中「第三十条の十七第二項」を「第三十条の十七第三項」に改める。

第四十四條を削る。

第四十五條中「第四十一條の三第二項」を「第四十一條の四、第四十二條又は」を「第四十一條の四第二項若しくは第三項、第四十一條の五、第四十二條若しくは」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第四十四條とする。

（あへん法の一部改正）

第四條 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「パバヴェル・ソムニフェルム・エル、パバヴェル・セティゲルム・ディーシー」を「パバヴェル・ソムニフェルム・エル、パバヴェル・セティゲルム・ディーシー」に改める。

第十四條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「若しくは大麻取締法」を「大麻取締法」に、「に違反する」を「覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第 号）に違反する」に改め、同条第三号中「取締」を「取締り」に改める。

第四十四條第一項中「取締」を「取締り」に、「若しくは麻薬研究者」を「麻薬研究者その他の関係者」に、「乾そう」を「乾燥」に、「若しくは麻薬の」を「麻薬の」に改め、「研究施設」の下に「その他あへん若しくはけしからに關係ある場所」を加え、「疑」を「疑い」に改め、同

第二項中「取締」を「取締り」に、「若しくは麻薬研究者」を「麻薬研究者その他の関係者」に、「乾そう」を「乾燥」に、「若しくは麻薬の」を「麻薬の」に改め、「研究施設」の下に「その他あへん若しくはけしからに關係ある場所」を加え、「疑」を「疑い」に改め、同

条第二項中「取締」を「取締り」に、「若しくは麻薬研究者」を「麻薬研究者その他の関係者」に、「乾そう」を「乾燥」に、「若しくは麻薬の研究施設」を「麻薬の研究施設その他あへん若しくはけしからに關係ある場所」に、「疑」を「疑い」に改める。

第五十一條第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

一 けしをみだりに栽培した者（第五十五條第二号に該当する者を除く。）

二 あへんをみだりに採取した者

三 あへん又はけしからを、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者

第五十一條第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第五十二條第一項を次のように改める。

あへん又はけしからを、みだりに、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第五十五條第一号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。

第五十二條第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に、「百万円」を「三百万円」に改める。

第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 第九條の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十四條中「前三條」を「第五十一條から前条まで」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する罪（第五十二條の二の罪を除く。）の実行に關し、あへん又はけしからの運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第五十四條の二中「違反行為」を「罪に當たる行為」に、「機械又は器具を提供した」を「車両、

設備、機械、器具又は原材料（けしの種子を含む。）を提供し、又は運搬した」に改める。

第五十四條の三中「第七條の規定により禁止される」を「第五十二條第一項又は第二項の罪に當たる」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第五十四條の四 第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條の二及び前條の罪は、刑法第二條の例に従う。

第五十五條を次のように改める。

第五十五條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第三項の規定に違反した者

二 第十七條の規定に違反した者

第五十六條中「第五十二條」の下に、「第五十二條の二」を加え、「あたる」を「當たる」に改める。

第五十七條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「あたり」を「当たり」に改める。

第五十八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十九條中「左の」を「次の」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「立入」を「立入り」に改める。

第六十條中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十一條中「第五十二條第二項」を「若しくは第五十二條第二項」に、「第五十五條又は」を「の罪を犯し、又は第五十五條若しくは」に改める。

第六十二條中「三万円」を「十万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（以下「新法」という。）第二條第七号に規定する麻薬向精神薬原料の輸入若しくは輸出を業としていた者又はこの法律の施行の際現に同条第四十号に規定する特定麻薬向精神薬原料の製造（精製及び特定麻薬向精神薬原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の特定麻薬向精神薬原料にすることを含む。ただし、調剤を除く。）を小分け（他人から譲り受けた特定麻薬向精神薬原料を分割して容器に収めることをいう。）若しくは譲渡しを業としていた者については、新法第五十條の二十七の規定を適用する場合には、同条中「あらかじめ」とあるのは、「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第 号）の施行の日から起算して一月以内」とする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 上陸の手續の特例等（第三條・第七條）

第三章 罰則（第八條―第十九條）

第四章 没取に關する手續等の特例（第二十條―第二十三條）

第五章 保全手續

第一節 没取保全（第二十四條―第四十三條）

第二節 追徴保全（第四十四條―第五十一條）

第三節 雜則（第五十二條―第五十五條）

第六章 没取及び追徴の執行及び保全に關する國際共助手續（第五十六條―第七十條）

第七章 雜則（第七十一條・第七十二條）

第七十條

第七十一條 第七十二條

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、薬物犯罪による不法収益等をはく奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性にかんがみ、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束等の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)及び覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に定めるもののほか、これらの法律その他の関係法律の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、大麻取締法に規定する大麻、あへん法に規定するあへん及びけしげら並びに覚せい剤取締法に規定する覚せい剤をいう。

2 この法律において「薬物犯罪」とは、次に掲げる罪(当該罪と他の罪とが刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。)をいう。

一 第八条、第十一条又は第十二条の罪

二 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十六条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三、第六十六条の四、第六十六条の二又は第六十九条の五の罪

三 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二又は第二十四条の七の罪

四 あへん法第五十一条、第五十二条又は第五十四条の三の罪

五 覚せい剤取締法第四十一条、第四十一条の二又は第四十一条の十一の罪

六 麻薬及び向精神薬取締法第六十七条若しくは第六十九条の二、大麻取締法第二十四条の四、あへん法第五十三条又は覚せい剤取締法第四十一条の六の罪

七 麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の六、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十一条の九の罪

3 この法律において「不法収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は前項第七号に掲げる罪に係る資金をいう。

4 この法律において「不法収益に由来する財産」とは、不法収益の果実として得た財産、不法収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他不法収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

5 この法律において「不法収益等」とは、不法収益、不法収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

第二章 上陸の特例等

(上陸の手続の特例)

第三条 入国審査官は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という)第五条第一項第六号に掲げる者である疑いのある外国人から入管法第六条第二項の申請があつた場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に関し、当該外国人を上陸させることが必要であるとの検査官からの通報又は司法警察職員(麻薬取締官、大麻取締官、警察官又は海上保安官に限る。次項、次条第一項及び第七条において同じ。)からの要請があつた旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されていると認められる旨の連絡を受けているときは、入管法第九条第一項の規定にかかわらず、入管法第五條第一項第六号以外の事項について入管法第七條第一項の審査をした上、当該外国人の

旅券に入管法第九条第一項の上陸許可の証印をすることができ。

2 入国審査官は、入管法第五條第一項第六号に掲げる者である疑いのある外国人につき入管法第十四條第一項、第十五條第一項若しくは第二項又は第十六條第一項の申請があつた場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に関し、当該外国人を上陸させることが必要であるとの検査官からの通報又は司法警察職員からの要請があつた旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されていると認められる旨の連絡を受けているときは、入管法第五條第一項第六号以外の事項について審査をした上、当該外国人の上陸を許可することができる。

3 入国審査官は、法務大臣から、第一項の規定による上陸許可の証印又は前項の規定による上陸の許可を受けている外国人について、引き続き本邦に在留させておくことが適当でないと認める旨の連絡を受けたときは、速やかに、当該外国人の本邦への上陸の時において当該外国人が入管法第五條第一項第六号に該当したか否かを審査しなければならない。

4 入国審査官は、前項の規定による審査により、同項に規定する外国人が入管法第五條第一項第六号に該当したと認めるときは、当該外国人について第一項の規定による上陸許可の証印又は第二項の規定による上陸の許可を取り消すものとする。

(税関手続の特例)

第四条 税関長は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七條(同法第七十五條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による貨物の検査により、当該検査に係る貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送り出され、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検査官又は司法警察職員からの要請があり、かつ、

当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、当該要請に応ずるために次に掲げる措置をとることができ。ただし、当該措置をとることが関税法規の目的に照らし相当でないと認められるときは、この限りでない。

一 当該貨物(当該貨物に隠匿されている規制薬物を除く。)について関税法第六十七條の規定により申告されたところに従つて同条の許可を行うこと。

二 その他当該要請に応ずるために必要な措置  
2 前項(第一号を除く。)の規定は、関税法第七十六條第一項ただし書の規定による郵便物中にある信書以外の物の検査により、当該信書以外の物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合について準用する。この場合において、当該規制薬物については、同法第七十四條の規定は、適用しない。

(金融機関等による疑わしい取引の届出)

第五条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下「金融機関等」という)は、政令で定める業務において收受した財産が不法収益等である疑いがある場合又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第九条の罪に当たる行為を行つて疑いがあることを認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を、文書で、主務大臣(政令で定める金融機関等にあつては、都道府県知事)に届け出なければならない。

2 前項の場合においては、金融機関等(その役員及び使用人を含む)は、同項の規定による届出を行おうとするとき又は行つたことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る文書の写しを主務大臣に送付しなければならない。

(郵政大臣による疑わしい取引の記録)  
第六条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政

令で定める業務において收受した財産が不法収益等である疑いがある場合又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第九条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を帳簿に記載するものとする。

(閲覧等)

第七条 検察官、検察事務官、司法警察職員又は税関職員は、第五条第一項若しくは第三項の規定により主務大臣に届け出られ、若しくは送付された文書、同条第一項の規定により都道府県知事に届け出られた文書又は前条の規定により郵政大臣が記録した帳簿を閲覧し、又は謄写することができる。

第三章 罰則

(業として行う不法輸入等)

第八条 次に掲げる行為を業とした者(これらの行為と第十一條の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む)は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

一 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四條の二(所持に係る部分を除く)、第六十五條、第六十六條(所持に係る部分を除く)、第六十六條の三又は第六十六條の四(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする者。  
二 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする者。

三 あへん法第五十一条又は第五十二条(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする者。  
四 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする者。

(不法収益等隠匿)  
第九条 不法収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は不法収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。不法収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(不法収益等收受)

第十条 情を知って、不法収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る)の時に当該契約に係る債務の履行が不法収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(規制薬物としての物品の輸入等)

第十一条 薬物犯罪(規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る)を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 薬物犯罪(規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る)を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(あおり又は唆し)

第十二条 薬物犯罪(前条及びこの条の罪を除く)、第九条の罪若しくは第十条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然とあおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第十三条 第八条から第十条まで及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

(不法収益等の没収)

第十四条 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の罪が不法収益又は不法収益に由来する財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき第三号から第五号までに掲げる財産の全部を没収することが相当でないとき認められるときは、その一部を没収することができる。

一 不法収益(第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものを除く)。  
二 不法収益に由来する財産(第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る不法収益の保有又は処分に基つき得たものを除く)。  
三 第九条第一項若しくは第二項又は第十条の罪に係る不法収益等。

四 第九条第一項若しくは第二項又は第十条の罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産。  
五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分に基つき得た財産。  
2 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないとき認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

3 次に掲げる財産は、これを没収することができる。  
一 不法収益(第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。  
二 不法収益に由来する財産(第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る不法収益の保有又は処分に基つき得たものに限る)。  
三 第九条第三項の罪に係る不法収益等。  
四 第九条第三項の犯罪行為より生じ、若しくは

は当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産。  
五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分に基つき得た財産。

(不法収益等が混和した財産の没収)  
第十五条 前条第一項各号又は第三項各号に規定する財産(以下「不法財産」という)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(以下「混和財産」という)のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十六条 第十四条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知って当該不法財産又は混和財産を取得した場合(当該不法財産又は混和財産の取得が第十条ただし書に規定する不法収益等の收受に該当する場合を除く)は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十四条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)

第十七条 第十四条第一項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第二項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。  
2 第十四条第三項に規定する財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の

権利の有無その他の事情からこれを没収するところが相当でない認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

(不法収益の推定)

第十八条 第八条の罪に係る不法収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であつて、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づく給付の受給の状況に照らし不相当に高額であると認められるものは、当該罪に係る不法収益と推定する。

(両罰規定)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八条から第十二条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四章 没収に関する手続の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第二十条 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二十三条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 薬物犯罪又は第九条若しくは第十条の罪(以下「薬物犯罪等」という。)に關し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十六条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十六条第二項の規定により存続させるべき

権利については前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第二十一条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二十二条 権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に囑託する場合において、没収により効力を失つた処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を囑託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二十三条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第五章 保全手続

第一節 没収保全

(没収保全命令)

第二十四条 裁判所は、薬物犯罪等に係る被告事件に關し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により没収することができる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全(没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)に關する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一

号)の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)

第二十五条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察員(麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 検察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代え



の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三十三条第三項において準用する第二十九条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消)

第三十四条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなったときは、裁判所は、検察官又は没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならぬ。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

(没収保全命令の失効)

第三十五条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一号の規定による公訴棄却の裁判があった場合における没収保全の効力については、第二十五条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

(失効等の場合の措置)

第三十六条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならぬ。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察

官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の制限)

第三十七条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶(民事執行法第一百二十二条に規定する船舶をいう。)、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制競売の開始決定がされた場合又は当該保全に係る動産(同法第一百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十四条第二項において同じ。))に対し強制執行による差押えがされた場合には、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後、又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第四十三條に規定する債権をいう。以下同じ。)に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失った後、又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三條第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権(民事執行法第六十二條第一項に規定するその他の財産権をいう。))に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(第三債務者の供託)  
第三十八条 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下この条及び第四十二條において「第三債務者」という。))は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令の送達を

受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務者の履行地の供託所に供託することができ

る。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。))の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五條の規定の適用については、同条第一号中「第五十六條第一項」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三十八條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)  
第三十九条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止が

されたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならぬ。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申し立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者(被告人である差押債権者を除く。))が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第二十条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

(強制執行の停止)  
第四十条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると認料するに足りる相当理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命ずることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九條第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代

替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、檢察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。第三十四条第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)  
第四十一条 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分がされたものの実行(差押えを除く)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失つた後、又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、檢察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しななければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第七号(同法第八十九條、第九十二條又は第九十三條第二項において準用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)  
第四十二条 第三十七條の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。)による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和議の開始決定(以下この条において「破産宣告等」という。)がされた場合若しくは没収保全が開始している財産を有する会社について更生手続開始の命令(以下この条において「更生手続開始決定等」という。)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 第三十八條の規定は没収保全がされている金

銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

3 第三十九條の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされた場合において、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社について更生手続開始決定等がされた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上

に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされた場合又は没収対象財産の上

4 第四十條の規定は、仮差押えの執行がされて

いる財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。  
(附帯保全命令の効力等)  
第四十三条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。  
第二節 追徴保全  
第四十四条 裁判所は、薬物犯罪等に係る被告事件に關し、第十七條の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあることを認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(以下「追徴保全額」という。)を定め、特定の財産について発しなければならぬ。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。  
3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

5 第二十四條第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)について準用する。  
(起訴前の追徴保全命令)  
第四十五条 裁判官は、前条第一項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、檢察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ。

2 第二十五条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。  
(追徴保全命令の執行)  
第四十六条 追徴保全命令は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。  
3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手続に関する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を発した檢察官の所属する檢察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金銭債権の債務者の供託)  
第四十七条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。  
2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。  
(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

第四十八條 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあったときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならぬ。

(追徴保全命令の取消)

第四十九條 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、檢察官又は被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならぬ。第三十四條第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

第五十條 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八條第四号及び第三百三十九條第一項第一号の規定による場合を除く)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失ふ。

2 刑事訴訟法第三百三十八條第四号又は第三百三十九條第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十五條第二項の規定を準用する。

(追徴保全命令が失効した場合の措置)

第五十一條 追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、檢察官は、速やかに、第四十六條第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づき仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消のため、必要な措置を執らなければならぬ。

第三節 雜則

(送達)

第五十二條 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法に關する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第七十八條第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第八十條第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

第五十三條 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に關する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならぬ。(不服申立て)

第五十四條 没収保全又は追徴保全に關して裁判所とした決定に対しては、抗告をすることができ。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと(第二十四條第二項の規定による決定に關しては同項に規定する理由がないこと、第四十條第一項(第四十三條第二項)において準用する場合を含む)の規定による決定に關しては第四十條第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に關して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに關する手続については、刑事訴訟法第四百二十九條第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用)

第五十五條 没収保全及び追徴保全に關する手続

については、この法律に特別の定めがあるものほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に關するの國際共助手続

(共助の実施)

第五十六條 業犯罪等に當たる行為に係る外國の刑事事件に關して、當該外國から、條約に基づき、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該當する場合を除き、その要請に係る共助をするものとする。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとして、日本國の法令によれば刑罰を科すことができなかつたと認められるとき)

二 共助犯罪に係る事件が日本國の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本國の裁判所において確定判決を経たとき

三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、要請に係る財産が日本國の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができたる財産に當たるものでないとき

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、日本國の法令によれば共助犯罪について要請に係る追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができたる場合に當たるものでないとき

五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については當該裁判を受けたる者が、自己の責めに帰することのできない理由により、當該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき

六 没収又は追徴のための保全の共助について

は、要請國の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、第二十四條第一項又は第四十四條第一項に規定する理由がないと認められるとき。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本國の法令により當該財産を没収するとすれば當該権利を存続させるべき場合に當たるときは、これを存続させるものとする。(追徴とみなす没収)

第五十七條 不法財産に代えて、その価額が不法財産の価額に相當する財産であつて當該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、當該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から當該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、不法財産に代えて、その価額が不法財産の価額に相當する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。(要請の受理)

第五十八條 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(裁判所の審査)

第五十九條 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、檢察官は、裁判所に対し、共助をすることができるときに該當するかどうかについて審査の請求をしなければならぬ。

2 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不合法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができるときに該當するとき、又はその全部について共助をすることができるときに該當するときは、それぞれその旨

の決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定をする場合において、第五十六条第二項の規定により存続させなければならぬ権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなければならぬ。

4 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。

5 第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の可否を審査することができない。

6 第一項の規定による審査に関しては、次に掲げる者(以下「利害関係人」という。)が当該審査請求事件の手続への参加を許されていないときは、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると見料するに足りる相当な理由のある者又はこれらの財産若しくは権利について没収保全がされる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行がなされている場合における差押権者若しくは仮差押権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者

7 裁判所は、審査の請求について決定をするときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者(以下「参加人」という。)の意見を聴かなければならぬ。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えなければならぬ。この場合に

において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べざる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

9 検察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

(抗告)  
第六十条 検察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

(決定の効力)  
第六十一条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関しては、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

(決定の取消)  
第六十二条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときその他その効力がなくなつたときは、裁判所は、検察官又は利害関係人の請求により、決定をもって共助をすることができるときは、当該要請の旨の決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

(没収保全の請求)  
第六十三条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

この場合において、検察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第五十九条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)  
第六十四条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に對しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)  
第六十五条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときは、その効力を失う。

2 検察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)  
第六十九条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)  
第七十条 この章に特別の定めがあるものほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官の参加については前二章、刑事訴訟法(第一編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編第一章、第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助法(昭和五

この場合において、検察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第五十九条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)  
第六十四条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に對しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)  
第六十五条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときは、その効力を失う。

2 検察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)  
第六十九条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)  
第七十条 この章に特別の定めがあるものほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官の参加については前二章、刑事訴訟法(第一編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編第一章、第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助法(昭和五

この場合において、検察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第五十九条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)  
第六十四条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に對しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)  
第六十五条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

十五年法律第六十九号) 第四条、第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号) 第三条(第二号に係る部分を除く。)、第八条第二項及び第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

第七章 雑則

(政令等への委任)

第七十一条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第二十条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第五章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く)は、最高裁判所が定める。

(経過措置)

第七十二条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第九条及び第十条の規定は、この法律の施行前にした麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律(平成三年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。)による改正前の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚せい剤取締法の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたと見たならばこれらの罪に当たるものを

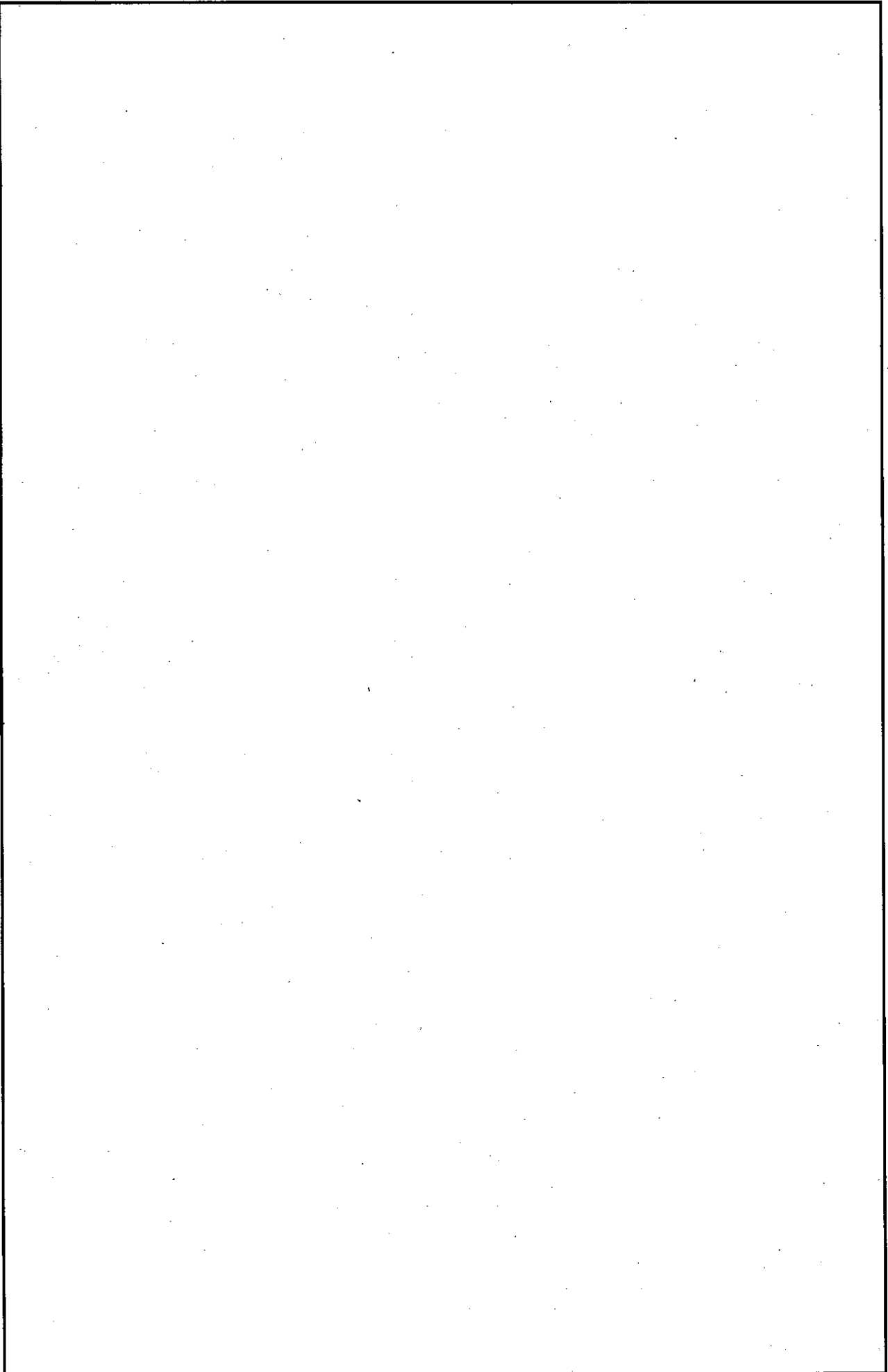
含む。)であつて、この法律の施行後にしたとしたならば薬物犯罪に当たるもの(以下この項において「薬物犯罪行為」という。)により得た財産若しくは薬物犯罪行為の報酬として得た財産並びにこの法律の施行前にした法律第 号による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の五、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十一条の七(同法第四十一条の二第一項第五号及び第六号に係る部分を除く。)の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたと見たならばこれらの罪に当たるものを含む。)により提供された資金に關してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、不法収益とみなす。

3 第五章の規定は、前項に規定する財産又は資金で、刑法その他の法令の規定により没収することができる物の没収のための保全及びこれらの法令の規定によりその価額を追徴することができる場合における追徴のための保全についても、適用する。この場合において、第二十四条第一項中「この法律」とあるのは「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律による改正前の麻薬及び向精神薬取締法」と、第四十四条第一項中「第十七条」とあるのは「刑法第十九条ノ二」とする。

4 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪でこの法律の施行後に犯されたとしたならば薬物犯罪に当たるものに係る外国からの共助の要請についても、適用する。

5 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。  
第二十四条第四号中「覚せい剤取締法」の下に、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第 号)」を加える。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)  
6 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第三十八条の見出しを「(民事執行等)」に改め、同条中「並びに競売」を「競売並びに没収保全」に改める。



平成三年十月十五日印刷

平成三年十月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P